

栄町後期基本計画

平成27年度～平成30年度

平成27年3月

はじめに



本町ではこの度、平成27年度から平成30年度までの4年間の基本的な施策をまとめた「栄町第4次総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

今年は、昭和30年12月安食町と布鎌村が合併し栄町が誕生して60年の節目の年を迎えますが、本町をとりまく環境は、人口の減少・少子高齢化など依然として厳しい状況となっています。

そのような状況を踏まえ、本計画は、町の活性化により、人口減少に歯止めをかけることが、最大の懸案事項となっていることから、栄町の将来を重視し、前期基本計画で定めた3つの重点プロジェクトに「転入者の増加」「少子化対策」「安食駅周辺活性化」「雇用の拡大」の4つの戦略を加え、更に2つの最優先事業を定め戦略性を持った計画としています。

一方、協働のまちづくりや、いつまでも生き生きと暮らせる健康施策、そして、きめ細やかな福祉施策などについても新たな施策の展開を計画しています。

さらに、昨年11月に国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、町といたしましても、地方創生総合戦略を平成27年度に策定いたしますが、その先行的な意味合いのため、「町への転入者を多くする」「町の子どもを多くする」ことなどを目的に各種事業を展開することとしています。

今後もこの計画に基づき、「持続可能で、町民満足度の高い町政」を積極的に推進し、基本構想で掲げた町の将来像であります「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現に向け全力で取り組んでまいります。

結びに、この計画策定にあたってご尽力いただきました、政策審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました町議会と町民の皆様にご心より感謝申し上げます。

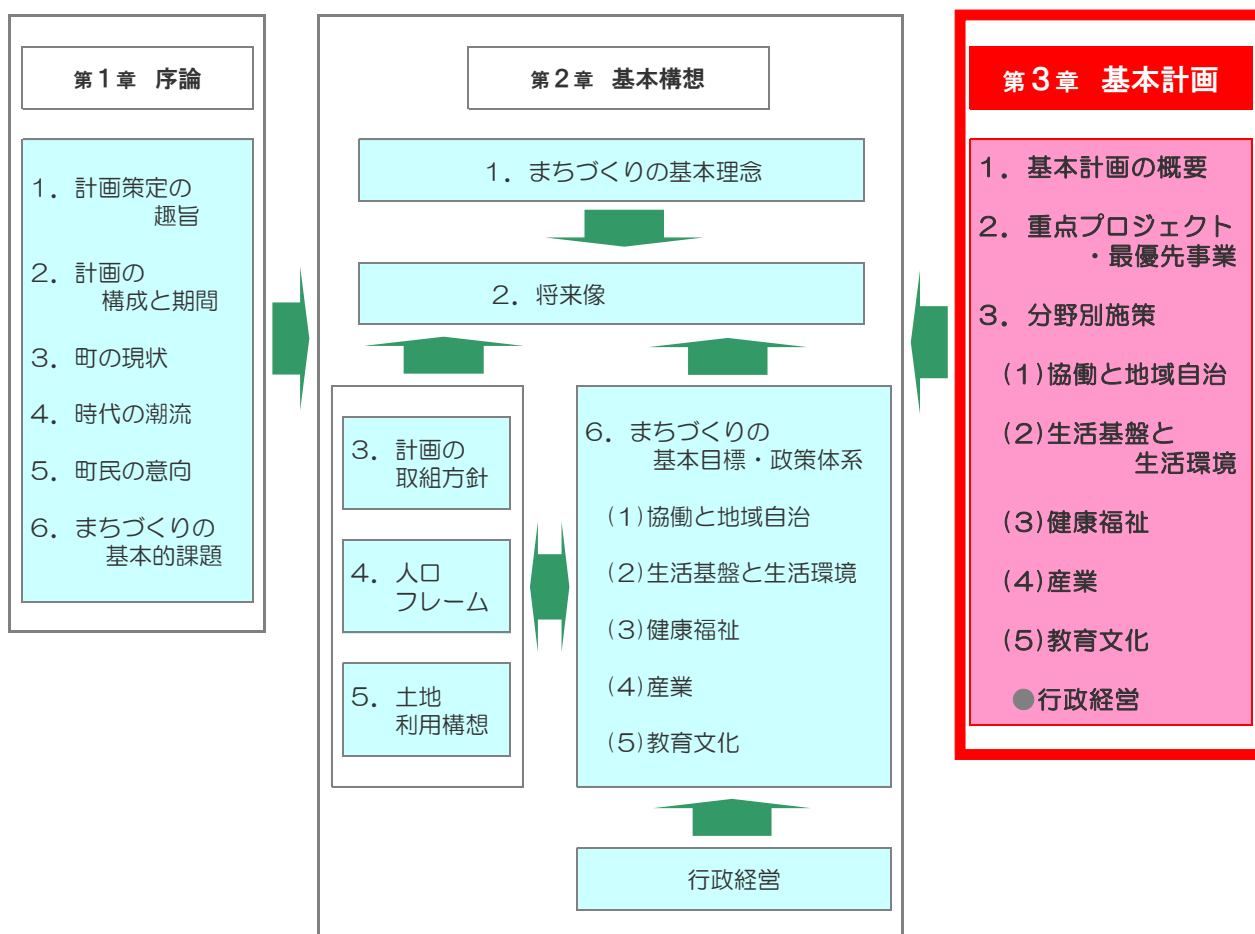
平成27年3月

栄町長 岡田 正 市

目 次

第1節 基本計画の概要	4
1 基本計画の目的	4
2 計画期間	4
3 計画推進の基本方針	4
第2節 重点プロジェクト・最優先事業	7
1 重点プロジェクト・最優先事業とは	7
2 重点プロジェクト	8
3 最優先事業	15
第3節 分野別施策	17
基本目標1 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる	18
政策1-1 協働のまちづくりを推進します	19
政策1-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を支援します	24
政策1-3 まちづくりに必要な情報を積極的に提供します	26
基本目標2 豊かな自然と調和した快適で安全・安心なまちをつくる	28
政策2-1 住み続けたい、住んでみたい、快適な住環境の整備を推進します	29
政策2-2 資源循環型社会を目指し環境負荷の低減を推進します	38
政策2-3 恵まれた自然環境の保全と調和した生活環境を整備します	40
政策2-4 町民の安全を守り安心した生活を送れる環境の整備を推進します	46
基本目標3 誰もが健康でいきいきと暮らせる思いやりとふれあいのまちをつくる	54
政策3-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境づくりを推進します	55
政策3-2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します	62
政策3-3 みんなで支え合い安心して暮らせる地域社会づくりを推進します	67
基本目標4 産業力を高め交流と連携で活力あるまちをつくる	78
政策4-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します	79
政策4-2 活力と賑わいのある商工業の振興を推進します	85
政策4-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します	90
基本目標5 豊かな心と生きがいを育み、歴史と文化が息づくまちをつくる	95
政策5-1 みんなで支えともに伸びる教育を推進します	96
政策5-2 学習やスポーツを通じて、生きがいを持って暮らしていける環境づくりを推進します	103
政策5-3 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を推進します	107
自立した持続可能なまちをつくる	111
政策6-1 目的を明らかにした成果志向型の行財政運営を推進します	112
政策6-2 効率的な行財政運営により行政サービスを向上させます	117
政策6-3 公正で透明性の高い行政運営を推進します	131
資料編	141

第3章 | 基本計画



第 1 節 | 基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「誇りと愛着のもてる まち」及び将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」を実現するために、計画の取組方針を踏まえ、基本構想に示された「協働と地域自治」、「生活基盤と生活環境」、「健康福祉」、「産業」、「教育文化」の5つの基本目標及び「行政経営」の目標、政策に基づく具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための方策を示すものです。

2 計画期間

基本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間の7年間を前期・後期に分け、後期基本計画は平成27年度から平成30年度の4年間とします。

3 計画推進の基本方針

本計画は、栄町の将来を重視し、人口減少に歯止めをかける戦略性を持った計画とします。

そのために、具体的には前期基本計画の6つの基本方針に財政基盤の確立を加えた7つの基本方針として推進します。なお、組織戦略最上位の「行政の使命」については、前期基本計画では、「持続可能で、町民満足度の高い行政経営」として進めてまいりましたが、本基本計画では、「持続可能で、町民満足度の高い町政」とします。

【行政の使命】

持続可能で、町民満足度の高い町政

行政の使命は、より良い公共サービスを町民に提供することにあります。町の将来像である「ひと」「まち」の元気を実現していくためには、現在の公共サービスの結果として、町民の満足度を高めることはもちろん、将来に向けて、町民満足度の高い町政を目指すことが重要となっています。

そして、サービスの価値は町民が決めるという受け手の立場に立ったより良いサービスの持続的な提供を町政の使命として掲げ目指していきます。

そのためには、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用しながら、優れた先見性を発揮して、政策決定や施策実施に取り組んでいくことが必要です。

そして、職員一人ひとりが、町の将来像を実現するには、それぞれの組織に求められる使命を十分に認識し、具体的な施策・事業に対しては、将来に向けて、町をどのように改革し、町民サービスを維持・向上させていくか、あらゆる場面で町民の視点から検討・提案し実施していきます。

(1) トップマネジメントの強化

町長は、町の将来像などの町政理念を、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民に対してリーダーシップを発揮します。町長の迅速かつ適切な意思決定を支援するため、政策協議の場としての政策会議を強化します。

また、課や班等の各階層の組織は、与えられた権限の元で、各課や各班のミッションの実現に責任を持ちます。

なお、町長は、特定課題に対してプロジェクトチーム等を設置し、迅速な政策立案や事業実施を推進していきます。

(2) 基本計画・予算・組織の関連づけの強化

基本計画は、町の将来像を実現させるための4年間の施策を定め、さらに主な事業の実施を通して、それぞれの成果目標を達成していきます。そして、基本計画の政策や施策の着実かつ効率的実施により成果を得ていくためには、PDCAサイクル（plan（各課の経営戦略・実行計画調書、予算編成）⇒do（人員配置、予算執行）⇒check（施策評価）⇒action（改善）⇒plan）による点検と見直しを適切に行っていきます。また、点検と見直しは議会等への報告や議会等からの意見を踏まえて行っていきます。これら点検と見直しは、予算編成や組織づくりに強く関連されるとともに、施策・事業の戦略的執行方法の検討に反映させていきます。

また、基本計画の成果については、いわゆる目標管理システムの実行により組織や職員個々の使命の点検と仕事の点検を行い、達成を図っていきます。

さらに、最近の国・県の施策や仕組みの変化が急激になる中、これらに迅速に対応できるよう、施策の点検と見直し、そして予算編成・組織づくりを適切に行っていきます。

(3) 行政評価システムの円滑な運用

中長期的な行政経営目標である総合計画（基本構想、基本計画等）の目標を達成するため、行政経営システムの柱である行政評価（毎年度実施）を円滑に運用します。

PDCAのマネジメントサイクルに基づき、毎年の施策・事業の達成状況を把握し、目標達成に向けた取組の適切な進行管理を行っていくとともに、適切な評価・分析により改善点を明確にした上で、予算編成や組織づくりに反映させ、基本計画の目標達成に向けた取り組みを行っていきます。

また、計画の点検結果は毎年公表し、透明性の高い町政を推進します。

(4) 財政基盤の確立

基本計画に示した施策や事業の実施については、その財源を確保することが重要であり、多くの事業が国・県の補助金等の特定財源の確保を前提に実施していくことにしています。

各種施策や事業の実施や点検・見直しに当たっては財政面からの評価も必ず必要であり、その際には費用すなわち町一般財源必要額と効果の比較等を行うこととします。

一方、町全体の一般財源は限られており、持続可能で、町民満足度の高い町政を行っていくには、地方債現在高の減少や基金残高の一定の確保など将来に向けての財政基盤の確立が必要となっています。

(5) 人材の育成

行政経営を円滑に進めるためには、職員一人ひとりが施策・事業の遂行能力はもとより、行政経営戦略の立案能力、町民との協働を進める能力（コーディネート・ファシリテート能力、調整力・交渉力他）など、各種能力の開発・向上を目指すとともに、各種職員研修の充実を図り、職員がその能力を最大限に発揮できる人材育成に取組ます。

特に、国・県・他の地方公共団体の政策・施策等の情報をいち早く吸収し、基本計画の効果的推進を職員自ら提言できる人材の育成を目指します。

(6) 優先して取り組む施策群の設定

前期・後期の各基本計画において、町の将来像を実現するための先導的・優先的・重点的な取組について、「重点プロジェクト」として設定します。

これらの重点プロジェクトは、全庁をあげて分野横断的に連携して実施することとします。なお、重点事業として、当町の将来を左右しかねない事業を最優先事業として設定し、数課の連携のもとに推進していくととしています。

(7) 協働のまちづくりの推進

住民ニーズの多様化が進み、地域における課題が複雑化・高度化している中で、公共領域の課題を町民自らが自主的に解決していこうという気持ちや、誇りと愛着のもてる町をみんなで作っていこうという気運の高まりがみられています。

その一方、人口減少に伴い町の行財政基盤の縮小が進むとともに、地域課題は現在より一層多様化している状況であり、行政だけでは全ての地域課題に対応することはできなくなっています。

そこで、町民の地域活動やまちづくりへの参加意欲に応えるとともに、町民の発想や手法を活かした取組を、町民と行政が一緒に行う協働のまちづくりとして推進することにより、地域課題の解決を図り、誇りと愛着の持てるまちづくりにつなげていきます。

第2節 | 重点プロジェクト・最優先事業

1 重点プロジェクト及び最優先事業とは

重点プロジェクトは、基本計画に掲げる施策のうち、将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現への効果が特に高いとみられる施策群です。

前期基本計画の重点プロジェクトであった「協働のまちづくり推進プロジェクト」「定住・移住促進プロジェクト」「産業活性化プロジェクト」の3つのプロジェクトについては、後期基本計画においても、引き続き位置付け全庁をあげて分野横断的・重点的に推進するものとします。

なお、「定住・移住促進プロジェクト」には人口減少を食い止める為の「転入者増加戦略」を始め、少子化対策としての「少子化対策戦略」や町の玄関である「安食駅周辺活性化戦略」を掲げ、更に「産業活性化プロジェクト」には、雇用の拡大や町民の就業支援対策としての「雇用拡大戦略」を掲げ、各プロジェクトが計画期間内に成果が生じるような戦略的な取り組みを行っていきます。

一方、最優先事業とは本計画において可及的速やかに実施すべき事業で、将来の町づくりを大きく左右する事業とします。

本町では、交通の利便性を高めることは町民総意識調査でも第1位であったことや、町の活性化を図るうえでも重要な課題となっていることから、「主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスを活用したまちづくり」を後期基本計画の最優先事業として位置づけ推進していきます。

また、本町では、人口の減少が続き、本町の最大の課題である定住・移住対策を進める上で町民の雇用機会の充実が喫緊の課題となっています。

一方、矢口工業団地内の企業における工業団地拡張の強い要望にこたえられない状況となっています。そのようなことから、企業の要望に応え、雇用の場を確保するために矢口工業団地の拡張事業を最優先事業として推進していきます。

2

重点プロジェクト

(1) 協働のまちづくり推進プロジェクト

住民ニーズの多様化が進み、地域課題の多様化が進んでいる中で、公共領域における身近な生活課題を中心に、これまで以上に町民が主体的に行動し解決していくことが求められています。

特に今後は、災害発生時の地域の共助や、生活支援等の地域福祉、ゴミ減量化などの課題解決には地域が担う役割が大きくなってきます。

そのような中で、町民、NPO、自治組織、企業、行政などが、共通の目標を実現するために対等な立場で連携する協働のまちづくり推進は、基本計画全体の達成に向けて重要な推進手法であることから、重点プロジェクトに位置付け、主な施策として次の施策を展開します。

施策の名称	該当施策番号
新たなパートナーシップの推進	1-1-1
広聴の推進	1-1-3
地域自治の育成	1-2-1
情報提供の推進	1-3-1
健全で計画的なまちづくりの推進	2-1-1
公園・緑地の充実	2-1-2
廃棄物の減量化と適正処理	2-2-1
生活環境の維持・保全	2-3-2
災害対策の整備	2-4-1
防犯・交通安全対策の推進	2-4-6
健康なまちづくりの推進	3-1-1
地域福祉の充実	3-3-1
自立した生活の支援	3-3-4
地域観光資源の活用推進	4-3-2
特色ある学校づくりの支援	5-1-3
生涯学習環境の充実	5-2-1

■プロジェクトの成果指標

指 標	現状値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新たに住民活動を始めた事業数	2事業 (26年度)	3事業	3事業	5事業	5事業
指標の説明	新たな活動団体又は既存団体が新たな取組みを協働で始めた数				

(2) 定住移住促進プロジェクト

本町では、まちの活力の源である人口の減少が続いており、人口流出を食い止め、流入を促進させるとともに少子化対策が喫緊の課題となっています。

そのためには、駅周辺の活性化や出生率を高めるための子育て環境の充実に加え、雇用の拡大などに関する事業を戦略的に実施し、その情報を町の内外に効果的に発信していくことが求められることから、本町への定住・移住の促進に向けた施策を重点プロジェクトに位置づけ、主な施策として次の施策を展開します。

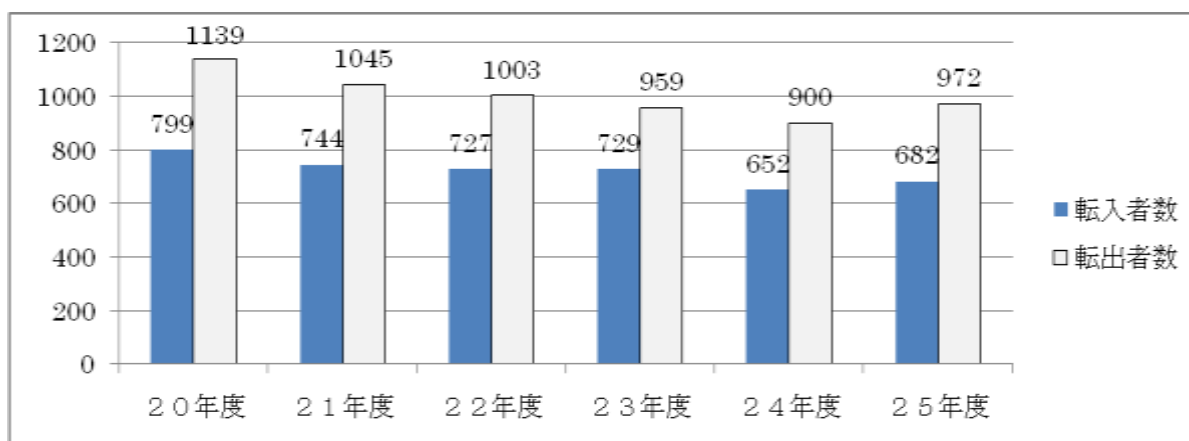
施策の名称	該当施策番号
新たなパートナーシップの推進	1-1-1
地域福祉の充実	3-3-1
高齢者の暮らしの支援	3-3-3
学校教育環境の整備	5-1-2
学習環境の充実	5-1-5

重 要 戦 略	
①	転入者増加戦略
②	少子化対策戦略
③	安食駅周辺活性化戦略

■プロジェクトの成果指標

指標名	1年間の転入者の数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
682 (25年度)	700人	750人	770人	790人
指標説明	各年度の転入者の数			

■各年度の転入者・転出者の推移



資料：住民課

重 要 戦 略

①転入者増加戦略

本町の人口の減少は、社会減（転入者から転出者を減じた数）と自然減（出生者数から死亡者数を減じた数）の両方に起因しています。

特に、昭和63年をピークに転入者の減少が目立っています。

そこで、栄町の魅力を発信するとともに、住環境の整備や子育て支援の充実、雇用の場の確保など町の魅力を高め、転入者を呼び込みとともに、転出者を食い止めます。

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
定住・移住情報発信事業	定住・移住に関する取組みの情報を、広報紙やホームページなどによって積極的に発信する	1-3-1
住宅地開発誘導事業	利便性の高い駅周辺エリアなどにおいて住宅地開発の誘導に努める	2-1-1
定住・移住奨励金交付事業	住宅取得奨励金及び定住記念品の贈呈を行う	2-1-3
住宅リフォーム補助事業	中古住宅を購入した際のリフォーム工事費を補助する	2-1-3
就職支援事業	町のホームページへ町内や近隣企業の就職情報を掲載する	2-1-3
婚活支援事業	男女の出会いの場を創出し、未婚率を下げるとともに転入者の増加につなげる	2-1-3
空き家・空きアパート対策事業	空き家物件の不動産業者への登録を推進するとともに、不動産業者と連携しながら空き家・空き室の減少を図る	2-1-3
企業や不動産業者へのセールス事業	周辺企業や近隣又は、転入者が多いような地域の不動産業者に出向いて町の空き家や空きアパートの情報を提供する	2-1-3
JR 成田線の利便性向上事業	JR 成田線の利便性の向上に向け積極的な働きかけを行う	2-1-4
新規就農者支援事業	町内移住を希望する就農者に積極的に情報提供などの支援を行う	4-1-1
企業立地促進事業	雇用機会の確保のための企業立地に協力する	4-2-2
地方創生事業で実施する事業を追加する（※）		

※平成27年度に総合戦略を策定し、28年度以降地方における人口減少に歯止めをかけるため、国の交付金を受けて実施する事業。なお、27年度から一部試行的に実施される。

②少子化対策戦略

本町の合計特殊出生率は、平成11年の1.30以降減少傾向をしめしており、平成25年では1.03となっています。これは、全国の合計特殊出生率1.43に比べても低く、国では2030年には1.8を目指すべき水準としています。

また、出生数についても平成11年度の175人以降減少しており、平成25年度は113人となっています。

このような状況下、少子化対策は重要な課題であり、結婚・出産・子育てに夢や希望の持てる環境づくりを行うためには、総合的・集中的な取組みが必要です。そのためには、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を実施し、少子化の流れを変えることを目指していきます。

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
母子健康管理支援事業	妊婦の出産や育児に関する不安や悩みの軽減と妊婦や子どもの健康管理を行う	3-2-3
病児・病後児保育事業	病院等で病児・病後児保育を行う	3-2-1
保育サービス事業	共働き世帯の子育てを応援・認定こども園等の整備助成・保育料の減額など、子育て負担の軽減を図る	3-2-1
子育て相談支援センターの構築事業	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産及び育児期までの総合的な相談センターの構築を図る	3-2-2
地域子育て支援拠点事業	「子育て情報・交流館アップR」では、情報の収集・発信、子育て講座、各種相談等を充実させ、また、「子育て支援センターさくらんぼ」では、子育てサークルへの支援、一時預かりの実施、育児不安等の相談指導に対して支援を行う	3-2-2
子育てヘルパー派遣事業	保護者に代わり家事や育児をするヘルパーを派遣して育児の支援を行う	3-2-2
児童クラブ運営事業	学校の授業終了後に遊び及び生活の場を提供する	3-2-1
子育て世帯家庭教育支援事業	子育て中の保護者に対し、家庭教育に関する様々なアドバイスを行う	5-1-5
公園施設魅力アップ事業	子供たちが安心安全に公園を利用できるよう魅力アップするため、老朽化して危険な公園遊具等の改修を行うなど、子育て世代にとって魅力ある公園になるように努めます	2-1-2
赤ちゃん子育て支援事業	子育て支援金を支給し、子育てにかかる負担を軽減する。	2-1-3
子ども医療費等助成事業	中学校修了前までの児童の入院および通院の医療費を助成する	3-2-2
未熟児療育医療給付事業	母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付を行う	3-2-2
児童手当支給事業	中学校修了前までの児童を養育している家庭に手当を支給する	3-2-2
ひとり親家庭等助成事業	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一部を助成する	3-2-2
地方創生事業で実施する事業を追加する		

③安食駅周辺活性化戦略

本町の公共交通の主要な結節点となっている安食駅は、町の表玄関でありながら空き地や空き店舗が存在するなど駅周辺の活性化には繋がっていない状況となっています。

このような状況下「安食駅周辺」は、多くの住民が日常的に利用するための商業施設の立地や空き店舗等を利用しての新規起業などの機能をもつ「小さな拠点」整備をめざします。

また、栄町を訪れた方へ町の魅力を伝えるための観光情報を提供できる手段を検討していきます。

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
新たな都市開発推進事業	にぎわいや雇用の場を創出しまちの活性化を図るため、都市計画マスタープランに掲げたまちの将来像の実現に向けて新たな都市開発に取り組む	2-1-1
住宅地開発誘導事業	利便性の高い駅周辺エリアなどにおいて住宅地開発の誘導に努める	2-1-1
JR 成田線の利便性向上事業	JR 成田線の利便性の向上に向け積極的な働きかけを行う	2-1-4
安食駅周辺整備事業	安食駅の周辺環境を向上させ、町の玄関口としてふさわしい整備を行う	2-1-5
商業立地促進事業	安食駅前地域などの未利用地や空き店舗を活用した、新たな事業所の進出や起業等を支援する	4-2-1
観光情報の発信力強化事業	パンフレットやホームページ、スマートフォンなどを活用して集客力を高めます。また、観光情報を直接来庁者に提供する手段も強化するとともに、Wi-Fi 環境の充実も図っていきます。	4-3-1
地方創生事業で実施する事業を追加する		

(3) 産業活性化プロジェクト

本町においては、今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、町の持続的かつ安定的な発展が喫緊の課題となっています。また、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されることが決定し、平成24年には日本食がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、観光需要等の高まりが期待されます。こうしたことから、定住人口の増加や本町を訪れる交流人口の増加により経済活動を活発にし、まちを活気づけることが重要です。

そこで、産業基盤の強化、観光ニーズへの適切な対応、産業間の連携強化や6次産業化等の地域資源を活用した新しいビジネスの創出、創業への支援、就労の場を確保するための矢口工業団地の拡張や商業機能・業務機能の計画的な誘導など、主な取組みとして、次の施策を展開します。

施策の名称	施策番号
新たなパートナーシップの推進	1-1-1
情報提供の推進	1-3-1
安定した農業経営基盤の整備	4-1-1
農作物及び農業資源等の有効活用の促進	4-1-2
農業生産性の向上と優良農地の維持保全の推進	4-1-4
観光事業の推進	4-3-1
地域観光資源の活用促進	4-3-2
観光拠点の整備	4-3-3
文化財保護の拡充	5-3-3

重 要 戦 略	
①	雇用拡大戦略

■プロジェクトの成果指標

指標名	観光客総入込数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
420千人 (25年度)	450千人	465千人	480千人	510千人
指標説明	町内に観光に訪れた者の数の増加			

雇用拡大戦略

町内における雇用の場を拡大、充実させることは、若者層の定住化をはじめ定住人口の維持、増加に向けた取り組みとして重要なことと考えます。しかしながら、主として雇用を生み出す工場や店舗等が立地できる土地は非常に限られています。

このようなことから、にぎわいの場の創出や産業振興の観点から策定した都市計画マスタープランに掲げたまちの将来像を踏まえ、矢口工業団地の拡張や国道356号バイパス沿道等への流通業務施設、集積型の商業施設の立地など新たな都市開発の誘導を図るとともに、低未利用地や空き店舗等への新たな事業所の進出を支援し、雇用の拡大や町民の就業支援に努めます。

また農業分野においても、農地の利用集積を計画的に進めるなどにより、民間法人の参入や農業法人等の転換を促し雇用の創出を図るとともに、都心からわずかな距離であるという利点を活かし、新たに就農しようという希望者に営農や定住移住に向けた支援を行い、雇用の拡大に努めます。

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
新たな都市開発推進事業	都市計画マスタープランに掲げた町の将来像の実現に向けて都市開発を図る	2-1-1
商業立地促進事業	◆集積型商業機能の拡大や立地にあたり事業者を支援する ◆駅前などへの新規事業所の進出等に対し支援する	4-2-1
企業立地促進事業	◆矢口工業団地の拡張や国道356号バイパス沿道等への企業の立地を支援する ◆大規模な企業の立地や既存施設の増設について町独自の支援制度を創設する	4-2-2
工業団地活性化事業	矢口工業団地の未進出地や空き施設について誘導を図り100%の土地利用を目指し、雇用の拡大につなげる	4-2-2
創業のまちづくり事業	創業希望者への支援により、新たな創業者の確保と雇用の充実を図る	4-2-3
町民の雇用支援事業	◆就労情報の発信、就業相談やセミナーの開催など、町民の就職活動を支援する ◆町民を雇用する企業に対し、雇用奨励金を交付する	4-2-3
新規就農支援事業	町内移住を希望する就農者に農地や住居の情報提供や栽培講習などを行い支援する	4-1-1
農業経営基盤強化事業	民間法人の農業参入や農業生産法人・集落営農への転換を促し雇用の創出を図る	4-1-1
地方創生事業で実施する事業を追加する		

3 最優先事業

(1) 主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスを活用したまちづくり事業

本町では、人口の減少が続き、最大の課題である定住・移住対策を進める上では都市間アクセスの向上や地域の活性化が重要となっています。

また、平成23年度に実施した「栄町町民意識調査」でも、定住していくために必要な対策として、「公共交通機関や幹線道路の整備を進め、都市間のアクセス向上を図る」と答えた方が約56.2%と最も多く、今後定住施策を推進していくためには極めて重要な位置付けにあります。

そのようなことから、主要地方道鎌ヶ谷本埜線（県道12号線）バイパスは、北千葉道路と接続することにより、栄町にとって物流機能や産業機能、広域交流の促進に期待値が高い幹線路線であることから、早期完成と、それを活用したまちづくり事業を最優先事業として進めるものです。

■主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス事業の主なスケジュール（町が希望する進捗度）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
用地買収					
整備工事					

※ 都心へ通勤・通学している方々の利便性の向上を図るためにも、開通後のバスルートの新設についても関係機関と協議していきます。

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
鎌ヶ谷本埜線バイパス整備促進事業	主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの平成29年度末完成を目指し、事業が進捗するよう県に強く要請するとともに、町として協力する	2-1-5
新たな都市開発推進事業	にぎわいや雇用の場を創出しまちの活性化を図るため、都市計画マスタープランに掲げたまちの将来像の実現に向けて新たな都市開発に取り組む	2-1-1
通勤・通学時の交通の利便性の向上事業	主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通に合わせて、印旛日医大駅方面へのバスの運行を開始する	2-1-4
安食駅周辺整備事業	主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通に合わせたバスルートの開設に伴って、バスレーンなど、利用者にとって使いやすい駅前広場にする	2-1-5
空き家・空きアパート対策事業	空き家物件の不動産業者への登録を推進するとともに、不動産業者と連携しながら空き家・空き室の減少を図る 特に、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通をチャンスとして捉えていく	2-1-3
企業立地促進事業	町民の雇用機会の確保及び地域活力の向上のため、矢口工業団地の拡張や国道356号・主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス沿線等への企業立地に協力する	4-2-2

(2) 矢口工業団地の拡張事業

本町の工業は、矢口工業団地を中心に展開されていますが、整備から20年が経過し一部企業では建物や設備の老朽化が進むなど、工業団地の環境整備が必要となってきています。

また、矢口工業団地は町民の雇用を確保する上で極めて重要であるにもかかわらず、規模拡張を希望する企業や県内での立地を希望する企業がある中、適地がないのが現状です。

そのような現状を踏まえ、矢口工業団地の拡張は町にとって急務となっています。

そこで、町が積極的に関与し、町の財政負担とならないように、県等の協力を得ながら計画的に拡張していきます。

■矢口工業団地拡張スケジュール

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
用地買収					
造成工事					

主な事業の名称	事業の内容	施策番号
新たな都市開発推進事業	都市計画マスタープランに掲げた町の将来像の実現に向けて都市開発を図る	2-1-1
企業立地促進事業	◆矢口工業団地の拡張や国道356号バイパス沿道等への企業の立地を支援する ◆大規模な企業の立地や既存施設の増設について町独自の支援制度を創設する	4-2-2
工業団地活性化事業	矢口工業団地の未進出地や空き施設について誘導を図り100%の土地利用を目指し、雇用の拡大につなげる	4-2-2
企業立地促進事業	◆矢口工業団地の拡張や国道356号バイパス沿道等への企業の立地を支援する ◆大規模な企業の立地や既存施設の増設について町独自の支援制度を創設する	4-2-2 4-2-3
町民の雇用支援事業	◆就労情報の発信、就業相談やセミナーの開催など、町民の就職活動を支援する ◆町民を雇用する企業に対し、雇用奨励金を交付する	4-2-3

第 3 節 分野別施策

「分野別施策」のページの構成と見方

●基本目標1 みんなの知恵と力で元気をまちをつくる（協働と地域再生）

政策 1-1 協働のまちづくりを推進します

2004 年 12 月 10 日

●本市は、多岐にわたる民間団体・個人に連携してさまざまな取り組みがなされてきたと承知つづけて、民間団体がそれぞれの役割を担い果たし、共に力を結集し、様々なまちづくりを推進することの大切さを認識しています。

本市では、平成 17 年 3 月に「市民活動支援センター」を開設し、市民活動の拠点として相談・登録団体は 150 を超え、一定の成果を上げてきています。団体の体制づくりや人材不足などにより、その活動が留められてきているところ、活動が停滞、健康増進、福祉、国際関係等の分野の活動が停滞している。市民の抱負、主体的な活動の呼びびができて居る面でも、まちづくり大学などによる新たな人材開発や育成と連携を促進する仕組みが必要と認識してきています。

●町と住民活動団体等の協力の推進に向けて、情報発信の拡充や地域課題解決に向けた協働事業を行うとする団体等に対しての支援強化が図られていることと併せ、町及び保健センターのコーディネート機能の強化が図られている。

●男女が互いの人格を尊重し、個性と能力を光輝させる男女共同参画社会の実現が求められる。情報提供や学習機会の創出による習得活動の推進やワーク・ライフ・バランス¹の普及促進、ドメスティック・バイオレンス²などの防止が社会的課題となっており、また、女性の参加は様々な分野で進んで来ている。さらばこの取り組みの深化に努めて推進していく必要がある。

[illegible]

この政策に取り組むに当たって踏まえるべき現状と課題を示します。具体的には、社会動向や本町における状況、町の取組状況、今後求められる取組等について記載します。

政策1-1 協働のまちづくりを推進します

施策1-1-1 新たなパートナーシップの推進

施策1-1-2 男女共同参画の推進

施策1-1-3 広聴の推進

演習の内容

政策1-1-1 新たなパートナーシップの推進

选择活动端处理

■ 目指す成果

多くの町民が、それぞれの立場で自らの役割を担い、社会貢献活動に主体的に参加している。

RESEARCH

指標名	まちづくり大学卒業者が新たな社会貢献活動を開始した人数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
—	20人	20人	20人	20人
指標説明	まちづくり大学卒業者が新たな社会貢献活動を開始した人数			

指標名	支援センタースタッフによる相談件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
48件 (25年度)	50件	60件	70件	80件
指標説明	支援センタースタッフによる年間相談件数			

2015-2016

授業名	【課題2】まちづくりと大学連携
内容	①町の町制を中心とした歴史や特徴について、地域版図等と併し手書き、まちづくりと大学を軸に発展・育成していきます。
授業名	【課題2】住居活動支援センター運営事業
内容	①住居活動の仕組みとして、地域活動やボランティア団体、NPO、これらのボランティア活動等と考えている人等への相談窓口やコーディネート施設を充実させます。 ②地域活動やボランティア団体、NPO等の資金調達やスキル向上のために必要な情報提供の充実を行います。
授業名	【課題2】地域資源活動支援事業
内容	①地域資源の解決に向き、制度策定、推進、活用、普及等の身近な地域資源活動を実施しようとする団体等への支援を行います。
授業名	【課題2】防犯コーディネーターと防犯推進事業
内容	①防犯活動の共有と解決のため、地域や住居活動団体と行政との意見交換や交流の場をつくりま
【課題2】防犯のまちづくりの推進について、地域や行政双方の「防犯のまちづくり」への意識を高めることにより、事業に活用します。	
②市民のまちづくりへの参加意識を高め、地域資源解決に必要な知識・技能を習得してもらうため、行政出前講座を行います。	
授業名	【課題2】地域の生活支援事業推進
内容	①地域資源に、地域住民やNPO・市民等主体的にビジネスの手法を競って解決する仕組みを支援するための相談窓口や相談講座などを実施します。

この政策を構成する施策の体系を示します。

施策毎に、計画の最終年度である平成30年度に実現すべき目指す成果を示します。

毎年度及び計画の最終年度について、目指す成果の達成度を測る指標を設定します。この指標をもとにして毎年行政評価を行い、計画の達成状況の検証及び次年度以降の取組についての検討を行います。達成状況及び検証結果は公表します。

目指す成果を達成するために必要な事業のうち主要なものを示します。

●基本目標1

みんなの知恵と力で
元気なまちをつくる
(協働と地域自治)

政策1-1 協働のまちづくりを推進します

政策1-2 地域の絆を育む
自治活動の活性化を支援します

政策1-3 まちづくりに必要な情報を
積極的に提供します

政策 1-1 協働のまちづくりを推進します

現状と課題

- ◆高度化・多様化する住民ニーズに行政だけではきめ細かな対応ができなくなりつつあり、町民と町がそれぞれの役割を認識し、互いに連携・協力しながらまちづくりを推進することが求められています。
本町では、平成 13 年に「住民活動支援センター」を開設し、住民活動の拠点として開放し登録団体は 150 を超え、一定の成果を上げていますが、団体の高齢化や担い手不足などにより、その活動が鈍化してきていることから、防災や防犯、健康増進、福祉、環境保全等の分野の地域課題について、町民が自発的・主体的な取り組みができる環境づくりや、まちづくり大学などによる新たな人材発掘や育成と活動を支援する仕組みが必要となってきています。
- ◆町と住民活動団体等の協働の推進に向けて、情報発信の拡充や地域課題解決に向けた協働事業を行おうとする団体等に対しての支援強化が求められていることと併せ、町及び同センターのコーディネート機能の強化が求められています。
- ◆男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められるなか、情報提供や学習機会の提供等による啓発活動の推進やワーク・ライフ・バランス¹の普及促進、ドメスティック・バイオレンス²などの防止が社会的な課題となっています。また、女性の参加は様々な分野で進んでいることから、まちづくりへの参加について推進していく必要があります。
- ◆まちづくりのためには、パブリックコメントや町長への手紙、子ども議会などによって、次世代を担う子ども達から大人まで幅広い年齢層の方々から町政やまちづくりに対する意見・提言・要望などをいただく必要があります。
また、町長が地区住民の声を直接聴く場として、地区連絡協議会主催により小学校区単位で地区別懇談会を行っています。協働のまちづくりを推進するためには、このような場を通して、地区の課題などに対して地区住民と行政が共通認識を形成することが求められています。

¹ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和

² ドメスティック・バイオレンス：配偶者及びパートナー間での暴力

施策の体系

政策1-1 協働のまちづくりを推進します

施策1-1-1 新たなパートナーシップの推進

施策1-1-2 男女共同参画の推進

施策1-1-3 広聴の推進

施策の内容

施策1-1-1 新たなパートナーシップの推進

住民活動推進課

目指す成果

多くの町民が、それぞれの立場で自らの役割を担い、社会貢献活動に主体的に参加している。

成果指標

指標名	まちづくり大学卒業者が新たな社会貢献活動を開始した人数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	20人	20人	20人	20人
指標説明	まちづくり大学卒業者が新たな社会貢献活動を開始した人数			

指標名	支援センタースタッフによる相談件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
48件 (25年度)	50件	60件	70件	80件
指標説明	支援センタースタッフによる年間相談件数			

主な事業

事業名 (拡充) まちづくり大学事業

町の課題である地区防災や健康づくり・地域福祉等の担い手を、まちづくり大学を実施し発掘・育成していきます。

事業名 (継続) 住民活動支援センター運営事業

◆住民活動の拠点として、地域活動やボランティア団体、NPO、これからボランティア活動等を考えている人等への相談業務やコーディネート機能を充実させます。

◆地域活動やボランティア団体、NPO等の資金調達やスキル向上のために必要な情報発信の充実を行います。

事業名	(継続) 地域貢献活動支援事業
地域課題の解決に向け、環境美化、福祉、防犯、防災等の身近な地域貢献活動を実施しようとする団体等の支援を行います。	
事業名	(拡充) 協働パートナーとの連携推進事業
◆地域課題の共有と解決のため、地域や住民活動団体と行政との意見交換や交流の場をつくりま す。 ◆「協働のまちづくりの手引き」に基づき、町民と行政双方の「協働のまちづくり」への意識を 高めるとともに、事業に活用します。 ◆町民のまちづくりへの参加意識を高め、地域課題解決に必要な知識・技能を習得してもらうた め、行政出前講座を行います。	
事業名	(継続) 地域の生活支援事業推進
地域課題に、地域住民やNPO等が主体的にビジネスの手法を使って解決する取組みを支援する ための情報発信や相談体制づくり等を行います。	

施策1-1-2	男女共同参画の推進	住民活動推進課
---------	-----------	---------

目指す成果

男女が互いに人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる町が形成されている。

成果指標

指標名	審議会の女性委員の登用率等（地方自治法第202条の3に基づく審議会）						
現状値	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
27.6% (26年度)	21.0%	22.1%	27.6%	28%	29%	30%	31%
指標説明	町政の審議・審査等政策決定の場への女性の参画状況を示す 女性委員／審議会等委員の総数						

主な事業

事業名	（継続）男女共同参画の推進事業
◆千葉県男女共同参画地域推進員を中心に、男女共同参画に関するセミナーの開催や広報啓発事業を行います。 ◆町の審議・審査会への女性委員の登用を働きかけます。	

施策1-1-3	広聴の推進	企画政策課・総務課・住民活動推進課
---------	-------	-------------------

目指す成果

様々な手法で町民や団体の意見を聞く機会をできるだけ増加させることによって、多くの方々からの意見が町政に反映されます。

成果指標

指標名	町長への手紙の数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
71通 (25年度)	90通	95通	100通	105通
指標説明	1年間に寄せられた町長への手紙の数			

指標名	ホームページで寄せられた意見の数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
37通 (25年度)	65通	70通	75通	70通
指標説明	1年間にホームページで寄せられた意見の数			

主な事業

事業名	(拡充) 町民からの意見募集事業
各種計画などの原案についてパブリックコメントを行い、広く町民からの意見をいただきます。	
事業名	(継続) 町民からの広聴推進事業
町長への手紙やホームページ、窓口などで寄せられた町民の意見や提案を、町政へ反映するようにしていきます。	
事業名	(継続) 子ども議会事業
次世代を担う子ども達が模擬議会の体験を通して、町政への関心を深めるとともに、地域に対する関心を高めるために子ども議会を開催します。	
事業名	(継続) 地区別懇談会支援事業
地区連絡協議会主催の地区別懇談会において、各地区のテーマを決め、地区住民と行政が協議(話し合い)を行い、課題や解決策等の意識共有を図ります。	

政策 1-2 地域の絆を育む

自治活動の活性化を支援します

現状と課題

◆本町では、自治組織への加入件数が減少傾向にあることに加え、高齢化による自治組織役員の担い手不足が問題となっており、各地区で対応策の検討が進められています。

また、防災や防犯、健康増進、福祉、環境保全などの分野の地域課題解決には、地域住民の自発的・主体的な活動強化が必要となってきます。

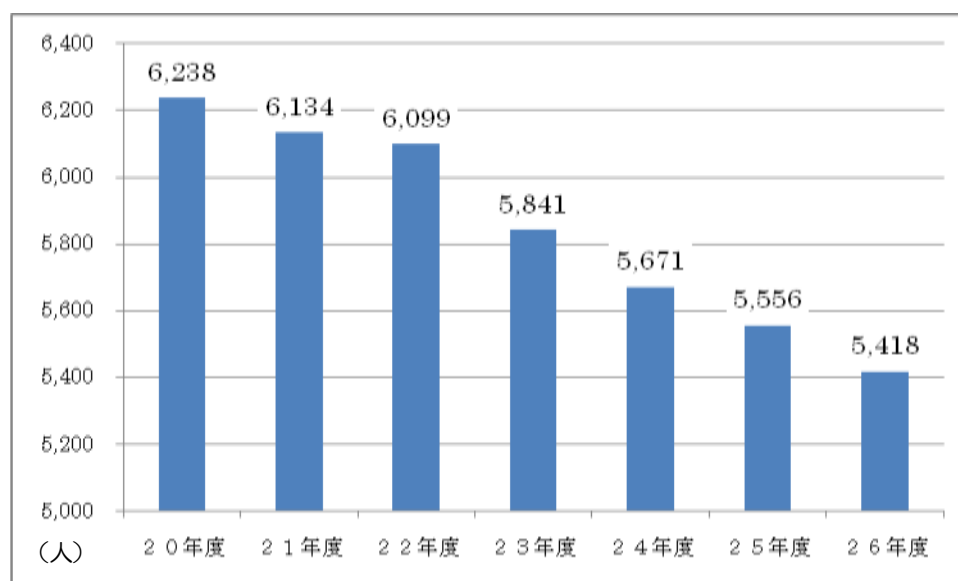
そのためには、加入世帯を確保しつつ、それぞれの地域にあったコミュニティ活動の醸成や、後継者づくり等による組織強化への支援が求められています。また本町では、各地区に地区担当職員や、職員地区ボランティアを配置しておりますが、一部地域においては活動の活性化が求められています。

施策の体系

政策 1-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を支援します

施策 1-2-1 地域自治の支援

■自治組織加入世帯の



資料：住民活動推進課

施策の内容

施策1-2-1	地域自治の支援	住民活動推進課
---------	---------	---------

目指す成果

地域自治活動を推進する体制や仕組みが整備され、多くの町民が参加して地域自治活動が活発に行われている。

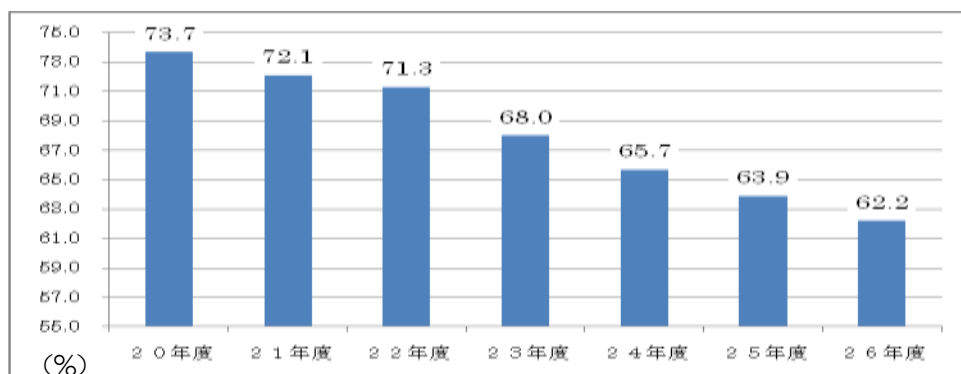
成果指標

指標名	自治組織に加入した世帯数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	30世帯	30世帯	30世帯	30世帯
指標説明	自治組織に新規加入又は、再加入した世帯数			

主な事業

事業名	(継続) 自治組織支援事業
◆各地区のコミュニティの連帯感を育むため、「自治振興育成事業助成金」と拠点整備のための「コミュニティ事業補助金」を交付するとともに、新たに地域課題に対する事業を行う組織に対し、支援する仕組みを検討します。 ◆各自治組織に地区担当職員を配置して、地区の現状や課題等の把握をします。また、職員による地区ボランティアにより、各地区に対する支援を行います。 ◆町内自治組織の連合体である地区連絡協議会の活動を支援します。	
事業名	(継続) 自治組織加入促進・脱会防止支援事業
◆転入者や自治組織未加入者及び退会者に対し、自治組織加入の案内の配布を行い、自治組織の加入促進活動を支援します。 ◆加入促進活動・事例等の照会や、意見交換の場を設ける等の支援をします。 ◆自治組織と共同で作成した加入促進マニュアルの内容を充実して、加入促進の参考資料として活用していきます。	

■自治組織加入率の推移



資料：住民活動推進課

政策 1-3 まちづくりに必要な情報を 積極的に提供します

現状と課題

◆協働のまちづくりを推進するためには、町民と情報を共有し、行政運営の透明性を確保することが重要であることから、必要な情報を効果的な手法により迅速にわかりやすく提供することが求められています。

さらに、地方公共団体においては、地域間競争を勝ち抜くためには、広報の充実が課題になっています。そのような中で、効果的で効率的な情報の発信をしていくためには、より戦略性の高い広報活動を展開することが重要です。

施策の体系

政策1-3 まちづくりに必要な情報を積極的に提供します

施策1-3-1 情報提供の推進

施策の内容

施策1-3-1 情報提供の推進

企画政策課

目指す成果

町民が必要とする情報や町として町民の方々に知っていただきたい情報を適切に提供することによって、町民と行政が互いの理解と信頼が深まります。

また、町の様々な魅力を町の内外にアピールすることによって、町に対する認知度やイメージの向上が図れます。

成果指標

指標名	町ホームページへのアクセス件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1,307,931件 (25年度)	1,375,000件	1,400,000件	1,425,000件	1,450,000件
指標説明	各年度の町のホームページへのアクセス件数			

主な事業

事業名	(継続) 町の情報発信事業
広報紙によって、町政や行政サービス、イベント等様々な情報を提供するとともに、町民からの意見を募集し町政運営に活かします。	
事業名	(拡充) ホームページによる情報発信事業
◆多くの方にアクセスしていただけるように、使いやすく魅力あるホームページにします。 ◆ブロードバンド環境の進展に伴って、分かりやすい情報を発信するため、文字だけではなく、映像や音声による情報の発信を行います。 ◆双方向性などを活用した情報の発信や、スマートフォンなどの携帯端末へのイベント情報などの配信を充実します。	
事業名	(継続) 報道機関等を通じた広報推進事業
報道機関等を通じた情報発信は、速報性に優れ、町民への浸透性も高いことから、記事や番組に取り上げやすいアピール度の高い情報の発信を行います。	
事業名	(拡充) まちづくり情報等発信事業
◆まちづくりの情報をパンフレットなどにより、分かりやすく魅力ある情報を町外に発信していきます。 ◆情報発信力の強いグッズを作成し、まちづくり情報を効果的に発信していきます。	
事業名	(拡充) 定住・移住情報発信事業
定住・移住に関する取組みの情報を、広報紙やホームページなどによって積極的に発信していきます。	

●基本目標2

豊かな自然と調和した快適で
安全・安心なまちをつくる
(生活基盤と生活環境)

政策2-1 住み続けたい、住んでみたい、
快適な住環境の整備を推進します

政策2-2 資源循環型社会を目指し
環境負荷の低減を推進します

政策2-3 恵まれた自然環境の保全と
調和した生活環境を整備します

政策2-4 町民の安全を守り安心した生活を
送れる環境の整備を推進します

政策 2-1 住み続けたい、住んでみたい、 快適な住環境の整備を推進します

現状と課題

- ◆国勢調査の結果をみると、町の人口は平成7年をピークに減少に転じ、平成27年1月には21,733人となり、このまま推移した場合、平成32年における推計人口は、2万人を割ってしまうおそれがあります。
また、人口減少が進む中、平成22年における昼夜間人口比率は69.2%で、町外への通勤・通学により大幅な流出超過となっています。これは町内における雇用の場の少なさと関連しており、若者が町から流出する要因の1つと考えられます。
- ◆良好な住環境を維持・保全するため、大規模住宅団地においては地区計画により建築制限を加えていますが、時代の変化とともに多様化する住まいへのニーズを的確にとらえ見直しを図ることも必要と考えます。また、住宅団地内を中心に空家住宅が見られるようになってきていますが、有効に活用することが求められています。
さらに、市街化区域内で利用できる土地がほとんど残されていない状況から、供給可能な宅地の絶対量が不足していることが課題となっています。
- ◆まちの表玄関である安食駅周辺においては、低未利用地が多く、商業集積が図られていない状況です。
にぎわいや雇用の場の創出を図るとともに、居住地の受け皿拡大をビジョンとする都市計画マスタープランに基づき新たな都市開発を推進するなど、若者の定住・移住を促進し人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題です。
- ◆鉄道は、通勤・通学に日々利用されているなど重要な交通手段として、地域の活性化に大きく寄与するものです。そのため、JR成田線の便数が少ないことや北総線へのバスルートが無いことが課題となっており、これらの課題を解決し、都心や成田空港への利便性向上が求められています。
- ◆町内には民間運営の路線バスと町の循環バスが運行していますが、日常生活等の移動手段として誰もが安全・安心に、しかも利用しやすいよう、ルートの見直しの検討や、車両の維持・更新等に向けた取組を推進していく必要があります。
- ◆本町と他市町との円滑な交通を確保し町民の生活利便性を高めるためには、広域幹線道路の整備が欠かせません。特に、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの早期完成や若草大橋延伸線の県道路整備計画への位置づけ等が強く求められています。
また、町道については、町民が安全・安心に利用できるよう、道路改良や劣化した道路の舗装修繕を推進する必要があります。
- ◆本町の公園は整備されてから30余年を経過している施設が多く老朽化が著しいため、その修繕等の対応が必要になっています。

施策の体系

政策2-1 住み続けたい、住んでみたい、快適な住環境の整備を推進します

施策2-1-1 健全で計画的なまちづくりの推進

施策2-1-2 公園・緑地の充実

施策2-1-3 定住・移住の促進

施策2-1-4 公共交通機関の利便性向上

施策2-1-5 町道の整備と安全管理の充実

施策2-1-6 道路施設等の安全管理の充実

施策の内容

施策2-1-1 健全で計画的なまちづくりの推進

まちづくり課

目指す成果

適切な土地利用により、町民が住みやすい良好な住環境が保たれ、安全・安心な住生活が営まれている。

成果指標

指標名	地区計画見直しの検討地区数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1地区 (25年度)	3地区	4地区	5地区	6地区
指標説明	地区計画の制限の見直しについて、自治組織等と検討した延べ地区数			

指標名	耐震相談件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
11件 (25年度)	20件	25件	30件	35件
指標説明	住宅の耐震に係る相談を行った延べ件数			

主な事業

事業名	(拡充) 新たな都市開発推進事業
にぎわいや雇用創出、まちの活性化を図るため、都市計画マスタープランに掲げたまちの将来像の実現に向けて新たな都市開発に取り組んでいきます。	
事業名	(継続) 都市計画制度の適正な運用事業
◆町民や事業者に対して、開発、建築などに必要な都市計画に関する情報や資料を提供します。 ◆良好な住環境を維持するため、町民や事業者に対し、地区計画制度や屋外広告物条例の周知を図ります。 ◆都市計画に関する事項を調査審議する都市計画審議会を運営します。	
事業名	(拡充) 地区計画見直し事業
2世帯住宅の建築を制限していることなど、時代の変化に伴い地区計画で規制している内容に支障が生じていないか課題を整理し見直しを図ります。	
事業名	(拡充) 住宅地開発誘導事業
定住移住希望者に供給可能な居住地の受け皿が少ないことから、利便性の高い駅周辺エリアなどにおいて、定住・移住希望者のために住宅地開発の誘導に努めます。	

事業名	(継続) 宅地開発・建築指導事業
◆町民や事業者からの開発，建築に関する相談や保安上危険な老朽建築物への指導など適切に対応します。 ◆新たな市街地の形成や町の活性化に寄与する開発等については、都市計画マスタープランに基づき、適切に対応します。 ◆住宅の耐震化に関する相談体制を整備し、耐震診断，改修の支援を行います。	

施策2-1-2	公園・緑地の充実	建設課
---------	----------	-----

目指す成果

公園や緑地が良好な状態に管理され、町民の憩いの場所として活用されている。

成果指標

指標名	アダプト制度登録団体数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
12団体 (25年度)	18団体	20団体	22団体	24団体
指標説明	アダプト制度に登録し活動している団体数			

指標名	公園改修数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
2公園 (26年度)	10公園	2公園	1公園	—
指標説明	長寿命化計画に基づく遊具施設等の改修公園数			

主な事業

事業名	(継続) 公園等維持管理事業
子供たちが安心安全に公園を利用できるよう、遊具の安全確認をするとともに、公園や緑地の美観等を良好な状態に維持管理します。 また、公園などを町民が愛着をもって管理するアダプト登録者の募集や活動者の支援を行います。	
事業名	(拡充) 公園施設魅力アップ事業
子供たちが安心安全に公園を利用できるよう魅力アップするため、老朽化して危険な公園遊具等の改修を行うなど、子育て世代にとって魅力ある公園になるように努めます。	

施策2-1-3	定住・移住の促進	企画政策課
---------	----------	-------

目指す成果

定住・移住の促進に関する取り組みが効果的に情報発信され、「住み続けたい」「住みたい」町として選ばれ、転出者が減少し、転入者が増加している。
 なお、子どもや若者が増加していくような町を目指します。

成果指標

指標名	1年間の転入者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
682人 (25年度)	700人	750人	770人	790人
指標説明	1年間の転入者の数			

主な事業

事業名	(新規) 総合戦略推進事業
総合戦略を作成して、若者世代の定住移住の促進、子育て支援などの事業を展開します。	
事業名	(拡充) 定住・移住奨励金交付事業
町内に住宅を取得した方に奨励金を交付するとともに、転入者には定住記念品の贈呈及び中学生以下の子どもがいる転入者には子ども加算金を支給し、定住・移住者を増やします。	
事業名	(継続) 住宅リフォーム補助事業
住んでいる家をリフォームして長く住み続けていただくことや、中古住宅を購入した際のリフォーム工事費を補助することによって、定住・移住を促進します。	
事業名	(新規) 就職支援事業
町民の方々が、栄町に居ながら就職できるように、町のホームページへ町内や近隣企業の就職情報を掲載するとともに、就職活動を支援して、定住・移住につなげます。	
事業名	(拡充) 赤ちゃん子育て支援事業
町内の方が出産した場合、子育て支援金を支給し、子育てにかかる負担を軽減するとともに、次代を担う子どもとその親がいつまでも住み続けたいと思っていただけるようにします。	
事業名	(新規) 婚活支援事業
男女の出会いの場を創出することによって、未婚率を下げるとともに、カップルとなった男女が結婚して町内に住むことになった場合には(仮)結婚生活応援金を支給するなど、この事業によって、定住・移住を促進します。	
事業名	(拡充) 空き家・空きアパート対策事業
空き家物件の不動産業者への登録を促進するとともに、不動産業者と連携しながら空き家・空き室の減少を図ります。 特に、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの開通をチャンスとして捉えていきます。	

事業名	(拡充) 企業や不動産業者へのセールス事業
周辺企業や近隣又は、転入者が多いような地域の不動産業者に出向いて町の空き家や空きアパートの情報を提供して、移住者の増加を図ります。	

目指す成果

鉄道やバス等の交通機関が充実し、誰もが不便さを感じることなく安全・安心に、そして快適に利用できている。

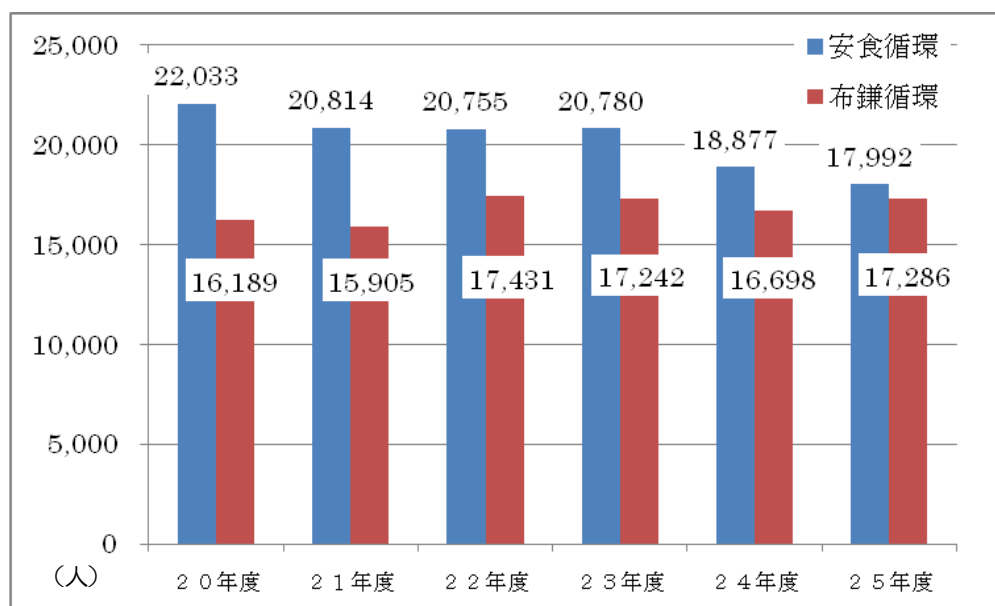
成果指標

指標名	J R 成田線の一日の運行本数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
80本 (26年度)	80本	82本	82本	84本
指標説明	J R 成田線の一日の上りと下りの運行数			

主な事業

事業名	(継続) J R 成田線の利便性向上事業
J R 東日本に対し、J R 成田線沿線自治体や関係機関と連携して、J R 成田線の利便性の向上に向け積極的な働きかけを行い、転入者の増加につなげます。	
事業名	(新規) 通勤・通学時等の交通の利便性の向上事業
主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスや成田都市計画道路の開通に合わせて、成田湯川駅や印旛日医大駅方面へのバスの運行を開始します。	
事業名	(継続) 循環バス利用環境整備事業
高齢者や障がいのある方などの交通弱者の方々が安全で安心して町内を移動できる環境を確保するため、町内循環バスを運行します。	

■町内循環バス利用者数の推移



資料：企画政策課

施策2-1-5	道路の整備と安全管理の充実	建設課
---------	---------------	-----

目指す成果

身近な道路が計画的に整備・維持管理され、町民が安全・安心に利用できている。
また、国道や県道など広域的な交通利便性が向上し、町民や来訪者が快適で安全性の高い道路環境になっている。

成果指標

指標名	町道整備の延長			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
7,900m (26年度)	7,500m	6,900m	6,100m	6,500m
指標説明	道路修繕計画に基づく、道路道路改良及び道路舗装修繕を含めた整備延長			

指標名	主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス整備進捗率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
66.1% (24年度)	80%	90%	100%	—
指標説明	H24までは千葉県が毎年度公表している進捗率、H26以降は栄町が協力することによって希望する進捗率			

主な事業

事業名	(継続) 町道維持管理事業
町民が安全・安心に利用できるように、定期的な道路パトロールや町民からの情報などにより不具合箇所適宜修繕を行うなど、町道を適正に維持管理します。	
事業名	(継続) 町道整備事業
町民が安全・安心に利用できるように、道路の拡幅や舗装修繕などを計画的に実施します。 また、橋梁の老朽化について、橋梁長寿命化計画に基づき改修を行います。	
事業名	(拡充) 安食駅周辺整備事業
安食駅利用者の利便性や駅周辺環境を向上させるなど、町の玄関口としてふさわしい整備を行うことによって、転入者の増加を図ります。 また、バスレーンやタクシーレーンなど、利用者にとって使いやすい駅前広場にしていきます。	
事業名	(継続) 若草大橋先線の整備促進事業
地域産興や観光の活性化、町民の利便性向上を図るため、県に対し若草大橋先線の整備計画の位置付けを要望していきます。	
事業名	(継続) 鎌ヶ谷本埜線バイパス整備促進事業
主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの平成29年度末完成を目指し、事業が進捗するよう県に強く要請するとともに、町として協力していきます。	
事業名	(新規) 国道及び県道の道路改良要望事業
国道356号や県道成田安食線の拡幅や歩道整備、交差点改良などの整備を県に要望していきます。	

政策 2-2 資源循環型社会を目指し

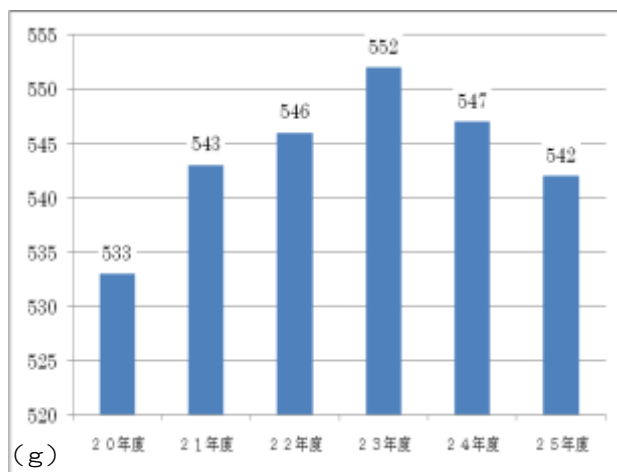
環境負荷の低減を推進します

現状と課題

◆町では、廃棄物の処理を印西地区環境整備事業組合（栄町、印西市、白井市で構成する事業組合）の印西クリーンセンターにおいて行っています。本町は、「栄町ごみ減量化推進計画」を策定し、これに基づきごみの減量化を進めることによって財政負担の軽減、さらには、地球や地域の環境負荷の低減とごみ減量化を通じての協働まちづくりの推進が求められています。特に廃棄物排出量は、平成 24 年度以降、減少傾向にあります。1 人当たりの排出量が他市と比較して多くなっていることが課題となっています。

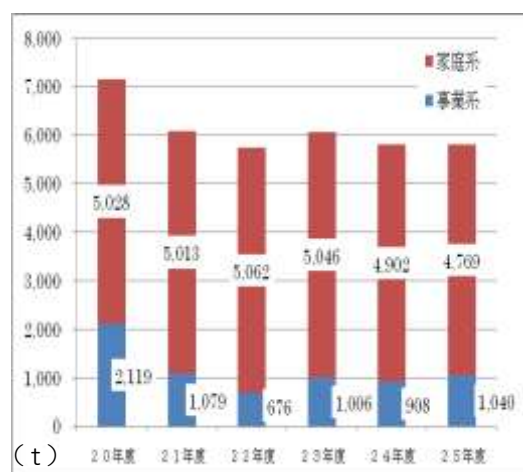
そのため、生ごみの減量化やごみの分別、家庭から排出される草木等の堆肥化等を実施することが求められており、さらには、各地区の廃棄物減量等推進員及びまちづくり大学卒業者並びにごみ減量アドバイザーとの連携を図り、ごみ減量化を推進することが必要となっています。

■廃棄物の 1 日の 1 人当たりの排出量（資源物を除く）



資料：環境課

■廃棄物排出量



資料：環境課

施策の体系

政策2-2 資源循環型社会を目指し環境負荷の低減を推進します

施策2-2-1 廃棄物の減量化と適正処理

施策の内容

施策2-2-1 廃棄物の減量化と適正処理

環境課

目指す成果

「栄町ごみ減量化推進計画」に沿ったごみの減量化が進展するとともに、効率的かつ適正な廃棄物処理体制が整備される。

成果指標

指標名	廃棄物の一日一人当たりの排出量（資源物は除く）			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
542g (25年度)	520g	509g	498g	487g
指標説明	住民が排出する一日一人当たりの資源物を除いたごみの量			

主な事業

事業名	（拡充）廃棄物資源化対策事業
町民に対し、各地区の廃棄物減量等推進員との連携により廃棄物である資源物の分別徹底について啓発し、廃棄物の減量化を推進します。また、資源回収団体との連携により資源物の再利用が促進されるようにします。特に集団回収品目において分類数を増やし、さらには、小型家電リサイクル法に基づき小型家電のボックス回収を進めます。	
事業名	（拡充）廃棄物排出抑制推進事業
◆廃棄物の種類が増え続ける今日、廃棄物減量等推進員の協力を得るとともに、町民に対し廃棄物の再利用並びにごみ減量の重要性を周知するため啓発等を行います。 また、ごみ減量化を図るため生ごみ処理機やEM容器等に対する助成を行います。 ◆生ごみ等の堆肥化をするために、生物解性袋（トウモロコシ成分）、EM容器による堆肥化モデル地区を定めごみの減量化を推進します。 ◆家庭の庭等から排出される草木の減量化について、モデル地区を定め堆肥化を推進します。	
事業名	（継続）廃棄物収集・運搬事業
家庭系一般廃棄物の収集運搬については、ごみ集積所等から適正かつ迅速に回収するとともに収集に影響を及ぼす不適正廃棄物が排出されないように改善指導します。	
事業名	（拡充）廃棄物の広域処理事業
町から排出される廃棄物を印西地区環境整備事業組合で環境に配慮し効率的に処理します。また、印西地区環境整備事業組合で計画している新たな中間処理施設等の建設に対し、適正な町の負担になるよう調整していきます。	
事業名	（継続）し尿の広域処理事業
町から排出されるし尿を印西地区衛生組合で環境に配慮し効率的に処理します。	

政策2-3 恵まれた自然環境の保全と 調和した生活環境を整備します

現状と課題

◆水と緑に恵まれた豊かな自然環境があり、これを誇りに思う町民も少なくないことから、良好な環境を守り将来に引き継いでいくことが必要です。大気、水、地質等を良好な状態に保持し、生活環境の保全を図るために、産業活動や生活様式の変化に起因した環境への負荷を町民、事業者、行政が正しく認識をして、環境に優しい地域社会の形成に向けた取り組みを行っていくことが求められています。さらに、下水道施設の適正な維持管理や計画的な整備、下水道事業の健全経営などにより、本町の貴重な水資源を守っていく事が求められています。

施策の体系

政策2-3 恵まれた自然環境の保全と調和した生活環境を整備します

施策2-3-1 環境保全の推進

施策2-3-2 生活環境の維持・保全

施策2-3-3 下水道事業の健全な経営

施策2-3-4 下水道の普及促進

施策2-3-5 汚水の適正処理

施策の内容

施策2-3-1	環境保全の推進	環境課
---------	---------	-----

目指す成果

水、空気、土壌、自然環境が保全され、町民の安全・安心が確保されるとともに、地球環境に配慮した生活ができています。

成果指標

指標名	町民からの公害等に関する苦情件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
33件 (25年度)	28件	26件	24件	22件
指標説明	騒音・振動・悪臭・野焼き行為に関する苦情件数			

主な事業

事業名	(拡充) 水質保全対策事業
◆公共用水域の水質汚濁の改善を図り健全な水循環の形成を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付しその普及促進を図るとともに、適正な維持管理を推進します。また、印旛沼等の水質浄化の普及啓発を行います。 ◆浄化槽整備について新たな5ヶ年計画(H29～H33)を策定し整備促進を図ります。	
事業名	(継続) 残土対策事業
栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例に基づき、必要な規制・指導を行います。また、監視パトロール行い、状況に応じ県と連携して対応します。	
事業名	(継続) 不法投棄廃棄物対策事業
廃棄物の不法投棄を防止するため監視パトロールを行います。不法投棄された場合には、県の指導のもと適切に対応します。	
事業名	(継続) 公害環境事業
栄町環境保全条例に関する基準(騒音・振動・悪臭)に基づき、原因者に対する指導・監視を行います。また、野焼き防止の普及啓発や指導を行います。	
事業名	(継続) 大気汚染対策事業
光化学スモッグ注意報やPM2.5などの大気汚染情報を迅速に町民へ情報提供します。また、地域温暖化対策計画(事務事業編)を策定し、温室効果ガスの排出の削減を行います。	
事業名	(拡充) 自然エネルギー等利用促進事業
◆地球温暖化防止対策の一環として自然エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム等の導入促進を図るため、設置者に対し補助金を交付します。 ◆公共施設の有効利用及び地震等による大規模な災害に備え、太陽光発電システム等の導入を進めます。 ◆電気自動車と環境負荷のかからない自動車の普及を促進します。	

施策2-3-2	生活環境の維持・保全	環境課
---------	------------	-----

目指す成果

町民や事業者が法令やモラルに基づいた行動をとり、良好な生活環境が維持・保全されている。

成果指標

指標名	町民からの生活環境に関する苦情件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
73件 (25年度)	66件	62件	58件	55件
指標説明	雑草繁茂及びペットの飼育マナーに関する苦情件数			

主な事業

事業名	(拡充) 空地・空家の雑草繁茂対策事業
生活環境を阻害する要因となっている空き地や空き家の雑草による繁茂を防止するため、住宅地の調査を行い、不良状態の所有者に対し条例に基づいた適切な管理を行わせることで、良好な生活環境を維持していきます。	
事業名	(拡充) 動物愛護事業
◆狂犬病予防法に基づく集合注射の実施及びペットの飼育方法に関するマナーの向上に向けた啓発等、人と動物の良好な共存関係が構築されるよう各種取組を実施します。 ◆飼い主のいない猫を増やさないために、不妊去勢手術費用の一部助成等を行います。	
事業名	(継続) 墓地・埋火葬等に関する事業
町営墓地の維持管理及び斎場利用者に対する補助金の交付並びに墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地の経営許可等に関する基準を定めその指導等を行います。	
事業名	(継続) 環境美化に関する事業
ゴミゼロ運動、水辺のクリーン作戦運動等、町民との協働により町の環境美化を推進します。	
事業名	(継続) 水の安定供給支援事業
長門川水道企業団が行う水道事業に対し財政的支援を行い、水道水の安定した供給を確保します。	

施策2-3-3	下水道事業の健全な経営	下水道課
---------	-------------	------

目指す成果

下水道使用料等の適正な収入確保により、事業が健全に運営されている。

成果指標

指標名	汚水処理費回収率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
85.5% (25年度)	86.5%	87.0%	87.5%	88.0%
指標説明	維持管理費に対する使用料収入の割合（使用料収入／汚水処理費）			

主な事業

事業名	（継続）経営改善推進事業
中長期下水道経営計画を作成し、下水道会計の健全化を図り、安定した財政基盤のもと下水道事業を円滑に運営していきます。また、公営企業法の導入に向けて準備をしていきます。	
事業名	（継続）下水道料金適正化事業
汚水処理経費を賄うために適正な使用料を徴収します。また、使用者のサービス向上のため、上下水道お客様センターを活用するとともに水道料金と一体徴収していきます。	
事業名	（継続）下水道施設整備財源確保事業
下水道事業の建設費の一部である受益者負担金を適正に徴収します。また、施設整備にあたっては、国庫補助金等の特定財源を確保していきます。	

施策2-3-4	下水道の普及促進	下水道課
---------	----------	------

目指す成果

下水道整備地区の未接続箇所を無くし、公共用水域の水質保全や快適な生活環境が向上されている。

成果指標

指標名	未接続の人口率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
2.68% (25年度)	2.60%	2.54%	2.48%	2.40%
指標説明	整備地区内での未接続の人口割合			

主な事業

事業名	(継続) 下水道管渠污水排水施設整備事業
酒直地区の未整備箇所を整備し、町民の生活環境を改善し、快適な生活を送れるようにします。	
事業名	(継続) 公共下水道普及促進事業
下水道供用開始区域内の町民へ理解及び協力を求め、公共下水道への接続を促進していきます。また、接続工事促進のため水洗便所改造資金融資制度の周知をしていきます。	
事業名	(新規) 汚水処理構想見直し事業
町内の汚水適正処理構想の見直しを関係課と連携して行い、今後10年間の下水道未整備区域の汚水処理方針を定めます。	

施策2-3-5	汚水の適正処理	下水道課
---------	---------	------

目指す成果

長寿命化計画に基づき老朽化した施設の更新を行うとともに、公共用水域の保全のため処理水が環境基準に適合した水質となるように、また維持管理費の削減も考えて施設を稼働させている。

成果指標

指標名	施設更新計画書の事業達成率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
77.14% (25年度)	81.61%	83.54%	85.01%	87.81%
指標説明	24・25年度：各年度末累計更新事業費／平成28年度末全体事業費 26年度～：各年度末累計更新事業費／平成30年度末全体事業費			

主な事業

事業名	(拡充) 処理場施設長寿命化事業
処理場施設の老朽化対策である長寿命化計画を平成27年度に見直し、施設更新を行うことにより効率的な運転が可能となるように施設更新工事を行っていきます。	
事業名	(継続) 下水道管渠耐震補強事業
安食中央汚水幹線管渠の耐震補強を行い、地震時のライフラインを確保します。	
事業名	(継続) 下水道施設維持管理事業
処理場・ポンプ場等の運転管理を効率的で維持管理費の削減につながるように長期包括的管理委託業者に行わせていきます。 また、現在の処理方法を検証し汚泥処分委託費の削減を図るとともに排出基準に適合した汚水処理を行い、公共用水域の水質保全を図っていきます。	
事業名	(継続) 排水設備工事適正化事業
家屋の新築や改築等に伴う排水設備工事を排水設備工事指定店に栄町下水道条例に基づき適正に実施させるように指導し検査していきます。	

政策 2-4 町民の安全を守り安心した生活を送れる環境の整備を推進します

現状と課題

- ◆東日本大震災では、本町も道路や公園、上下水道などのライフラインが被害を受けました。
また、近年は、集中豪雨や台風等による被害が発生しています。災害時の被害を最小限に抑えて、町民の生命と身体、財産を守るために、災害に強いまちづくりが求められています。町では震災の教訓を生かして地域防災計画を見直すとともに、防災訓練の実施等による防災意識の高揚、自主防災組織の活性化、要援護者名簿の充実、災害用備蓄品の整備、他市町や企業との応援協力体制の強化、防災行政無線の適切な維持管理、個々の建築物の耐震化等を推進することが必要です。
また、町民一人ひとりによる「自助」、地域や自主防災組織が担う「共助」、行政が行う「公助」を有機的に連携し、運用していくことが求められています。
- ◆本町では住宅火災発生件数ゼロを目標としていますが、ここ数年、達成には至っていません。
火災を未然に防止し被害を最小限に抑えるためには、情報提供や消火・避難訓練等による防火意識の啓発や火災報知器の普及促進等の取組を推進する必要があります。消防体制強化のためには、消防施設や資機材の適正な管理や定数が確保できていない消防団員の増強等が求められています。
また、高齢化に伴い救急需要が増大する中では、救急車の効率的な運用の他、救急車が到着する前の対応が重要なことから町民に対する応急手当等の知識や技術を普及する必要があります。
- ◆本町は、利根川や長門川、将監川などの川が流れ、印旛沼に面するなど、河川災害の対応が他市町に比べ大変重要になっています。近年、集中豪雨や台風等による浸水や冠水等の被害が発生していますが、これらの災害を防ぐためには、治水対策や災害危険箇所対策を効果的かつ効率的に推進する必要があります。
- ◆本町では、犯罪を防止するため、防犯連合会と連携した青色回転灯付車両によるパトロールを行うと共に、防災メールによる警察情報の提供、戸別訪問や街頭啓発活動を行い、刑法犯認知件数は平成25年は132件と前年に比べ14件減少しています。
交通安全対策は、交通安全協会と連携した事故防止のための啓発活動や危険箇所解消のため交通安全施設の整備等を行っており、平成25年の交通事故件数は46件と前年に比べ2件減少しています。
犯罪、交通事故とも、近年は子どもや高齢者が巻き込まれるケースが増えていることから、犯罪や交通事故をなくし全ての町民が安心して暮らせるようにするためには、国県道の歩道整備や通学路を中心とした交通安全施設の整備に加え、防犯環境づくりや交通安全活動への意識づけが求められています。

施策の体系

政策2-4 町民の安全を守り安心した生活を送れる環境の整備を推進します

施策2-4-1 災害対策の整備

施策2-4-2 消防業務の適正管理

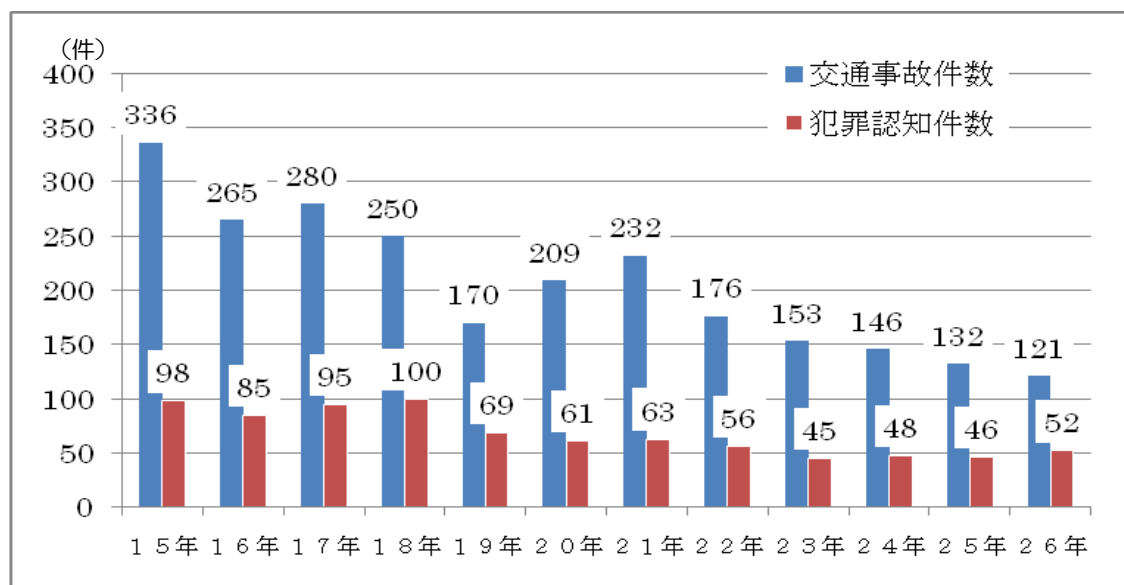
施策2-4-3 火災予防対策の推進

施策2-4-4 消防救急活動の充実

施策2-4-5 災害危険箇所対策の推進

施策2-4-6 防犯・交通安全対策の推進

■犯罪認知件数・交通事故件数の推移



資料：犯罪統計、交通白書（千葉県警察本部）

施策の内容

施策2-4-1	災害対策の整備	消防防災課
---------	---------	-------

目指す成果

地域防災計画に基づき、町民、事業者、行政が、平時の訓練や災害時の迅速な情報入手により、的確な行動がとれ、町民の安全・安心が確保されている。

成果指標

指標名	防災訓練参加者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1,666人 (25年度)	1,760人	1,820人	1,900人	2,000人
指標説明	地区別防災訓練及び、各地区等における防災訓練の参加者			

主な事業

事業名	(継続) 自主防災組織運営事業
自助・共助の核となる自主防災組織を充実させ、地域住民に対する防災意識の普及及び啓発、避難誘導などを自主的に行う事が出来るような体制づくりを支援します。	
事業名	(継続) 防災訓練事業
町内小中学校、企業、自治会等の自主的な訓練への協力及び、町民対象に訓練を実施するとともに、災害時要援護者対策としての避難訓練などを取り入れ、平時からの災害に対する意識の高揚を図ります。	
事業名	(拡充) 災害時要援護者支援事業
災害時要援護者の名簿の更新や登録者及び支援者の増加を図るなどして、地域の防災力向上を図ります。	
事業名	(新規) 防災行政無線デジタル化事業
災害予測時は、災害発生時の町民への情報発信媒体である、防災行政無線をデジタル化し、適正に維持管理をしていきます。	
事業名	(拡充) 災害軽減対策事業
子ども用品などの防災備蓄品の拡充や、町民・町内事業所等における災害用の備蓄をお願いし、民間事業所との災害協定を進め、物資の確保を充実させていきます。また、消火栓の維持管理や災害時に必要な通信機器を確保し維持管理をしていきます。	
事業名	(新規) 避難所機能強化事業
震災、豪雨等の大規模災害時の避難場所としての電力確保や通信、避難所設備等を順次整備していきます。	

施策2-4-2	消防業務の適正管理	消防防災課
---------	-----------	-------

目指す成果

消防団組織を含む消防体制や消防設備などが充実・強化され、町民が安全・安心して生活を目指す。

成果指標

指標名	消防団員の定数確保			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
292人 (25年度)	292人	300人	310人	320人
指標説明	団員定数352名に対しての実団員数			

主な事業

事業名	(拡充) 消防団運営事業
◆消防団が円滑な団運営及び迅速な災害活動が行えるよう施設、車両整備及び消防団組織の充実強化を図ります。 ◆消防団員が減少しているため、団員の増加対策を支援します。	
事業名	(継続) 消防施設管理事業
消防施設の良好な環境で維持管理し、安定した消防体制を維持します。	
事業名	(継続) 消防職員育成事業
消防職員の技術・能力向上を図り、複雑多様化する災害に対応するための人材育成及び研修を行います。	
事業名	(継続) 消防職・団員の福利厚生関係事業
消防職員、団員が安全・安心して円滑な消防業務が出来るように、安全衛生環境の向上を図ります。	

施策2-4-3	火災予防対策の推進	消防防災課
---------	-----------	-------

目指す成果

町民が火災予防に対する高い意識と知識を持ち、火災発生件数が減少している。

成果指標

指標名	住宅火災件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	町内における住宅火災発生件数			

主な事業

事業名	(継続) 住宅火災予防対策事業
町民住宅への火災警報器の設置を促進し、継続して町民の火災に対する意識を高め、住宅火災の発生・死者を出さないように強化を図ります。	
事業名	(継続) 防火対象建築物火災予防対策事業
店舗・福祉関係事業所・工場・その他の事業所が火災の未然防止を行える体制を指導します。	
事業名	(継続) 危険物施設火災予防対策事業
危険物を取り扱う事業所の事故・火災の未然防止を行える体制づくりを指導します。	

施策2-4-4	消防救急活動の充実	消防防災課
---------	-----------	-------

目指す成果

災害発生時（火災・救急・救助等）において、町民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限度に食い止めている。

成果指標

指標名	事業所における普通救命講習会受講状況			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
55件 (25年度)	65件	70件	75件	75件
指標説明	普通救命講習会を受講した件数を示したもの			

主な事業

事業名	（継続）救急・救助活動事業
◆救急救助に対して迅速に対応するため、救急救助車両及び資機材の適正管理を行うとともに出動体制の確保を図ります。	
◆老朽化した救急車及び資機材の更新を進めます。	
事業名	（継続）火災活動事業
◆火災に対して迅速に対応するため、消防車両及び資機材の適正管理を行うとともに出動体制の確保を図ります。	
◆老朽化した消防車両及び資機材の更新を進めます。	
事業名	（継続）救急・火災協働事業
町民に対して消火訓練や救急講習会で実技指導を行う事で知識や実技を身につけさせ、火災、救急事案に対して迅速で落ち着いた行動が行えるようにします。	
事業名	（継続）通信指令事業
消防無線広域化・共同化及び指令業務共同運用を行い、消防救急無線設備等の指令システムの適正な管理を図ります。	
事業名	（継続）消防広域応援体制事業
広域応援訓練に参加し技術の向上を図り、消防広域応援要請に対応します。	

施策2-4-5	災害危険箇所対策の推進	建設課
---------	-------------	-----

目指す成果

町民の身体や生命等を守るため、土砂災害や浸水危険箇所等を改善するとともに、町民自らが土砂災害や浸水危険箇所を把握し、有事に備えた避難体制が整備されている。

成果指標

指標名	急傾斜地崩壊危険箇所の点検数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
11箇所 (26年度)	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所
指標説明	土砂災害が懸念される急傾斜地（土砂災害警戒区域等）の点検箇所数			

指標名	土砂災害警戒区域等の要援護者名簿登録率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
100% (26年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	土砂災害警戒区域等に指定された区域の要援護者の名簿登録率			

指標名	急傾斜地崩壊対策事業の進捗率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
18% (26年度)	34%	50%	66%	82%
指標説明	安食谷前地区における急傾斜地崩壊対策工事の進捗率（事業費ベース）			

主な事業

事業名	（拡充）土砂災害防止対策事業
土砂災害警戒区域等について千葉県と連携の上、町民に周知するとともに点検を行い、がけ崩れ等の恐れがあるときは、避難を促し住民の身体、生命の安全確保に努めます。 また、急傾斜地崩壊対策事業について県に推進を要望していきます。	
事業名	（拡充）浸水危険箇所対策事業
台風等の大雨時において、排水不良により生活に支障がでる浸水箇所（道路・宅地）の改善に努めます。 また、国に対し利根川等の沿川自治体と協力し、また、県に対しては長門川護岸整備など、治水対策の要望を実施します。	

施策2-4-6	防犯・交通安全対策の推進	総務課・建設課
---------	--------------	---------

目指す成果

町民や地域が防犯や交通安全に対する高い意識と有益な活動を行うことにより、犯罪や交通事故の発生件数が減少し、安全・安心な生活を送っている。

成果指標

指標名	犯罪認知件数			
現状値	27年	28年	29年	30年
132件 (25年)	127件	125件	123件	121件
指標説明	1年間（暦年）に町内で発生した犯罪件数			

指標名	交通事故件数			
現状値	27年	28年	29年	30年
46件 (25年)	44件	43件	42件	41件
指標説明	1年間（暦年）に町内で発生した交通事故件数			

主な事業

事業名	（継続）犯罪のないまちづくり推進事業
町民が安心して日々の生活を送ることができるよう、青色回転灯付パトロール車による町内巡視など、各種団体と連携した犯罪抑止活動を実施します。また、防犯灯の設置や適正な維持管理を行い、犯罪が発生しにくい環境を整備します。	
事業名	（継続）交通事故のないまちづくり事業
交通事故をなくすため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催するとともに、各種団体の活動を支援しつつドライバーに対し安全運転を促がすなど、各種団体と連携した街頭啓発・街頭監視等の活動を実施します。また、警察や道路管理者と連携して危険箇所の解消に努めます。特に、国県道の歩道整備を県に要望します。	
事業名	（継続）交通安全施設維持整備事業
安心安全に通行できるよう、カーブミラーなど交通安全施設を適正に維持・整備します。また、子供たちが安全に登下校できるように、通学路の安全対策に努めます。	

●基本目標3

誰もが健康でいきいきと暮らせる
思いやりとふれあいの
まちをつくる

(健康福祉)

政策3-1 誰もが健康で元気に暮らせる
環境づくりを推進します

政策3-2 安心して子どもを産み育てられる
環境づくりを推進します

政策3-3 みんなで支え合い安心して暮らせる
地域社会づくりを推進します

政策 3-1 誰もが健康で元気に暮らせる 環境づくりを推進します

現状と課題

- ◆日本の医療費は、高齢化及び医療の高度化の進展に伴い増加しており、国民医療費は毎年 1 兆円を超える規模で増大すると予測されています。
本町においても高齢化の進展によって医療費が増大していることから、町民の健康に対する意識付けを行い健康増進計画に掲げている生活習慣病や認知症予防等により健康寿命の延伸をすることが課題となっています。
- ◆生活習慣病の予防及び認知症対策のほか、疾病の早期発見のため特定健診の受診率を上げるとともに早期治療や生活習慣病等の指導が行われることによる重症化の予防が必要です。また、予防接種は、肺炎球菌などの新たな法定接種が増えており、接種の重要性や効果などの情報提供を行い、接種率の向上が求められています。さらに、かかりつけ医と専門医療機関及び関係機関との連携を強化するなど、誰もがいつでも安心して医療サービスを受けられる環境をつくることが求められています。
- ◆健康増進及び予防事業は、高齢者が増加している状況下では、健康に関する相談や各種事業を充実していく必要があります。特に健康づくり推進員を中心に地域毎に行っている事業は、引き続き各種団体の協力を得ながら取り組むことが求められています。
- ◆近年の社会環境における、様々なストレスや経済環境の悪化などにより、うつ病等の心の病に悩む人が増加しています。本町は死亡者の内自殺による死亡者の率が県内市町村と比較しても上位にあることから、心の悩みについて、気軽に相談できる場所や体制の充実が求められています。

施策の体系

政策3-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境づくりを推進します

施策3-1-1 健康なまちづくりの推進

施策3-1-2 心の健康づくりの推進

施策3-1-3 医療環境の充実

施策3-1-4 感染症予防対策の充実

施策3-1-4 健康審査の充実

施策の内容

施策3-1-1	健康なまちづくりの推進	健康保険課
---------	-------------	-------

目指す成果

町民や民間団体、企業、医療機関、行政等が健康保持・増進に向けた共通の認識を持ち、連携して健康づくりに取り組んでいる。また、町民は健康に対する正しい知識を持ち、自身の健康状態を認識し、健康保持・増進に向けた取組をしている。

成果指標

指標名	日常生活で健康を維持・増進するために何かに取り組んでいる人の割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
83.8% (26年度)	85%	86%	87%	88%
指標説明	特定健康診査受診者へのアンケートによって、大いに取り組んでいる・まあまあ取り組んでいる・少し取り組んでいる人の割合			

主な事業

事業名	(新規) 健康寿命延伸推進事業
健康増進計画のテーマである「健康寿命の延伸」の実現のため、脳卒中、がん、糖尿病、認知症等の生活習慣病の発症予防と重症化予防、更にはリハビリテーションに重点を置いた事業を実施します。	
事業名	(拡充) 健康なまちづくり支援事業
◆健康宅配便などによって町民に対して健康づくりに関する知識や町の取組を普及します。 ◆健康づくり推進員と連携して、栄養・口腔・健康運動教室などを各地域で展開します。	
事業名	(継続) 良好な食生活づくり支援事業
◆町民が、生涯を通して食を楽しみ、良好な食生活を実践できるように、子育て中のお母さんや親子、小中学生を対象にした食育教室を行います。 ◆町民を対象とした食育講演会などを実施し、生活習慣病など健康と食生活の関連性についての知識の普及を図ります。	
事業名	(継続) 身体健康づくり支援事業
町民が、自分にあった手軽にできる運動を継続して行えるように、各種の健康運動教室や体力測定などを実施し、身体活動・運動の重要性についての知識の普及と啓発を行います。	
事業名	(継続) 歯の健康づくり支援事業
◆町民が、生涯を通じて自分の歯・口腔で食事や会話を楽しむことができるように、口腔機能や衛生習慣に関する正しい知識や技術の普及と啓発を行います。 ◆小中学校での個別指導や、妊婦・成人の歯科健診、在宅訪問歯科診療などライフステージに応じた事業を展開します。	

施策 3-1-2	心の健康づくりの推進	健康保険課
----------	------------	-------

目指す成果

- ◆休養・心の健康に関する知識の普及・啓発によりストレスと上手に付き合い心の健康が保てている。
- ◆地域や家庭など気軽に相談できるような環境が整っている。

成果指標

指標名	ストレスが解消できている人の割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
82.9% (26年度)	83%	84%	84%	85%
指標説明	特定健康診査受診者へのアンケートによって、ストレスが解消されている人の割合			

主な事業

事業名	(継続) 心の健康づくり推進事業
◆町民が、ストレスと上手に付き合い、心の健康を保てるように、休養・心の健康に対する知識の普及と啓発を行うとともに、地域での気づき・見守り・つながりのできる社会を目指します。 ◆町民が心の健康に関して気軽に相談できる場所や、体制の充実を図ります。	

施策3-1-3	医療環境の充実	健康保険課
---------	---------	-------

目指す成果

関係機関との連携がとれ、近隣の医療施設で休日・夜間の急病に対応できる救急医療環境が充実されている。

成果指標

指標名	休日・夜間診療所数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
2施設 (26年度)	2施設	2施設	2施設	2施設
指標説明	町が近隣市町と連携し、負担金を拠出し運営されている施設数			

主な事業

事業名	(継続) 休日・夜間診療事業
本町に不足している休日・夜間時の治療を町民が受けられるように関係機関との連携を図り、町が運営費用を負担するとともに、広報や町ホームページで診療施設の周知を図ります。	
事業名	(拡充) 救急医療環境充実事業
住民が高度な救急医療を受診できるよう、特定の第3次救急医療機関への支援等を行い、町民の医療環境の充実を図ります。	

施策3-1-4	感染症予防対策の充実	健康保険課
---------	------------	-------

目指す成果

町民が感染症予防に関する正しい知識を持ち、予防接種やまん延防止のための適切な対策により、安心して生活することができる。

成果指標

指標名	予防接種実施率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
62.4% (25年度)	65%	70%	75%	80%
指標説明	A類定期接種の（ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・二種混合・BCG・麻疹風しん混合Ⅰ期/Ⅱ期・日本脳炎Ⅰ期/Ⅱ期・水痘）対象者数に対する実施者数の割合			

主な事業

事業名	（継続）予防接種事業
町民に対し、予防接種の重要性や効果、意義、予防接種を受けるときの注意などの情報をわかりやすく提供し、予防接種に関する知識の普及を図ります。 また、特に高齢者肺炎球菌の予防接種については、積極的に情報提供して接種率を高めます。	
事業名	（継続）感染症予防事業
町民に対し、感染症に関する正しい知識や検診の重要性を啓発し知識の普及を図ります。	

施策3-1-5	健康診査の充実	健康保険課
---------	---------	-------

目指す成果

健康に対する正しい知識のもと健診を積極的に受診し、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

成果指標

指標名	特定健康診査受診率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
31.5% (25年度)	50%	55%	60%	60%
指標説明	対象者数に対する受診者数の割合（「特定健康診査等実施計画」に掲げる目標数値）			

指標名	肺がん検診受診率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
21.3% (25年度)	25%	30%	35%	40%
指標説明	対象者数に対する受診者数の割合			

主な事業

事業名	（拡充）健康診査事業
疾病の早期発見・早期治療に結び付けるための特定健康診査・肝炎検査などの健診環境を整備していきます。 特に、特定健康診査の検査項目を充実させ、例えばクレアチニン検査を追加し、腎臓病予備群を抽出し、人工透析に移行しないよう生活習慣の改善支援に繋がります。	
事業名	（拡充）がん検診事業
がんの早期発見・早期治療に結び付けるための検診環境を整備し、受診者の増加を図ります。 また、無料クーポン（大腸がん・乳がん・子宮がん検診）対象者に対し、電話等で受診勧奨します。	
事業名	（新規）町内医療機関検査結果活用事業
町内医療機関が所有している患者（町民）の血液・血圧等の検査結果について、町民の同意のもと情報提供してもらい、生活習慣病の改善等の支援につなげます。	
事業名	（継続）かかりつけ医の推進事業
健康診査・がん検診等の機会を活用し、かかりつけ医の必要性等について啓発を行います。	

政策 3-2 安心して子どもを産み育てられる 環境づくりを推進します

現状と課題

- ◆少子高齢化・人口減少の進展による地域社会の活力低下、また核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育て環境が大きく変化している中、平成27年4月からは、子ども・子育て支援の新たな制度が始まります。
人口減少に歯止めをかけ、本町の未来を担う子どもたちを育成するためには、成長によって変わる子育て支援のニーズに対応し、保護者が大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりに取り組み、子育て世帯を増加させることが重要です。
- ◆本町では、地域子育て支援拠点施設として「子育て情報・交流館 アップR」と「子育て支援センター さくらんぼ」を整備し、子育て相談・指導や情報収集、交流の場として活用されていますが、さらなる利用者数増大に向けた取組を進めるほか、子育て支援センター機能を構築し、多様なニーズに対応していくことが求められています。
- ◆本町では、待機児童の解消のため、認可保育所の整備を推進し、平成25年10月からは2園体制とすることにより定員を拡大し待機児童を解消してきましたが、共働き家庭の増加などにより、0～2歳児の保育園への入園希望者が増加しているため、3歳未満児の保育環境の充実を図ることが課題となっています。また、児童クラブにおいては、運営の充実や施設の老朽化への対応が求められています。
- ◆健診の結果等から児童の発達の遅れや障がいの可能性がみられるケースが増加傾向にあるため、行政と関係機関が連携を強化するとともに、そうした児童との係わりを早期に持ち、きめ細かな支援を図ることが求められています。

施策の体系

政策3-2 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します

施策3-2-1 子育て支援の充実

施策3-2-2 子育て支援体制の充実

施策3-2-3 親と子の健康づくりの支援

施策の内容

施策3-2-1	子育て環境の充実	福祉課
---------	----------	-----

目指す成果

栄町子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）の策定等により、保育環境のさらなる整備を推進し、保護者が、不安やストレスを感じることなく、安心して子育てを行っている。

成果指標

指標名	待機児童数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0人 (25年度)	0人	0人	0人	0人
指標説明	2月1日の保育所及び児童クラブの待機児童数			

主な事業

事業名	（新規）総合戦略推進事業
総合戦略を作成して、子育て支援センター機能の構築や子育て支援事業を実施することによって、様々な子育て環境を充実させます。	
事業名	（拡充）保育サービス事業
保護者の就労等により保育に欠ける児童について保育を行い、共働き世帯の子育てを応援します。 ◆一時預かり・延長保育・休日保育などの保育ニーズの変化に応じた受入れ体制を充実させます。 ◆0～2歳児の定員拡充対策のため、認定こども園等の整備に対し助成を行います。 ◆保育料を減額するなど、保護者の子育て負担の軽減を図ります。	
事業名	（新規）病児・病後児保育事業
子どもが病気又は病気の回復期において、保護者が就労している場合等に自宅での保育が困難な場合に、病院等で病児・病後児保育を行い、子育て環境の充実を図ります。	
事業名	（継続）児童クラブ運営事業
就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、子育て環境の充実を図ります。	
事業名	（継続）児童虐待等対応事業
関係機関との連携を強化して、DVや児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に努め、被害者に対する総合的な支援を行います。	

施策3-2-2	子育て支援体制の充実	福祉課
---------	------------	-----

目指す成果

生み育てやすい環境で安心して出産・育児できるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減、子育ての相談や親子でいつでも行ける場などを充実させることにより、保護者が気持ちに余裕を持ち、楽しく育児を行うことができている。

成果指標

指標名	育児が楽しいと思う保護者の割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
95.5% (26年度)	96%	96%	97%	97%
指標説明	3歳児健診受診票の設問による			

指標名	地域子育て支援拠点の延べ利用者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
12,433人 (25年度)	12,625人	12,751人	12,878人	13,006人
指標説明	子育て情報・交流館及び子育て支援センターの延べ利用者数			

主な事業

事業名	(新規) 子育て相談支援センターの構築事業
安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産及び育児期までの総合的な相談センターの構築を図り、合計特殊出生率を高めていきます。	
事業名	(拡充) 地域子育て支援拠点事業
◆訪問相談の充実 ・こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児の発達・栄養・歯科相談事業を充実させ、育児不安を解消します。 ・保育園や幼稚園の巡回相談などの相談体制を充実させ、子どもの健やかな成長と発達の支援を行います。 ◆地域子育て支援拠点の充実 ・子育て情報・交流館アップRでは、情報の収集・発信、子育て講座、各種相談等を充実させ、また、子育て支援センターさくらんぼでは、子育てサークルへの支援、一時預かりの実施、育児不安等の相談指導に対して支援を行っていきます。 ◆子育て環境の推進 ・子ども・子育て支援事業計画について審議等を行う子ども・子育て会議を運営します。 ・地域の子どもの遊び場の維持管理を行います。	

事業名	(継続) 子育てヘルパー派遣事業
小学校就学前のお子さんのいる家庭に、保護者に代わり家事や育児をするヘルパーを派遣し、育児の支援を行います。	
事業名	(継続) 子ども医療費等助成事業
中学校修了前までの児童の入院および通院の医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	
事業名	(継続) 未熟児養育医療給付事業
母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付を行います。	
事業名	(継続) 児童手当支給事業
家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育している家庭に手当を支給します。	
事業名	(継続) ひとり親家庭等助成事業
ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給するとともに、医療費の一部を助成し、生活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図ります。	

施策3-2-3	親と子の健康づくりの支援	健康保険課
---------	--------------	-------

目指す成果

子どもの成長・発達状態が明らかになり、疾病・障害等については早期発見により必要な指導及び医療への繋がりができている。また、育児や健康の保持・増進のための知識の提供、方法の指導により保護者や家族の育児力の向上が図れている。

成果指標

指標名	1歳6ヶ月児健診（法定健診）の受診率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
96.8% (26年度)	99.5%	100%	100%	100%
指標説明	1歳6ヶ月児健診の受診率			

主な事業

事業名	(継続) 母子健康管理支援事業
◆幼児健診の受診率の向上を図るとともに精密検査などによって、子どもの適切な健康管理を行います。 ◆母親（両親）学級を開催して、妊婦の出産や育児に関する不安や悩みの軽減を図ります。 ◆妊婦・幼児健診や、口腔健診を行い、妊婦や子どもの健康管理を行います。	

政策 3-3 みんなで支え合い 安心して暮らせる 地域社会づくりを推進します

現状と課題

- ◆本町では、自治組織や老人クラブへの加入率が低下するなど、地域コミュニティが希薄化しつつありますが、今後、急速に進む高齢化への対応として、支え合い・助け合いの基盤となる地域の絆を強化していくことが重要です。民生委員及び児童委員の資質向上や、栄町社会福祉協議会、地縁団体、NPO、ボランティア団体等と行政との連携強化を進め、地域福祉活動を充実させることが求められています。
- ◆本町では、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。また、介護保険制度の改正により、今後地域介護予防の一部を町が実施することが必要となっています。そのため、地域福祉団体等の多様な主体の参加により、充実した介護予防・日常生活支援サービス提供体制の構築が求められています。さらに、介護が必要な方が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるような地域包括ケアシステムの構築が求められています。そして、介護給付の適正化等を通じて持続可能な介護保険制度を構築していくことが求められています。
- ◆本町における各種障害者手帳所持者数が全体として増加傾向にあり、障害福祉サービスの利用者数は増加しています。地域の人々の障がいのある方に対する正しい理解や障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らせる環境をつくることが求められています。また、特に発達障害、精神に障がいのある方や難病の方などの専門的な支援が必要な方に対しては、相談・支援体制の一層の充実が求められています。
- ◆本町の国民健康保険にかかる医療費は、高齢化や医療の高度化により年々増加しており、国民健康保険会計の財政運営は非常に厳しい状況になっています。そのため、医療と介護の連携の強化を図ることが求められています。中でも医療給付費が大きく伸びていることから、健康増進計画による疾病の予防及び早期発見、早期治療による重症化を防止することが大変重要です。また、国民健康保険の会計を支える国民健康保険税の収納率の向上が課題となっています。
後期高齢者医療は、被保険者数も年々増加し、1人当たりの医療費の増加が課題となっています。
国民年金制度は社会保障の基盤をなす制度ですので、制度の正しい理解によって加入及び保険料の納付を促進することが求められています。

施策の体系

政策3-3 みんなで支え合い安心して暮らせる地域社会づくりを推進します

施策3-3-1 地域福祉の充実

施策3-3-2 障害者の自立支援

施策3-3-3 高齢者の暮らしの支援

施策3-3-4 自立した生活の支援

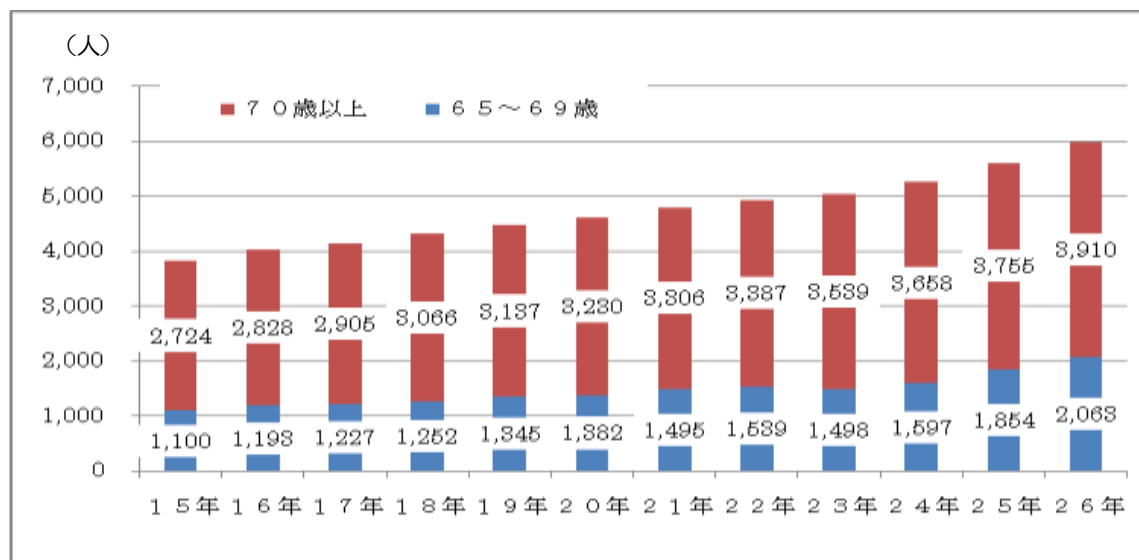
施策3-3-5 介護保険の適正な給付

施策3-3-6 健全な社会保障の充実

施策3-3-7 国保事業の健全な運営

施策3-3-8 後期高齢者医療の適正化

■高齢人口の推移



資料：住民基本台帳

施策の内容

施策3-3-1 地域福祉の充実

福祉課

目指す成果

全ての町民に必要な支援や援助が届き、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができる。

成果指標

指標名	支援や援助を求める町民に的確な助言・措置を行い、安心な暮らしの確保につながった割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
84% (25年度)	85%	85%	85%	85%
指標説明	生活困窮者等の相談件数に対しての解決済み件数の割合			

主な事業

事業名	(新規) 地域包括ケアシステム構築事業
介護、医療、予防、生活支援、住まいが一体的に提供されることにより、重い病気や要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるようなシステムの構築を図ります。	
事業名	(継続) 地域福祉推進事業
町民が、気づき、つながり、支え合い等地域の絆を育て、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、栄町社会福祉協議会や民間福祉団体を支援し、連携して地域福祉の充実を図ります。	
事業名	(継続) 民生委員・児童委員活動支援事業
民生委員及び児童委員が行う町民からの相談等に対応する活動を支援します。	
事業名	(継続) 更生保護事業
保護司や更生保護女性会が実施する更生対象者の見守り、犯罪や非行の予防などの更生保護に関する活動を支援し、明るい地域社会づくりを進めます。	
事業名	(継続) 災害弔慰金等災害支援事業
自然災害等により被災した町民に対し救援支援を速やかに行います。また、罹災者（被災者）への各種救援・支援制度を適用して支援します。	
事業名	(継続) 低所得者支援事業
生活に困窮する町民について、社会福祉協議会と連携した困窮の程度に応じた必要な福祉サービスの情報提供や生活保護申請の進達を行い、生活基盤の安定と自立を支援します。	

施策3-3-2	障害者の自立支援	福祉課
---------	----------	-----

目指す成果

障がい者計画及び障害福祉計画により、障がいのある方に対する支援・サービスが確保され、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域で安心した生活を営むことができている。

成果指標

指標名	社会資源（障害福祉サービス、障害児通所サービス）を活用した障害者の延べ利用人数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
2,519人 (25年度)	2,580人	2,610人	2,640人	2,670人
指標説明	各年度末の障害福祉サービス及び障害児通所サービスの延利用者数を基礎として設定			

主な事業

事業名	（継続）障がい者の生活支援の充実事業
障がいのある方やその家族が自立した日常生活や社会生活ができるように、障がいのある方などに対して障害福祉サービスを提供します。	
事業名	（拡充）経済的支援事業
障がいのある方やその家族に対し各種手当や医療費の助成などの経済的な支援をします。 また、重度障害者（児）医療費助成制度を償還払いから現物給付へ移行します。	
事業名	（拡充）在宅福祉サービス事業
在宅の障がいのある方などに対し、障害福祉サービスの他に補装具等の日常生活の質を向上させるための各種サービスを提供します。	
事業名	（継続）就労支援等社会参加促進事業
◆障がいのある方などが社会参加するための相談業務及びサービスを提供します。 また、町業務の委託等を通して就労機会の提供を進めていきます。 ◆雇用促進奨励金の充実により、企業等への就職機会の増大を図ります。	

施策3-3-3	高齢者の暮らしの支援	福祉課
---------	------------	-----

目指す成果

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある自分らしい生活を維持・継続することができている。また、介護保険制度改正後も適切な福祉・介護サービスが提供されている。

成果指標

指標名	社会資源（在宅福祉サービス）を活用した高齢者等の延べ人数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1,407人 (25年度)	1,460人	1,490人	1,520人	1,550人
指標説明	各種在宅福祉サービスを活用した高齢者等の延べ利用人数（件数）			

主な事業

事業名	（継続）施設入所支援事業
在宅で自立した生活が困難で介護保険制度を利用できない高齢者等に対し、ケースに応じた相談、養護老人ホームへの入所措置などを行います。	
事業名	（拡大）生きがい対策事業
高齢者が生きがいのある暮らしができるよう、老人クラブ事業を支援するとともに、老人クラブ活性化のための自治組織加入促進の協力依頼、広報紙の発行などの活動を支援します。また、シルバー人材センターの運営の充実と活性化を図り、雇用創出の拡大を支援します。	
事業名	（継続）高齢者在宅福祉サービス事業
在宅生活に支援が必要な高齢者に対し適切なサービスを提供するとともに、高齢者に対する見守りや支え合いの活動を推進することにより、住み慣れた自宅や地域で安心した生活が送れるようにします。	
事業名	（継続）高齢者福祉施設整備支援事業
社会福祉法人が行う特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備を支援し、高齢者福祉施設サービスの充実を図ります。	

施策3-3-4	自立した生活の支援	福祉課
---------	-----------	-----

目指す成果

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護、医療、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築され、介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができている。

成果指標

指標名	高齢者に対する生活支援等サービス提供団体の数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
18団体 (26年度)	18団体	19団体	19団体	20団体
指標説明	高齢者の生活支援事業を行うNPOやボランティア団体等の数			

主な事業

事業名	(拡充) 介護予防ケアマネジメント事業
要介護状態に陥るおそれのある高齢者及び介護保険で要支援の認定を受けた高齢者が状況に応じて適切な支援が受けられるよう、介護計画を作成し、必要な調整を行います。	
事業名	(継続) 総合相談支援事業
高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスや施設の利用につなげていきます。	
事業名	(継続) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
高齢者に対して包括的継続的なサービスが提供されるよう、介護支援専門員に対する指導及び助言などを行います。	
事業名	(継続) 権利擁護事業
権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者に対して、地域で尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的にを行います。	
事業名	(新規) 生活支援サービス基盤整備推進事業
生活支援事業主体の支援や協働体制の充実・強化を進め、高齢者の在宅生活に必要なサービス量の確保やサービス内容の充実を図ります。	
事業名	(新規) 在宅医療・介護連携推進事業
医師、薬剤師、理学療法士などの多職種が一堂に会する協議の場の設置等により、高齢者の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制づくりを進めます。	
事業名	(新規) 介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度から）
地域福祉団体等の多様な主体が参画し、介護予防の必要な方が効果的な介護予防サービス利用しながら充実した生活が続けられるよう、地域の支え合い体制づくりを推進します。	

事業名	(新規) 認知症総合支援事業 (平成29年度から)
認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等により、認知症の早期診断につなぐ早期の支援を推進するとともに、認知症高齢者の相談対応等を充実し、認知症でも生活できる地域の実現を図ります。	

施策3-3-5	介護保険の適正な給付	福祉課
---------	------------	-----

目指す成果

町民は、要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努め、介護が必要な状態となった場合には、進んでリハビリテーションをはじめ適切な保健・医療・福祉サービスを利用することで、可能な限り能力の維持向上に努めている。

成果指標

指標名	認定結果不服数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
1件 (26年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	認定結果不服による区分変更申請の件数			

主な事業

事業名	(継続) 介護保険給付事業
要介護認定によって常時介護が必要とされた要介護者には、介護の程度に応じた介護サービスが提供され、その費用を介護給付として給付します。	
事業名	(継続) 介護保険料賦課徴収事業
介護保険料額は、介護保険事業計画に基づき必要となる介護サービス等にかかる費用を見込むため3年ごとに見直します。第一号被保険者の保険料を、所得分布状況等を踏まえ算定し、賦課・徴収します。	
事業名	(継続) 介護保険事業計画事業
介護保険事業での保険給付の円滑な実施が確保されるように、3年を1期として「栄町介護保険事業計画」を策定します。また、各年度の基本点検・評価を実施します。	
事業名	(継続) 介護保険制度普及適正化事業
より一層の介護給付の適正化を図ることを目的として、適正化5事業（認定調査状況チェック・介護給付費通知・住宅改修等の点検・医療情報突合・ケアプランチェック）を実施します。	
事業名	(継続) 要介護等認定事業
介護の必要の程度に応じたサービスを給付するため、全国一律の基準を用い、介護認定審査会を設置して、公正かつ的確に要介護・要支援の認定を行います。	
事業名	(継続) 介護保険指定事業者関係事業
地域密着型サービスの適正な提供を確保するため、事業者の指定・指導・監督をします。運営推進会議への出席や計画に基づいた監査を実施します。	

施策3-3-6	健全な社会保障の充実	健康保険課
---------	------------	-------

目指す成果

町民が国民年金制度を正しく理解し、必要な手続きを行い、年金を受け取ることができている。

成果指標

指標名	職員からの説明内容に対する町民の理解度			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	100%	100%	100%	100%
指標説明	窓口アンケートを実施し、分かりやすい説明による窓口のお客様の理解度			

主な事業

事業名	(継続) 国民年金適用事業
国民年金被保険者への取得等に関する分かりやすい説明と迅速な処理に努めます。	
事業名	(継続) 国民年金啓発事業
広報誌やホームページを使った国民年金制度の理解と普及を促進します。	
事業名	(継続) 国民年金給付事業
未支給の請求処理の迅速な対応や、障がいのある方が安定した生活を送れるよう制度の普及に努めます。	
事業名	(継続) 国民年金保険料事業
国民年金保険料の免除申請や猶予申請について、窓口での分かりやすい説明と申請受付の迅速な処理に努めます。	

施策3-3-7	国保事業の健全な運営	健康保険課
---------	------------	-------

目指す成果

町民が国保制度を正しく理解し、自主的に納税し、被保険者の健康意識が高まり、健康状態が改善することにより、医療費の増加が抑制され、国保制度が健全に運営されている。

成果指標

指標名	国保税現年分収納率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
91.0% (25年度)	92.0%	92.5%	93.0%	93.5%
指標説明	国保税現年調定額に対する収納率			

主な事業

事業名	(継続) 医療費適正化対策事業
健康寿命の延伸施策を充実した上、診療報酬明細書の点検、ジェネリック医薬品の利用拡大、医療費通知等により医療費の抑制と、適正な医療給付が行われるよう努めます。	
事業名	(継続) 国保税賦課徴収事業
国保税を適正に賦課し、被保険者証の短期化や、社保加入を推進します。また、負担の公平化を強めるため、滞納事務の充実により収納率の向上を図ります。	
事業名	(継続) 資格管理の適正化事業
国保の加入・喪失及び一般・退職等の資格の切替手続について、パンフレットや広報などでお知らせし、適正な資格管理に努めます。また、企業に勤めている方などの社会保険への加入を促進します。	
事業名	(継続) 国保健康事業
特定健診・保健指導や短期人間ドックの補助事業を行い、生活習慣の改善や健康増進を図るとともに、医療費の抑制を図ります。	

施策3-3-8	後期高齢者医療の適正化	健康保険課
---------	-------------	-------

目指す成果

町民が高齢者になっても必要とする医療サービスを受けられ、健康で安心して暮らしている。

成果指標

指標名	特定健康診査受診率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
19.53% (25年度)	25%	30%	35%	40%
指標説明	対象者数に対する受診者数割合			

主な事業

事業名	(継続) 後期高齢者医療事業
◆75歳以上の高齢者（65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を含む）が、安心して医療が受けられるよう制度の周知をします。 ◆特定健康診査の受診率を向上させ、生活習慣病の早期発見・早期治療に努め、健康保持増進と医療費の抑制を図ります。 ◆短期人間ドック、肺炎球菌予防接種補助事業を行い、疾病の早期発見・早期治療により増加する医療費の抑制を図ります。	

●基本目標4

産業力を高め交流と連携で
活力あるまちをつくる
(産業)

政策4-1 魅力ある元気な
農業の振興を推進します

政策4-2 活力と賑わいのある
商工業の振興を推進します

政策4-3 地域資源を活かした
観光の振興を推進します

政策 4-1 魅力ある元気な 農業の振興を推進します

現状と課題

◆本町の農業は水稻を中心としており、水田を利用した苺や黒大豆などの園芸作物との経営の複合化が進んでいます。一方では、農業従事者の高齢化の進行、後継者不足などにより、農地の遊休化の進行が懸念されています。また、農業用施設の老朽化や未だ整備が完了しておらず生産性が低下している地域があります。

本町の基幹産業である農業を持続可能な産業とするためには、担い手の育成や将来にわたって中心となる農業経営体の確保及び育成、農業経営の大規模化や組織化、付加価値の高い農産物への取組、農業施設の長寿命化など適切な維持更新、基盤整備や畦畔の除去など機械化農業に耐えうる農地への改良等が必要となっています。

◆米価の下落傾向を受け、水稻以外の新たな農産物の生産や高付加価値など、農業の安定した経営につなげていく必要があります。また、農業や農産物などを地域資源として、町おこしに積極的に活用していくことも重要です。

そのため、低農薬や減農薬など安全で安心な農産物の提供、6次産業化や農商工連携などによる農産物を利用した加工品の増加や販路の拡大、地産地消の取り組み、市民農園やオーナー制等を通じた体験・交流事業の活性化、繁忙期における営農サポーターの創設、主な作物である米や黒大豆等のブランド化など、本町の農業の特色を生かした多様な取組により、農業を核とした地域産業全体の活力向上が求められています。

施策の体系

政策4-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します

施策4-1-1 安定した農業経営基盤の整備促進

施策4-1-2 農作物及び農業資源の有効活用の促進

施策4-1-3 環境にやさしい農業の推進及び他産業の振興

施策4-1-4 農業生産性の向上と優良農地の維持保全の推進

施策の内容

施策4-1-1	安定した農業経営基盤の整備促進	産業課
---------	-----------------	-----

目指す成果

持続可能で安定的な農業生産及び農業経営の基盤が確立し、農業者が意欲的に農業経営に取り組んでいる。

成果指標

指標名	青年等就農計画の認定者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
3人 (26年度)	5人	5人	5人	5人
指標説明	栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、新たに農業経営を営もうとする者の就農計画認定者を年間5人増加。			

指標名	農地の利用集積面積			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
293ha (26年度)	347ha	400ha	455ha	510ha
指標説明	栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、おおむね10年後を見据えた利用集積面積。(農地中間管理機構から借受けた面積を含む)			

主な事業

事業名	(拡充) 農地の利用集積事業
農地中間管理事業の活用や農地利用集積計画の策定により、農地の出し手と借り手をマッチングし、意欲ある農業者に対し計画的に農地の利用集積を図ります。	
事業名	(継続) 担い手の育成事業
地域の話し合いの場を設け地域ごとの「人・農地プラン」の策定を促進し、地域の中心となる経営体(認定農業者、新規就農者、青年就農等)の発掘と育成を図ります。また安定した経営ができるよう支援します。	
事業名	(新規) 新規就農者支援事業
町内で新たに就農しようとする希望者に対し、指導農業士等による栽培講習会の開催や、農家住宅の空き状態を調査し、町内移住を希望する就農者に積極的に情報提供などの支援を行います。	
事業名	(拡充) 生産基盤整備事業
土地改良施設の老朽化による機能低下の改善を支援するとともに、大区画汎用水田の整備による効率化や生産性が低下している地域の土地改良事業を支援し、生産性の向上を図ります。	

事業名	(継続) 農業経営基盤強化事業
農地の利用集積事業と併せ、農業経営の複合化、民間法人の参入や農業生産法人・集落営農への転換など、安定した農業経営基盤の強化を促進します。	
事業名	(継続) 地域支援型農業推進事業
農作業の繁忙期などに生産活動を支援する「営農サポーター」を発掘・育成するとともに、農産物のオーナー制度を拡充し、円滑な農業経営ができるよう支援します。	

施策4-1-2	農作物及び農業資源等の有効活用の促進	産業課
---------	--------------------	-----

目指す成果

農産物ブランドが確立し、農業・商業・工業・観光及び町民並びに行政が連携した多様な取組が活発に行われ、農業を核として地域産業全体の活力が高まっている。

成果指標

指標名	6次産業化等に取り組んでいる農業経営体数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
4経営体 (26年度)	5経営体	7経営体	9経営体	11経営体
指標説明	6次産業化や農商工連携に取り組んでいる農業経営体の増加 ※6次産業＝農業経営体自らが、農産物の生産＋加工＋販売を行っている。 《委託加工を含む》 ※農商工連携＝農業経営体と商工業者が連携して加工品の製造販売を行っている。			

主な事業

事業名	(継続) 農産物の利用促進事業
6次産業化や農業と商工業の連携などによる、農産物の高付加価値化や農業経営の多角化を進め持続的に安定した経営基盤づくりを促進します。	
事業名	(継続) 地産地消推進事業
直売所をはじめ町内での地場産農産物の利用を促進し、地域内での流通の促進を図ります。また、農産物を原材料として使用できるように環境づくりを進めます。	
事業名	(拡充) 農産物ブランド化事業
ちばエコ基準を満たし、食味評価などを通じて高品質な米や黒大豆のブランド化を進めるとともに、地域の環境にあった新しい振興作物を設定するなど、農産物の付加価値を高めます。また、黒大豆の生産農地の一括借り上げなどを検討し、定期的なブロックローテーションによる連作障害を回避しつつ産地化を進めます。	
事業名	(拡充) 体験・交流事業
市民農園等を活用し栽培講習会を開催するとともに、福祉や教育事業との連携、米や野菜の体験メニューづくりなど、消費者との交流を深めます。	

施策4-1-3	環境にやさしい農業の推進及び他産業の振興	産業課
---------	----------------------	-----

目指す成果

低農薬や減農薬などの農地や農産物への環境負荷を軽減し、安全で安心な農産物が生産され、消費者の安全が確保できている。

成果指標

指標名	環境負荷の軽減に取り組んでいる農業経営体数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
13経営体 (26年度)	14経営体	16経営体	18経営体	20経営体
指標説明	環境保全型農業（低農薬・有機栽培等）を導入した農業者			

指標名	経営所得安定対策加入者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
47件 (26年度)	52件	57件	62件	67件
指標説明	経営所得安定対策加入者数			

主な事業

事業名	（継続）エコ農業の推進事業
減農薬、低農薬栽培による農産物の栽培や環境に配慮した農業用機械の導入を促進し、農地への環境負荷の軽減と安全で安心な農産物の生産を行う農業者を支援します。また、農産物の安全の確保及び生産者や産地表示の適正化を進め、消費者に安全で安心な農産物の提供を図ります。	
事業名	（継続）水田の有効活用事業
国が進める経営所得安定対策や水田フル活用ビジョンを活用し、他作物への転換などを行う農業者の安定的な経営を支援します。また、農業経営近代化資金等の制度を活用し経営改善を行う農業者に対し利子補給などの支援を行います。	
事業名	（継続）農業振興地域整備計画事業
町の総合計画や都市計画マスタープランに定める土地利用計画と調整し、優良な農地を確保しつつ、都市的土地利用と調和のとれた土地利用の展開を図ります。	
事業名	（継続）森林保全事業
地域森林計画に基づき、無秩序な開発を防止し良好な森林景観の保全を図ります。	
事業名	（継続）畜産漁業振興事業
畜産の振興と漁業資源を保全するための淡水魚類種放流事業を支援します。	

施策4-1-4	農業生産性の向上と優良農地の維持保全の推進	産業課・農業委員会
---------	-----------------------	-----------

目指す成果

農地の利用環境の改善や老朽化した農業用施設などが適切に維持更新され、農業生産性が向上している。また、遊休農地が減少し農地として適正に利用されている。

成果指標

指標名	多面的機能支払制度活用組織数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	2組織	1組織	1組織	1組織
指標説明	農地維持支払制度を活用した取り組みをする組織の増加			

指標名	遊休農地面積			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
25ha (25年度)	23.5ha	20ha	18ha	15ha
指標説明	耕作可能地として復元した農地を差し引いた遊休農地の面積			

主な事業

事業名	(新規) 農地多面的機能の発揮促進事業
農地や農業のもつ多面的な機能を確保するため、農地や農業用施設の共同管理を促進するとともに、適切な維持と計画的な更新を図ります。	
事業名	(拡充) 農地台帳整備事業
農地の貸出しなどの情報を記載した農地台帳を整備、公表し、農地を借りたい人や新たな就農者への情報提供を行います。	
事業名	(継続) 遊休農地利用改善事業
遊休農地化が進行している農地の改善を図る農業経営体の誘致により、農地利用を促進するとともに、定期的な調査や指導により遊休農地の拡大を防止します。	
事業名	(継続) 農業委員会運営事業
農業委員会等に関する法律に基づき、農地の適正な利用や農用地の利用集積を図るとともに、農業者の経営の安定を図ります。	

政策 4-2 活力と賑わいのある

商工業の振興を推進します

現状と課題

◆本町の商業は、中堅スーパーが2店舗存在するものの、旧商店街においては後継者不足や資金繰り悪化、さらには人口減少や近隣の大型ショッピングセンター等の進出の影響もあって、規模縮小や廃業する商店も見られます。こうした中、商工会が中心となって様々な商業振興策を展開していますが、その成果は限られたものとなっています。

本町の商業機能を将来にわたって安定的に維持していくためには、商工会による商業振興事業や資金繰りの面における支援に加え、地域産業資源を活用した農業や工業、観光業との連携による特産品開発、後継者不足への対策などが強く求められています。また、就業の場の確保や地域経済の活性化のためには、既存商業施設の拡大や新たな商業施設の進出なども必要となっています。

◆本町の工業は、矢口工業団地を中心に展開されており、立地企業数は横ばいで推移しています。しかし、整備から20年を経過し一部企業では建物や設備の老朽化が進むなど、工業団地の環境整備が必要となってきています。また、規模拡張を希望する企業や町内での立地を希望する企業がある中、適地がないのが現状です。

企業立地は就業の場として極めて重要であり、成田空港の発着回数増加、千葉県企業の誘致活動強化の機会を捉えて、企業ニーズへの的確な対応やさらなる企業誘致の取組を進める必要があります。

◆消費生活上のトラブルが複雑化・多様化する中、町民を消費者被害から守るための情報提供や啓発活動、相談事業の充実が求められています。

また、厳しい雇用環境が続く中、就業を希望する町民に対する適切な情報の発信やハローワーク成田、矢口工業団地連絡協議会、商工会、国や県の就労支援対策との連携による気軽に相談できる体制の整備など、就労支援環境の充実を図り雇用を拡大させることが求められています。

施策の体系

政策4-2 活力と賑わいのある商工業の振興を推進します

施策4-2-1 商業の振興

施策4-2-2 工業等の振興

施策4-2-3 新たな雇用機会の創出と消費者保護の推進

施策の内容

施策4-2-1	商業の振興	産業課
---------	-------	-----

目指す成果

消費者が身近な場所で買い物がしやすい環境が整い、町内消費が拡大している。また、事業所は後継者が確保できているとともに、事業拡大やセーフティーネットへの融資等が機能し、安定した経営ができています。

成果指標

指標名	商工会会員数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
266人 (25年度)	270人	280人	290人	300人
指標説明	栄町商工会の事業所会員数（H25町内総事業所数＝504事業所）			

指標名	年間商品販売額			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
255億円 (25年度)	—	—	—	344億円
指標説明	卸売業、小売業等の年間の商品販売額を平成20年の水準まで増加 ※千葉県統計年鑑による			

主な事業

事業名	(新規) 商業立地促進事業
◆町民の雇用機会の確保及び広域的な購買活動を活発にし地域経済の向上のため、集積型商業機能の拡大や立地に協力します。	
◆駅前地域などの未利用地や空き店舗を活用した、新たな事業所の進出や起業等を支援します。	
事業名	(継続) 商店経営健全化支援事業
中小企業者に対し、事業資金の支援や償還利子への利子補給を行います。	
事業名	(継続) 地域商業機能整備事業
商工会が行う中小事業者に対する各種支援事業等が効果的に行われるよう支援します。 また、商工会が行う既存事業所の後継者の育成や経営革新などへの取組みを支援します。	

施策4-2-2	工業等の振興	産業課
---------	--------	-----

目指す成果

新たな企業の進出や既存施設の増設等により、地域の活力が高まっている。また、国道356号バイパス沿線等には、流通業務系などの企業の立地が進んでいます。

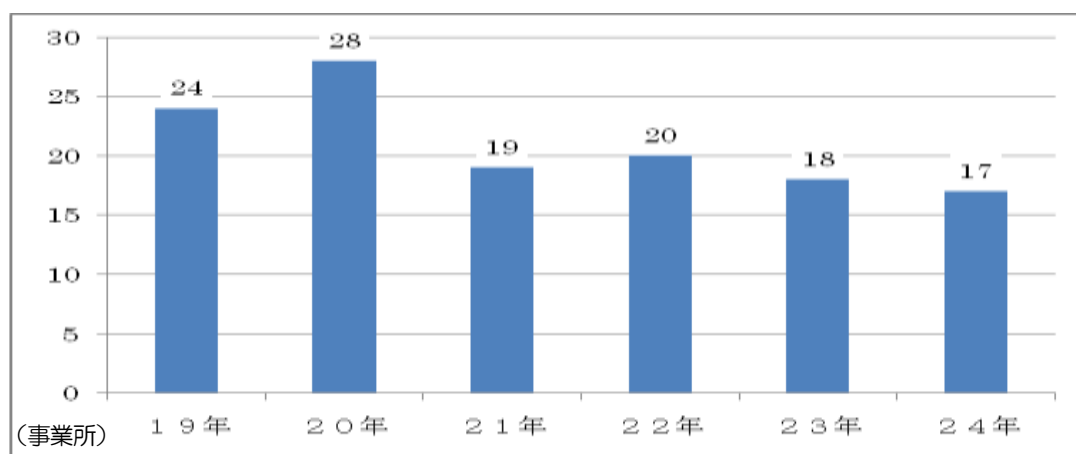
成果指標

指標名	工業の進出率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
98% (26年度)	98%	98%	99%	100%
指標説明	矢口工業団地内の土地利用			

主な事業

事業名	(新規) 企業立地促進事業
◆町民の雇用機会の確保及び地域活力の向上のため、矢口工業団地の拡張や国道356号・主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパス沿線等への企業立地に協力します。 ◆大規模な企業の立地や既存施設の増設などについて、町独自の支援制度を創設します。	
事業名	(継続) 工業団地活性化事業
矢口工業団地連絡協議会をととして、企業間の連絡調整を行うとともに、町ホームページなどを通じて構成企業のPRを行います。 また、矢口工業団地の未進出地や空き施設に関する情報の発信及び誘致活動を行い、100%進出を目指し、雇用の拡大につなげていきます。	

■事業所数の推移（製造業）



資料：工業統計

施策4-2-3	新たな雇用機会の創出と消費者保護の推進	産業課
---------	---------------------	-----

目指す成果

創業や企業立地が進み、町民の安定した雇用が確保されている。また、消費者の利益や安全が確保されている。

成果指標

指標名	消費生活相談苦情における対応件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
21人 (25年度)	50人	60人	70人	80人
指標説明	消費者被害による情報提供の相談件数			

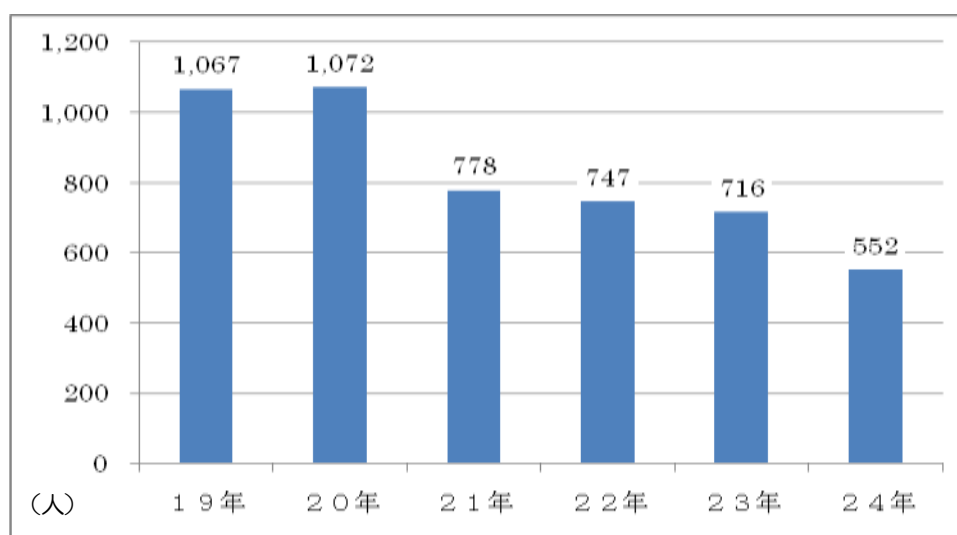
指標名	雇用奨励金の対象者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
16人 (26年度)	15人	20人	30人	15人
指標説明	企業に対する雇用奨励金の交付対象者数			

主な事業

事業名	(新規) 総合戦略推進事業
総合戦略を策定し、創業や町民の雇用、新たな就農を支援する事業を推進するとともに、商業立地や企業立地を促進し、町民の雇用機会の確保を図ります。	
事業名	(新規) 創業のまちづくり事業
創業又は2次創業の希望者に対し、商工会と協力しセミナーの開催、創業時の優遇制度の創設、空き店舗等の適切な情報発信により、町内における新たな創業者の確保と雇用の充実を図ります。	
事業名	(新規) 町民の雇用支援事業
◆町民を雇用する創業者や企業に対する助成金の交付など、さまざまな支援を行います。 ◆町民の方々が栄町に居ながら就職できるように、町のホームページへ近隣企業の就職情報を掲載するとともに就職活動を支援します。また、ハローワーク等の関係機関と連携した情報発信、就業相談、セミナーの開催などを行います。	
事業名	(新規) 新規就農者支援事業【再掲】
町内で新たに就農しようとする希望者に対し、指導農業士等による栽培講習会の開催や、農家住宅の空き状態を調査し、町内移住を希望する就農者に積極的に情報提供などの支援を行います。	
事業名	(新規) 商業立地促進事業【再掲】
◆町民の雇用機会の確保及び広域的な購買活動を活発にし地域経済の向上のため、集積型商業機能の拡大や立地に協力します。 ◆駅前地域などの未利用地や空き店舗を活用した、新たな事業所の進出等を支援します。	

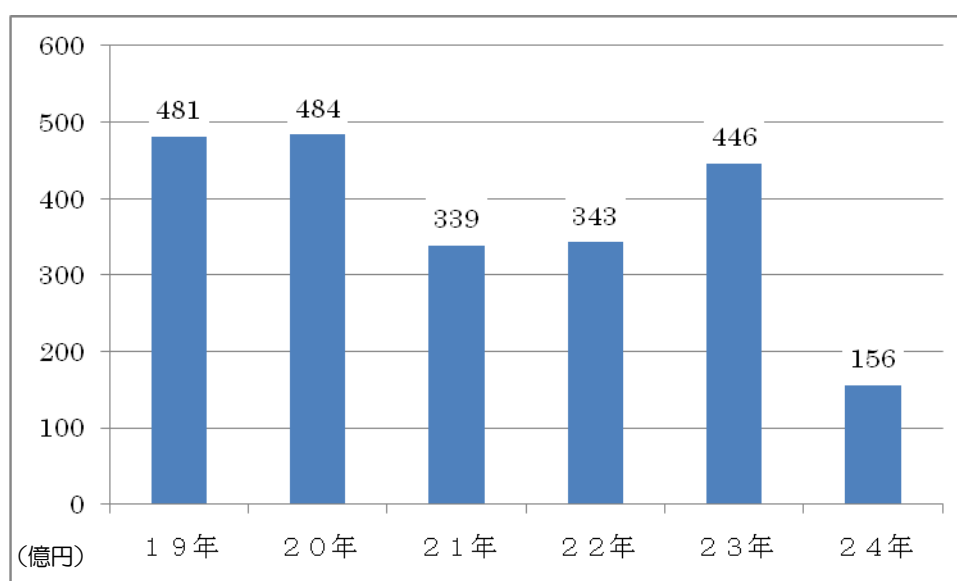
事業名	(新規) 企業立地促進事業 【再掲】
◆町民の雇用機会の確保及び地域活力の向上のため、矢口工業団地の拡張、国道３５６号沿線等への企業立地に協力します。	
◆大規模な企業の立地や既存施設の増設などについて、町独自の支援制度を創設します。	
事業名	(継続) 消費生活相談事業
消費生活相談会の開催や消費トラブルなどの情報を発信し、消費トラブルの解消と未然防止に努め、安全で安心な消費活動を支援します。	
事業名	(継続) 品質表示法等適正化事業
安全、安心なサービスや商品を提供するために、品質表示法等の適正な運用を図ります。	

■従業員数の推移（製造業）



資料：工業統計

■製造品出荷額の推移



資料：工業統計

政策 4-3 地域資源を活かした 観光の振興を推進します

現状と課題

- ◆町内の産業全体の活性化や安定的な経済成長を実現するためには、交流人口の増加が欠かせないため、町の自然や歴史遺産の観光資源としての整備や町の観光の中心である房総のむらの機能拡充や連携強化、ドラムの里の充実、プロモーション活動の拡充、成田市をはじめとした広域連携観光の推進、里山や水辺などの地域観光資源の活用、観光関連主体の育成、農業・商業・工業・観光の各主体の協力体制構築などの取組を一体として計画的に推進していくことが求められています。
- ◆千葉県立房総のむら、岩屋古墳、龍角寺古墳群、龍角寺をはじめとして、歴史的・文化的に優れた資源の観光面での有効活用や、特に 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を機とした外国人観光客の増加が課題となっています。

施策の体系

政策4-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します

- 施策4-3-1 観光事業の推進
- 施策4-3-2 地域振興資源の活用促進
- 施策4-3-3 観光拠点の整備

施策の内容

施策4-3-1	観光事業の推進	産業課
---------	---------	-----

目指す成果

農業、商業、工業と観光の連携によるさまざまなイベントが開催されているとともに、活発なプロモーション活動を行うことにより多くの人が町に訪れている。

成果指標

指標名	観光客総入込数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
420千人 (25年度)	450千人	465千人	480千人	510千人
指標説明	町内に観光に訪れた者			

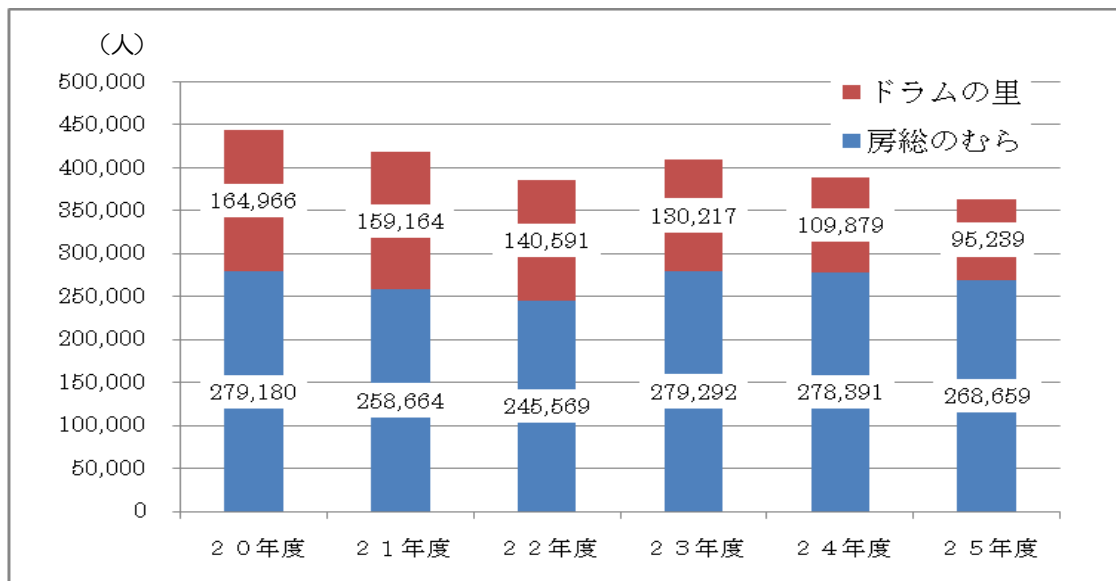
指標名	SAKAEリバーサイド・フェスティバル入場者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
33,000人 (26年度)	36,000人	40,000人	45,000人	50,000人
指標説明	SAKAEリバーサイド・フェスティバル入場者数			

主な事業

事業名	(継続) ネットワーク形成事業
町産業の活性化や元気な栄町づくりのため、関係団体や町民と協力し、各種イベント等の充実を図るとともに商工会や観光協会など各種団体が行うイベントを支援し、来町者の増加を図ります。	
事業名	(継続) 観光プロモーション推進事業
町民と協力し、イメージキャラクター「ドラム」の活用や町外で行われる各種のイベント等への積極的な参加、観光情報の発信による町の積極的なPRを行います。	
事業名	(新規) 海外からの修学旅行生等の受入れ事業
成田空港に近いという立地を活かし、台湾など海外からの修学旅行生を積極的に受け入れるなど、海外からの観光客の増加を図っていきます。	
事業名	(継続) 観光案内板等の整備事業
東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国語表示看板の設置やパンフレットの作成、観光案内板や道標等の適切な管理、観光トイレの適切な運営、町施設の花壇化などを進めます。	
事業名	(新規) 広域観光推進事業
成田市など成田空港周辺地域と連携し、観光資源を広域的に繋げることによって、観光バスや観光タクシー客などの増加対策を推進します。	

事業名	(新規) 観光情報の発信力強化事業
◆パンフレットやホームページ、スマートフォンなどを活用して集客力を高めます。また、観光情報を直接来庁者に提供する手段も強化するとともに、Wi-Fi環境の充実も図っていきます。 ◆イベントバンクをとおして企業のホームページに掲載します。 ◆レジャー情報誌やガイドブックに掲載します。	

■観光客入込数の推移



資料：産業課

施策4-3-2	地域観光資源の活用促進	産業課
---------	-------------	-----

目指す成果

歴史・文化資源などの地域資源の活用、農・商業と観光のネットワーク化により、町の魅力が高まり、観光客や交流人口が増加し、域内消費の拡大することで町の活力が高まっている。

成果指標

指標名	農産物の体験事業を行っている農業経営体数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
13経営体 (26年度)	14経営体	15経営体	16経営体	17経営体
指標説明	米や黒大豆、ブルーベリーなどの農産物の体験を行っている経営体			

主な事業

事業名	(拡充) 史跡等活用事業
国指定重要文化財や国指定史跡などの文化財や点在する史跡等の資源を、外国語表示の案内板の設置など観光資源としての環境整備を行います。	
事業名	(新規) 観光農園促進事業
農業を観光資源として、農産物オーナー制をはじめ、ブルーベリーなどの農産物の播種や収穫体験、利用者間の交流ができる観光農園化を支援します。	
事業名	(継続) 里山活用事業
整備が進んできた里山を、多くの人が訪れやすいスポットにできるよう、活動団体とともに地域の優良な自然資源として守り育てます。	

施策4-3-3	観光拠点の整備	産業課
---------	---------	-----

目指す成果

東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、日本の文化や伝統、町産業の魅力を体感できるエリアとして、房総のむら周辺地域の機能を拡充することで、近隣のみならず外国からの来町者が増加している。

成果指標

指標名	房総のむらへの外国人入館者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
5,381人 (25年度)	8,000人	10,000人	12,000人	18,000人
指標説明	房総のむらを利用した外国人の入館者数			

指標名	ドラムの里利用者数の増加			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
95,239人 (25年度)	98,000人	100,000人	102,000人	105,000人
指標説明	ドラムの里（四季彩・木もれ日レストラン）の利用者数			

主な事業

事業名	（新規）岩屋古墳活用事業
日本一の岩屋古墳をPRするとともに、石室の拝観、芝桜などでの修景化、古墳を活用したイベントの開催など、古墳の魅力アップを図り集客力を高めます。	
事業名	（拡充）ドラムの里事業
ドラムの里施設を十分活用するため、新しい観光ニーズに適した機能を持った施設としての充実を図ります。また、適切な管理運営を行うとともにイベント等の開催などにより、集客力を高めます。	
事業名	（拡充）房総のむら連携事業
◆房総のむらや周辺地域への集客力を高めるため、ドラムの里などでのイベント等の開催にあたっては、房総のむらと相互に連携し魅力を高める取組みを行います。 ◆東京オリンピック・パラリンピックの開催効果として、外国人を含めた観光客の増加が見込まれるため、日本文化の発信・体験拠点として房総のむらの機能の拡充を県に要望するとともに、周辺エリアの観光拠点としての環境づくりを進めます。	
事業名	（継続）水辺の活用事業
河川を活用した取組みを行う活動団体を支援し、町の観光資源としての活用を進めます。	

●基本目標5

豊かな心と生きがいを育み、
歴史と文化が息づくまちをつくる
(教育文化)

政策5-1 みんなで支えともに伸びる
教育を推進します

政策5-2 学習やスポーツを通じて、
生きがいを持って暮らしていける
環境づくりを推進します

政策5-3 地域に根ざした芸術・文化の育成と
文化財等の保護・活用を推進します

政策 5-1 みんなで支えともに伸びる

教育を推進します

現状と課題

- ◆近年、子どもの学力格差や学ぼうとする意欲の低下、規範意識の低下、体力の二極化などが問題になっています。そのため、「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」を育てることが求められています。本町では、地域とともに歩む学校づくりを推進し、地域全体で学校を支える中で、特色ある学校づくりの支援、きめ細かな学校教育の推進、学習環境の充実を行いながら、確かな学力とボランティア精神を備え、自らの生き方を考えることができる国際性豊かで、夢に向かって挑戦する栄っこを育てることが課題となっています。
- ◆学校施設は児童生徒たちが一日の大半を過ごす学習の場であり、学校教育活動の実践の場でもあります。また、地域コミュニティ育成の場や震災・豪雨等の大規模災害時の避難場所としても活用される重要な役割を担っており、常に安全性が確保されなければなりません。また、今後の教育内容・教育方法の変化などに対応するとともに、より一層の教育環境の充実を図るため、空調機、トイレの洋式化及びグラウンドの整備が求められています。
- ◆社会の変化とともに生活様式も多様化している中で、食生活や食習慣の乱れが問題となっています。学校給食では、徹底した衛生管理のもと、安全で安心して食べられる給食を提供するとともに、たくさんの種類の食材を偏りなく食べることの大切さを指導し、望ましい食習慣の形成や残菜量の削減、より多くの地元食材を活用することが課題となっています。

施策の体系

政策5-1 みんなで支えともに伸びる教育を推進します

施策5-1-1 教育行政の充実

施策5-1-2 学校教育環境の整備

施策5-1-3 特色ある学校づくりの支援

施策5-1-4 きめ細かな学校教育の推進

施策5-1-5 学習環境の充実

施策5-1-6 学校給食の充実

施策の内容

施策5-1-1 教育行政の充実

教育総務課

目指す成果

教育に関する国等の情報が的確に収集され、迅速に教育委員会に諮り、委員会の意思決定を行うとともに、関係課及び各教育機関が連携し円滑な教育行政が行われている。

成果指標

指標名	教育委員会所管の施策目標の達成度			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
42% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	教育委員会所管の施策について点検評価を実施した際の達成度 (施策の目標をほぼ達成した割合)			

主な事業

事業名	(継続) 教育総務運営事業
適正な時期に教育委員会議及び総合教育会議を開催し、町長と教育委員会が連携を図りながら、円滑な教育行政が行われるようにします。	

施策5-1-2	学校教育環境の整備	教育総務課
---------	-----------	-------

目指す成果

児童生徒及び教職員がより良い教育環境で学習することができ、安全で安心して学校生活が送れている。

成果指標

指標名	教育環境の整備・充実			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
空調機1校 トイレ洋式1校 (26年度)	空調機4校	トイレ洋式4校	—	—
指標説明	主な環境整備事業			

主な事業

事業名	(新規) 学習環境整備事業
◆児童の健康に配慮し、快適に学習することができるよう全小学校4校に空調機を設置し、学習環境の改善を図ります。 ◆児童生徒がより良い環境で学習することができ、安心して学校生活を送れるようトイレの洋式化、グラウンドの整備など学校施設の環境整備を図ります。 ◆教育内容、教育方法等の変化に伴い、多様化する学習内容、学習形態に対応できる学習環境の整備を図ります。	
事業名	(継続) 学校管理運営事業
より良い学校生活が送れるよう予算を適正に執行・管理します。	

施策5-1-3	特色ある学校づくりの支援	学校教育課
---------	--------------	-------

目指す成果

小中学校ごとに望ましい学校教育のあり方を追求し、保護者や地域住民が参加した「特色ある学校づくり」を推進している。

成果指標

指標名	学校評価における保護者アンケート			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
93.8% (25年度)	95%	95%	95%	95%
指標説明	評価項目「特色ある学校づくり」における保護者の満足度			

主な事業

事業名	(新規) 通学安全対策事業
児童生徒が安全に通学できるよう、統合に伴う通学路や既存の通学路の安全確保を行います。また、統合により遠距離通学となる児童生徒の通学手段として、旧北辺田小学区、旧酒直小学区、旧栄東中学区でスクールバスを運行していきます。	
事業名	(拡充) 特色ある学校づくり推進事業
◆小中学校は、その学校運営や教育活動の情報発信・提供を行い、保護者や地域住民参加の「特色ある学校づくり」を推進します。 ◆1000 か所ミニ集会等を活用し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの教育に携わっていただけるよう支援します。 ◆キャリア教育については地元企業と連携し、社会的・職業的自立を支援します。	
事業名	(新規)「栄っこ宣言」推進事業
「栄っこ宣言」を周知し、5つの行動規範を心の糧として夢に向かってがんばり、ふるさと「栄町」を愛する心を育てます。	
事業名	(継続) 栄っこ夢・元気プロジェクト推進事業
子どもたちの豊かな心を育むため、学校・家庭・地域の大人たちが一体となって地域ぐるみで子どもを育む体制を構築し、地域の持っている知識や経験を活かしながら学校支援ボランティアの組織化を図り、その活動を支援します。	
事業名	(継続) 教職員等の適正配置事業
学級編制基準と定員配置基準により現状を踏まえ、教職員の適正配置を行い、学校運営のための人的整備、児童生徒の教育活動の環境整備や教職員の人事関係、服務、昇給内申等に関する業務を行います。	

施策5-1-4	きめ細かな学校教育の推進	学校教育課
---------	--------------	-------

目指す成果

一人ひとりの個性を活かし、基礎・基本を徹底させ、思考力・表現力を伸ばす教育により、確かな学力と豊かな心を持ち、社会の変化に対応する、たくましく生きる児童生徒が育成されている。

成果指標

指標名	千葉県標準学力検査の県平均との比較			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
小90% 中40% (25年度)	小100% 中80%	小100% 中90%	小100% 中100%	小100% 中100%
指標説明	2月に実施される学力検査の結果が県の平均に到達している小中学校の教科の割合			

主な事業

事業名	(拡充) 学力向上プラン推進事業
学力向上のため、小・中学生を対象とした学習道場を開催します。中学生については、特別に夏期・冬季休業中に栄中学校において教室を開催し、中学生が各種学習検定にチャレンジする際の支援を図ります。	
事業名	(新規) 国際化に対応した人間教育事業
国際理解教育推進のため、中学生をオーストラリアに派遣します。また小学校英語科の新設に対応するため、英語を母国語とする指導者を小学校に派遣します。	
事業名	(継続) 個に応じた授業改善推進事業
特別支援学級在籍児童生徒の自立支援や、特別な配慮が必要な児童生徒の集団適応の支援等個々のニーズに応じた指導の取組を支援します。	
事業名	(継続) 豊かな心・健やかな体づくり教育推進事業
スクールカウンセラーを小中学校に配置し、いじめや不登校に対する相談体制の充実を図ります。人権教育の推進と道徳教育の充実を図るとともに読書、言語活動の充実を図ります。児童生徒の体力の実態を把握し、体力向上の取組や運動部活動の充実を図ります。	
事業名	(継続) 学校教育を担う人材の育成支援事業
教職員の研修ニーズや教育現場の動向を的確に把握し、小中学校における校内研修を支援するとともに、学校教育に係る各種研修を計画立案し実施します。	

施策5-1-5	学習環境の充実	学校教育課
---------	---------	-------

目指す成果

児童生徒は生活面においては必要な援助が受けられ、学習面においては十分な教材を活用し授業を受けることができている。また、児童生徒及び教職員は健康面においても安心して学校生活を送れるようになっている。

成果指標

指標名	児童・生徒の学校に対する評価			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
91% (25年度)	93%	94%	95%	95%
指標説明	児童・生徒が学校生活に満足している割合			

主な事業

事業名	(継続) 学習環境充実事業
学校ごとに予算を配当し、適切に執行管理を行うとともに、教科書の給与、教材備品の整備等児童・生徒の学習環境の充実を行っていきます。	
事業名	(継続) 私立幼稚園就園奨励費補助事業
私立幼稚園に通園している町内在住の園児の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて保育料の一部を補助します。	
事業名	(継続) 学校保健衛生事業
学校における児童生徒及び教職員の健全な育成を図るため、健康診断・災害共済医療費等の給付業務などの健康管理や学校保健会による保健指導を適正に行います。	
事業名	(継続) 就学支援事業
経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に必要な援助を行います。 また、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な援助を行います。	
事業名	(継続) 就学事務の適正化推進事業
児童生徒が通学やいじめ等の心配がなく学校に通うことができるよう適正な事務を行います。 また、心身の状態に応じた教育を受けられるよう適正な事務を行います。	
事業名	(新規) 子育て世帯家庭教育支援事業
子育て中の保護者に対し、家庭教育に関する学習機会と知識・情報の提供に努めるとともに、アドバイスを行います。	

目指す成果

児童生徒の心身の健全な発達に資するため、適切な栄養摂取による健康保持増進と望ましい食習慣を養うとともに学校生活における食育の充実を図る。

成果指標

指標名	児童・生徒の給食を食べた量の割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
85% (25年度)	90%	90%	90%	90%
指標説明	年間給食供給量に対し、児童・生徒が給食を食べた量			

主な事業

事業名	(継続) 給食運営事業
給食食材の調達・調理・配送において安全衛生基準の徹底を図り、児童・生徒に安心・安全な給食を提供していきます。また給食を通じた食育に関する指導を行っていきます。	
事業名	(継続) 施設維持管理事業
施設の機能を保持するため、適切な保守点検や修繕対応を行います。	
事業名	(継続) 給食費徴収事務事業
給食食材費の財源となる保護者負担金（給食費）の徴収を行うとともに、未納者に対しては適切な対応を行っていきます。	

政策 5-2 学習やスポーツを通じて、 生きがいをもって暮らしていける 環境づくりを推進します

現状と課題

- ◆市民の価値観は多様化・多元化してきており、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を送ることや、地域参加や社会貢献に意欲を持つ市民も増える傾向にあります。本町では、「ふれあいプラザさかえ」を学習拠点・活動拠点とし、学習機会の提供に努めてきたところですが、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる“まち”の実現が一層求められています。このため、高齢者のみならず、成人や青少年も対象とした多様な学習機会の提供と、学習活動を促進するための情報提供等を積極的に行うことが必要となっています。
- ◆核家族化や少子化の進行、就業構造の変化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭の教育力の低下が指摘されています。教育の原点である家庭教育は、「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものであり、親が自信と誇りをもって子育てを行い、親も子どもと一緒に学び、育っていくことができるよう支援していく必要があります。また、地域においても、人間関係が希薄になり子育ての知識が世代間で継承されにくくなる、あるいは子ども同士のふれあいや、自然体験の機会が減少する等、子どもの社会性を育むための機会が少なくなっています。このため、次代のまちづくりを担う子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、学校だけではなく、社会教育関係団体や住民活動団体を含めた地域の様々な教育力を活用し、世代を越えた地域住民が連携・協力して子どもたちの育成にかかわっていくことが必要となっています。
- ◆余暇時間の増大や健康志向の高まりなどにより、誰もが気軽に参加できるスポーツの普及促進が求められています。スポーツを楽しむ方がスポーツ施設を安全で快適に利用できるように、老朽化した施設については、早期かつ計画的に修繕を実施していく必要があります。さらにスポーツ推進委員会をはじめとする各種スポーツ団体や住民活動団体等との連携を強化し、スポーツに接する機会の提供を積極的に実施していく必要があります。

施策の体系

政策5-2 学習やスポーツを通じて、
生きがいを持って暮らしていける環境づくりを推進します

施策5-2-1 生涯学習環境の充実

施策5-2-2 図書資料の充実

施策5-2-3 スポーツ振興の充実

施策の内容

施策5-2-1 生涯学習環境の充実

生涯学習課

目指す成果

生涯にわたり学習することができる環境が整備され、町民は、学習活動の成果を様々な生活の場や地域活動に活かしている。

成果指標

指標名	生涯学習ボランティア登録者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
684人 (25年度)	718人	732人	746人	760人
指標説明	自主的に活動しているボランティアの人数（学習アドバイザー・ふれあい推進委員・図書ボランティア・こども110番の家登録家庭・学習サークル活動者）			

主な事業

事業名	（継続）生涯学習活動支援事業
各種学習講座・イベントの開催や学習情報の発信などにより、学習のきっかけや意欲を高める学習機会の充実を図り、町民が生涯にわたり学ぶ意欲を高めていけるよう支援していきます。	
事業名	（継続）地域教育力向上事業
子どもたちの社会性・自主性・協調性を育むため、社会教育関係団体や地域の様々な教育力を活用し、「放課後子ども教室」をはじめ青少年育成活動の充実を図ります。	
事業名	（継続）体験活動推進事業
自然体験や生活体験等、子どもや保護者が参加できる様々な体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進します。	

目指す成果

図書資料や情報メディア等を活用して、町民は新しい知識・技術の習得や地域課題の解決などのため、主体的に学習を行っている。

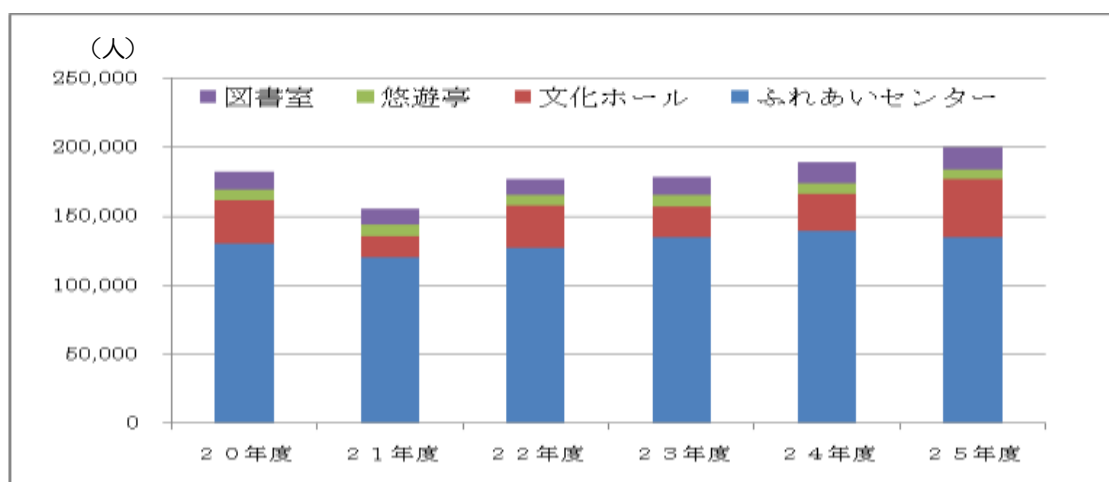
成果指標

指標名	図書室利用者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
16,096人 (25年度)	16,336人	16,456人	16,576人	16,696人
指標説明	貸出者数（個人・団体）・閲覧者数・インターネット利用者数			

主な事業

事業名	(継続) 図書室管理運営事業
町民の学習に必要な資料や情報の適切な収集と提供に努め、幅広い年齢層へ図書サービスを積極的に展開することにより、学習機会の充実を図ります。	
事業名	(継続) 読書教育事業
子どもたちが読書に慣れ親しみ、読書活動や調べ学習が充実するように、学校図書室との連携・協力を努めるとともに、図書ボランティアによる読書普及活動を展開します。	

■ふれあいプラザさかえ利用者数の推移



	ふれあいセンター	文化ホール	悠遊亭	図書室	合計
20年度	130,469	31,232	7,728	12,502	181,931
21年度	120,330	14,858	8,672	11,727	155,587
22年度	126,750	31,043	7,596	11,481	176,870
23年度	134,908	22,305	7,865	13,107	178,185
24年度	139,518	26,919	7,699	15,289	189,425
25年度	134,828	42,055	7,323	15,426	199,632

資料：生涯学習課

目指す成果

町民が身近なところで楽しみながらスポーツに慣れ親しんでいる。

成果指標

指標名	スポーツ大会・軽スポーツ教室参加者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
7,422人 (25年度)	7,500人	7,550人	7,600人	7,650人
指標説明	各種スポーツ大会・スポーツ教室の延べ参加者数			

主な事業

事業名 (拡充) スポーツ・レクリエーション交流事業

◆町民が気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりとスポーツを通じた交流が図れるよう、スポーツ推進委員や体育協会等と連携して、各種スポーツ大会や軽スポーツ教室・スポーツによる健康づくり事業を実施します。

◆「誰もがオリンピックを目指して」、順天堂大学と連携してトップアスリートを招きスポーツイベントを開催します。

◆スポーツ・レクリエーションを通じて健康づくりを推進します。

事業名 (継続) スポーツ競技力向上事業

専門スポーツの競技力向上を図るため、郡市民体育大会出場への強化練習など体育協会の事業を支援し、活動促進を図ります。また、スポーツを通じ子どもたちの心身の健全な育成を図るためスポーツ少年団の活動を支援します。

事業名 (継続) 生涯スポーツ環境整備事業

町民が快適にスポーツ施設を利用できるように、スポーツ施設（水と緑の運動広場・房総のむら多目的広場・町民プール・町民グラウンド・学校開放施設）の適切な管理を行います。

政策5-3 地域に根ざした

芸術・文化の育成と文化財等の 保護・活用を推進します

現状と課題

- ◆本町の文化芸術発信拠点である「ふれあいプラザさかえ」の平成25年度の利用者数は20万人弱です。心の豊かさや生きがいを求めて文化や芸術に親しもうとする人の活動の場、情報の交換・享受の場として、また、地域の文化や歴史に触れ郷土意識を高め、町民相互のふれあいの場としても「ふれあいプラザさかえ」は重要な拠点です。本町の文化・芸術活動の振興のため、老朽化対策とともに利用者の利便性向上に向けた施設の機能改善、民間活力の導入を含めた管理運営の適正化、文化・芸術情報の発信や事業企画の充実、文化芸術活動の中心となる団体、人材の育成等が求められています。
- ◆本町には龍角寺や龍角寺古墳群・岩屋古墳など、日本の国家形成期の遺跡が一地域に集積する全国的にも稀有な文化財があります。歴史的に貴重な文化財は、次代に受け継がなければならない地域の宝であり、地域づくりや郷土愛の醸成のためにも保護・活用が求められています。特に龍角寺古墳群については保全活用に関する整備計画を策定するとともに、栄町文化財サポーターなどとの協働による普及活動を推進し、観光資源としても効果的に活用することが必要です。

施策の体系

政策5-3 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を推進します

施策5-3-1 文化芸術発信拠点の充実

施策5-3-2 歴史資料の公開・活用

施策5-3-3 文化財保護の拡充

施策の内容

施策5-3-1 文化芸術発信拠点の充実

生涯学習課

目指す成果

文化芸術に触れたり、学習意欲を刺激しあう機会の提供により、町民個々がスキルアップし、心豊かにいきいきと生活している。

成果指標

指標名	ふれあいプラザさかえの利用人数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
199,632人 (25年度)	207,600人	211,700人	215,900人	220,200人
指標説明	ふれあいプラザさかえの年間利用人数			

主な事業

事業名	(拡充) ふれあいプラザさかえ施設管理・運営事業
施設の利用者にとって、安全で安心な施設の維持・管理及び施設運営の外部委託の検討を含め、適切な運営を行います。	
事業名	(継続) ふれあいプラザさかえ施設改修事業
ふれあいプラザさかえにおいては老朽化が進んでおり、施設・設備の修繕を進めます。	
事業名	(継続) 文化芸術振興事業
町民に対して、文化・芸術に触れる機会及び情報を提供します。	
事業名	(継続) 文化芸術団体支援事業
文化芸術団体に対して、活動の場及び発表の機会を提供します。	

目指す成果

本町の歴史、文化遺産等を史実に基づき、調査、収集及び記録し、公開することにより、町民の愛郷心を高揚させ、永く後世に伝えられている。

成果指標

指標名	歴史的公文書の整理保存作業			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
8% (25年度)	15%	20%	25%	30%
指標説明	現在保有する歴史的公文書の整理保存作業の進捗割合			

主な事業

事業名	(継続) 町史編さん事業
栄町史を、史料編・別編・通史編に分けて編さんし刊行することで、栄町の歴史を書物として読み、学習することができ、町民の愛郷心が高まるようにします。	
事業名	(継続) 記録史料の保存・公開事業
自治組織等の管理する文書などの整理保存作業を文化財サポーターとの協働により、継続的に進捗させ、かつ、歴史的公文書等の収集・整理・公開体制の整備を図ることで、町民等による地域史料の閲覧・利用について、利便性を高めます。	

目指す成果

文化財が持っている重要性への理解が深まり、文化財の保護への意識が高まっている。
また、国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳の公有地化が図られ、その保全・活用のための整備計画の策定や主要な古墳等の調査が実施され、その成果が活用されている。

成果指標

指標名	文化財サポーターの登録者数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
26人 (26年度)	31人	36人	41人	46人
指標説明	発掘調査の成果や普及活動等を行う栄町文化財サポーター数			

主な事業

事業名	(継続) 龍角寺古墳群保全・活用事業
龍角寺古墳群について主要な古墳等の調査を実施し、関係機関と協議を行い、史跡案内板設置等を含めた保全活用に関する整備計画を策定します。	
事業名	(継続) 文化財の調査・保護事業
町内に所在する歴史的文化財等の保全を進めていきます。また、埋蔵文化財も開発と保護の調和を図るため記録保存等による適切な処理を行います。発掘調査の成果や普及活動等を行う栄町文化財サポーターの活動を支援します。	

●自立した 持続可能なまちをつくる (行政経営)

政策6-1 目的を明らかにした成果志向型の
行財政運営を推進します

政策6-2 効率的な行財政運営により
行政サービスを向上させます

政策6-3 公正で透明性の高い
行政運営を推進します

政策 6-1 目的を明らかにした成果志向型の 行財政運営を推進します

現状と課題

- ◆行政の使命は、より良い公共サービスを町民に提供することによって、その時点での町民満足度の高い町政を目指す必要があります。
そのためには、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用しながら、優れた先見性を発揮して、政策決定や施策の実施に取り組んでいく必要があります。
そして、町の将来像を実現するには、職員一人ひとりが、それぞれの組織に求められる使命を十分に認識し、あらゆる場面で町民の視点から検討・提案し実施していくことが求められています。そして、目標管理制度を活用することにより、組織や職員一人ひとりの使命や仕事を明確にし、町の課題を解決していく必要があります。
さらに、国、県、その他の地方公共団体の情報をいち早く吸収し、町の課題に対して効果的な提言が出来る人材の育成が求められています。
- ◆広域的な行政課題については、近隣市町との連携により取り組むことが一層重要となっています。
本町では廃棄物の処理や成田国際空港圏の地域振興、公共交通機関の充実等で広域連携を行っています。が、効率的な行政サービスの提供や、先駆的な施策の展開を行っていくためには、広域連携をさらに拡大し連携・協力関係を強化していくことが求められています。

施策の体系

政策6-1 目的を明らかにした成果志向型の行財政運営を推進します

施策6-1-1 町長・副町長の円滑な執務の支援

施策6-1-2 人的資源の充実

施策6-1-3 自主・自立的な行政運営の推進

施策6-1-4 広域行政の推進

施策の内容

施策6-1-1	町長・副町長の円滑な執務の支援	総務課
---------	-----------------	-----

目指す成果

町長等は円滑に公務遂行が出来ている。

成果指標

指標名	調整不足による公務への不都合数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	調整不足により公務へ不都合が生じた件数			

主な事業

事業名	(継続) 渉外事業
町長の公務が円滑に遂行できるよう日程・移動手段等の調整をします。町長が町を代表し、個人又は団体との交際・交渉等に要する経費を適切に支出します。	
事業名	(継続) 共催及び後援事業
栄町行事の共催及び後援に関する規程に基づき、申請内容を審査し各種団体の行事を支援します。	
事業名	(継続) 栄典事務事業
栄典(勲章・褒章)潜在候補者のリストを整理し、県に報告するとともに該当者の推薦手続を行います。栄町感謝状贈呈要綱の規定により推薦された方に対し、贈呈手続を行います。	
事業名	(継続) 資産等の公開事業
町長の資産等の公開を行います。	

施策6-1-2	人的資源の充実	総務課
---------	---------	-----

目指す成果

職員一人ひとりが組織目標を前提とした目標管理を行い町の課題を解決していくことにより、町の行政運営が円滑かつ効率的に図られている。そのような町政に対して、町民は高い信頼感を感じている。

成果指標

指標名	職務目標を達成した職員の割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
85% (25年度)	87%	88%	89%	90%
指標説明	目標管理制度により目標を達成した職員の割合をいいます。			

主な事業

事業名	(拡充) 人材育成事業
目標管理制度の活用や職員研修の機会を増加させることにより、社会情勢や町の課題などに的確に対応できる職員を育成します。また、目標管理制度の実施により、それぞれの職員の仕事を明確にし、職務の向上を目指します。	
事業名	(継続) 職員健康管理事業
職員が快適な職場環境の下、良好な健康状態を保ちつつ意欲的に職務を行えるよう、職員の健康診断等を行うとともに心の健康づくりに努めます。	
事業名	(継続) 福利厚生事業
職員（退職者を含む）や家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、公務災害補償請求等事務手続及び負担金の支払い、退職関係手続及び負担金の支払い、年金者連盟等の事務を行います。	

施策6-1-3	自主・自立的な町制の推進	企画政策課
---------	--------------	-------

目指す成果

トップマネジメント及び、計画と予算・組織の関連づけの強化、PDCAサイクルの運用などを的確に行うことにより、町民満足度が高まり町民から信頼されている。

成果指標

指標名	基本計画に掲げられた施策目標の達成指標数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	95	96	97	98
指標説明	各施策の103の成果指標内目標を達成した指標の数			

主な事業

事業名	(継続) トップマネジメント強化事業
◆町長は、町の将来像などの町政理念を、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民に対してリーダーシップを発揮します。 ◆町長の迅速かつ適切な意思決定を支援するため、政策協議の場としての政策会議を強化します。	
事業名	(拡充) 行政評価システムの円滑な運用事業
PDCAのマネジメントサイクルに基づき、適切な評価・分析を行うことにより、改善点を明確にした上で、予算編成や組織づくりに反映させ、総合計画や個別計画の目標達成に向けた取り組みを行っていきます。	
事業名	(継続) 行財政改革推進事業
魅力あるまちづくりを進める為には、これまで以上の行財政改革を図る必要があり、最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立ち、町民のニーズや新たな行政課題に対応できる行財政運営を推進します。	
事業名	(拡充) 若い世代のまちづくり参加事業
若い世代の方々の意見を聴取する機会を設け、その意見をまちづくりに活かしていくと共に、まちづくり活動に参加する意欲のある方々が自ら企画・実行できるように支援していきます。	

施策6-1-4	広域行政の推進	企画政策課
---------	---------	-------

目指す成果

近隣市町との連携し、事業の共同処理及び事業を実施することによって、事務や事業の合理化が図られている。

成果指標

指標名	周辺市町と連携している組織数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
37団体 (26年度)	37団体	38団体	39団体	40団体
指標説明	一部事務組合など、広域市町で取り組んでいる組織数			

主な事業

事業名	(継続) 成田空港圏関係自治体との連携事業
成田空港に隣接している強みを活かし、成田空港圏関係自治体と連携協力して、成田空港からの人・物・財の流れを町に取組み、町の活性化を図ります。	
事業名	(継続) 広域行政連携事業
ごみやし尿の処理、印旛沼の水質改善、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実など、町単独では困難、非効率な事業を周辺市町と共同して効果的に事業や要望活動を行います。 また、消防の広域化についても関係機関との話し合いや要望を行っていきます。	

政策6-2 効率的な行財政運営により 行政サービスを向上させます

現状と課題

◆本町の財政は、歳入面では主要な自主財源である町税が、生産年齢人口の減少などにより大幅に減少している一方、歳出面では急速な高齢化による医療費や介護給付費等の社会保障費が増加していることに加え、町施設の老朽化の進行により維持補修費も年々増加していることなどから、健全財政の確保が課題となっています。

そのため、将来にわたって安定的に自立した財政基盤を構築し、行政サービスを向上させていくためには、経常的な経費の抑制に加え、人口増加や産業活性化等の推進による自主財源の確保、公有財産の有効活用、各種施設の使用料や手数料の改定、収納率の向上など、財政健全化の確保に向けたあらゆる施策に取り組むことが求められています。

施策の体系

政策6-2 効率的な行財政運営により行政サービスを向上させます

施策6-2-1 公共事業等の適正な執行

施策6-2-2 財産の適正な維持管理

施策6-2-3 情報通信化の推進

施策6-2-4 効率的な行政運営を行うための地籍調査の推進

施策6-2-5 正確な窓口事務

施策6-2-6 適正な人員による効率的な組織運営

施策6-2-7 相談業務の充実

施策6-2-8 健全な財政運営の推進

施策6-2-9 公平で適正な課税事務の推進

施策6-2-10 町税等収納管理の充実

施策6-2-11 適正な会計事務の実施

施策6-2-12 統計の充実

施策6-2-1	公共事業等の適正な執行	財政課
---------	-------------	-----

目指す成果

予算の効率的な執行に加え、地域経済の活性化のため、公共事業等の早期発注が図られています。

成果指標

指標名	上半期（9月）までの事業費に対する発注率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
68% (26年度)	70%	72%	74%	76%
指標説明	公共事業の予算計上額に対する契約済額の割合			

主な事業

事業名	（拡充）公共事業の適正な執行
町内業者の育成や雇用の安定等を図るため、地元企業の受注機会の確保に努めます。 さらに、公共事業の早期発注に努めていきます。	
事業名	（継続）入札・契約適正化事業
◆公正で透明性・競争性の高い入札・契約手続きの実施に努めていきます。 ◆契約した工事等について、適切に履行されたかの検査を行います。	

施策6-2-2	財産の適正な維持管理	財政課
---------	------------	-----

目指す成果

行政サービスを提供するための公共財産を適正・安全に維持管理し、効率のよい財産管理を進めることにより、町民が安心して利用できている。

成果指標

指標名	管理する財産（土地、建物等）等の事故報告件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	町が管理する庁舎等の建物や町有地における年間の事故件数			

主な事業

事業名	(新規) 公共施設等総合管理計画の策定事業
公共施設等の全体の状況を把握し、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行っていくための計画を策定していきます。	
事業名	(継続) 庁舎及び公共施設維持管理事業
役場庁舎等の公用公共施設の適正な維持管理を行います。	
事業名	(継続) 町有地管理及び処分事業
町有地の適正な管理を行います。町有地の貸付け、売却を行い、効率のよい財産管理を進めていきます。	
事業名	(継続) 庁用自動車運行管理事業
庁用自動車の適正な運行管理を行います。庁用自動車を良好な状態で運転できるよう整備点検を行います。	
事業名	(拡充) 備品等管理事業
備品については、台帳整備を行うなどして適正な管理を行います。 また、消耗品については一括管理を行い、無駄なく使用します。	

施策6-2-3	情報通信化の推進	財政課
---------	----------	-----

目指す成果

各種サーバ及びパソコンのシステム等が正常に稼働し、技術的セキュリティが保たれており、また新しいシステムを導入し、より良い電子サービスが利用できる状態になっている。

成果指標

指標名	各種サーバ・システムが異常停止している日数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0日 (25年度)	0日	0日	0日	0日
指標説明	システム又はハードウェアの不具合により、異常停止している日数			

主な事業

事業名	(継続) 庁内電算システムセキュリティ事業
各種システム及び電算委託に関するIP管理、システム管理、セキュリティ監視、保守手配等を行います。	
事業名	(継続) 広域行政ネットワークシステム管理事業
公的個人認証サービス、eL TAX・LGWAN、メール等に利用されているサービス提供装置の保守等を行います。	
事業名	(継続) 情報機器等の管理事業
職員が使用しているソフトウェア及びハードウェアの修復、修理の手配等を行います。	

施策6-2-4	効率的な行政運営を行うための地籍調査の推進	建設課
---------	-----------------------	-----

目指す成果

地籍が明確化されたことによる、土地境界のトラブル回避や、土地取引・公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、課税の適正化等が図られている。

成果指標

指標名	地籍調査の完了延べ面積（地籍調査対象面積2,074ha）			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
17ha (25年度)	57ha	44ha	22ha	47ha
指標説明	栄町地籍調査事業実施計画による成果認証面積（一工区3年工程で完了）			

主な事業

事業名	（継続）地籍調査事業
地籍調査を行うことで、町民の財産である土地を明確にし境界に関する様々な問題を解決していきます。	

施策6-2-5	正確な窓口事務	住民課
---------	---------	-----

目指す成果

正確な窓口事務を処理することで、町民はニーズにあった証明書の交付等を迅速に受けることができる。

成果指標

指標名	正確な証明書等の交付			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
100% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	証明書作成の際、申請と証明書の内容に誤りがないか職員間で確認し、交付の際に申請者に確認し、正確な証明書を交付している割合。			

主な事業

事業名	(継続) 窓口証明書交付事業
申請者の各種証明書等を正確かつ迅速に交付するとともに、申請者への適切な応対による窓口サービス体制の整備を図ります。 なお、旅券交付事務が千葉県から権限移譲された場合は、適正に対応して行きます。	
事業名	(継続) 住民基本台帳管理事業
住民基本台帳を適正に管理します。 また、住民基本台帳ネットワークシステムによる市町村間の住民異動情報等を適切に管理します。	
事業名	(継続) 戸籍管理事業
戸籍届出書の審査、受理を適正かつ迅速に行い、戸籍台帳を適正に管理します。 また、戸籍事務の効率化を図ります。	
事業名	(新規) 個人番号制度推進事業
個人番号制度の適切な運用を図るため情報ネットワークの構築、個人情報保護、例規の整備を図ります。 また、町民の利便性の向上を図るため番号制度を活用したサービスの提供を図ります。	

施策6-2-6	適正な人員による効率的な組織運営	総務課
---------	------------------	-----

目指す成果

職員の意識改革を図るとともに適材適所の職員配置により、少数精鋭の職員による組織が運営されている。

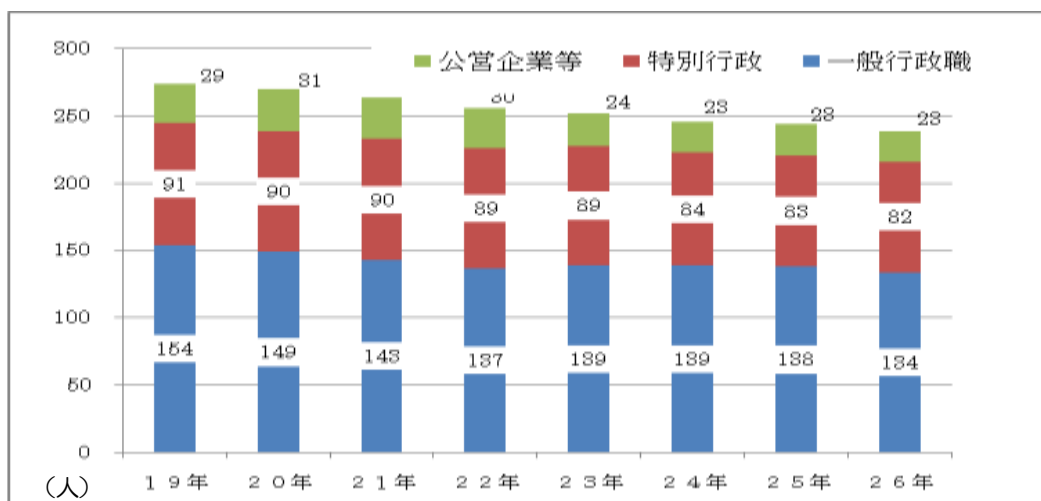
成果指標

指標名	定員適正化計画の達成率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
— ()	100%	100%	100%	100%
指標説明	定員適正化計画に定める各年度の目標とする職員数（A）と実績数（B）との比較値（C）（ $C = A/B$ ）			

主な事業

事業名	（継続）定員適正化事業
職員数を減員しつつも外部委託や多様な任用形態の活用を進め、適正な人員による行政運営を推進します。	
事業名	（拡充）効率的な組織編成事業
人口減少や高齢化の進展を踏まえ、既存の組織の見直しや窓口のワンストップ化等を進め、より効率的な組織を編成します。	
事業名	（継続）給与関係事業
適正な給与水準の下、毎月の給与、期末勤勉手当及び子どもに係る手当の支払いを行うとともに、共済組合に対して各種事務手続や負担金の支払いを行います。	
事業名	（新規）多様な任用形態の活用事業
多様な任用形態の活用の一環として、窓口業務など定型的業務について日々雇用職員の活用を進めるとともに、任期付、再任用職員の活用を進めていきます。	

職員数の推移



資料：総務課

施策6-2-7	相談業務の充実	総務課
---------	---------	-----

目指す成果

町民が、日常生活の不安や悩み、被害にあったときに、解決のヒントが見つけれられる窓口になっている。

成果指標

指標名	相談対応率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
100% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	人権・行政相談、交通事故相談に関する相談に対して、相談者への助言や専門機関窓口を紹介するなどし、解決のヒントが見つけれられるような対応をしている。			

主な事業

事業名	(継続) 各種相談事業及び人権啓発事業
町民からの日常生活の不安や悩み、被害にあった相談に対して、解決のヒントが見つけれられるような情報などを提供します。また、子どものいじめや体罰、女性・高齢者・障がい者などへの差別や押しつけ、いやがらせ等を未然に防ぐため、人権啓発事業を行います。	

施策6-2-8	健全な財政運営の推進	財政課
---------	------------	-----

目指す成果

国・県の補助金等の特定財源を活用し、借入金を必要最小限に留め、元金償還以上の借入を行わず地方債残高の削減に努めます。

成果指標

指標名	地方債残高の削減			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
8,027百万円 (25年度)	7,800百万円	7,600百万円	7,400百万円	7,200百万円
指標説明	投資的経費を単に抑制でなく特定財源を活用し、新規借入金の削減を目指す。			

主な事業

事業名	(継続) 健全財政の推進事業
◆各種施策や事業の実施や点検・見直しを財政面から評価し、一般財源必要額と効果の比較等を行います。 ◆歳入面では、国・県の財源などを活用し、歳出面では事業の見直しなどにより効率化を推進することにより、経常収支比率を改善していきます。	
事業名	(継続) 予算編成事業
総合計画の進捗状況や、町を取り巻く財政環境などにに基づき予算編成方針を策定し、各課に事業の財源を配分し、可能な限り本計画の重点事業の推進が図れるよう予算を編成します。	
事業名	(継続) 予算執行管理事業
予算に計上された歳入の収入状況と歳出の支出状況を把握し、年度内の資金不足を回避し、決算において黒字を確保するよう、各課の予算執行の管理・指導を行います。	
事業名	(継続) 地方交付税算定事業
町の大きな財源である普通交付税・特別交付税の確保に向けて適切な基礎数値等の算定を行います。	
事業名	(継続) 町債借入・管理事業
町債現在高を減少させるため、返済額以上の借入れをしないことを原則とし、将来負担を軽減していきます。また、起債借入事務を適切に行っていきます。	
事業名	(拡充) 中・長期財政計画の策定事業
今後の財政運営について、町税をはじめとする歳入の予測及び各種計画と連携した歳出の見通しを中・長期的な視点から検討し、財政計画を作成していきます。	
事業名	(拡充) 地方公会計整備事業
平成27年度から29年度までの3年間で統一的な基準による地方公会計の整備のため、固定資産台帳等を整備し、財務書類の作成を進めていきます。	

施策6-2-9	公平で適正な課税事務の推進	税務課
---------	---------------	-----

目指す成果

公平で適正な課税事務を行い、課税内容の説明責任を果たすことにより、納税義務者が課税内容を理解し信頼している。

成果指標

指標名	個人住民税の賦課決定割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
98.84% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	所得状況把握者数／納税義務者数			

指標名	資産税の税額適正割合			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
99.98% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	適正件数／納税義務者数			

主な事業

事業名	(継続) 住民税賦課事業
適正な課税データの把握に努め、それに基づき、正確な税額を決定・更正等の課税事務を行うことにより税負担の公平化を図ります。	
事業名	(継続) 資産税賦課事業
評価基準に基づき、課税客体の把握・調査を行い、評価の適正と均衡を図り、税負担の公平化を図ります。	
事業名	(継続) 軽自動車税賦課事業
申告の内容を精査し、適正で公平な賦課事務を行います。	
事業名	(継続) たばこ税賦課事業
たばこ税の申告に基づき内容を精査し、適正で公平な賦課事務を行います。	
事業名	(継続) 租税教育推進事業
税務署との共催により、小学校高学年、中学生を対象として、税金の仕組みや納税の大切さを理解してもらうための租税教室を開催します。	

施策6-2-10	町税等収納管理の充実	税務課
----------	------------	-----

目指す成果

納税者は、課税内容を十分に理解したうえで納得して納期内に納付している。また、納税相談や滞納処分等の滞納整理を通して滞納者が減り、町税等の負担の公平が実現されている。

成果指標

指標名	徴税の収納率（現年分）			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
97.8% (25年度)	98.0%	98.1%	98.2%	98.3%
指標説明	町税（国民健康保険税を除く）全体の収納額／調定額			

指標名	徴税の収納率（過年分）			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
14.1% (25年度)	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%
指標説明	町税（国民健康保険税を除く）全体の収納額／調定額			

主な事業

事業名	（継続）収納対策事業（現年度分）
納税者の納め忘れの防止や納期内納付率向上のため、口座振替を推進するとともに、町税等収納補助員による臨戸訪問及びコールセンターによる電話催告を早期段階で実施するほか、職員による納税交渉等を計画的に実施し、年度内収納を推進します。	
事業名	（拡充）収納対策事業（過年度分）
滞納者に対し、実態調査等により現状を把握し、悪質な滞納者には預貯金等の財産調査を積極的に行うと共に徹底した臨戸訪問を行うなど、滞納処分を強化して滞納額の縮減を図ります。 また、担税力がないと認められる場合には、執行停止などの措置を行っていきます。	
事業名	（継続）収納管理事業
納付された税金について、迅速かつ正確に消し込み処理を行います。これにより、常に最新の納付状況を把握し、証明書発行に反映させるとともに、滞納整理の効率化を図ります。	
事業名	（拡充）納付環境等改善事業
納税者に対し、土曜開庁やコンビニエンスストア、口座取扱金融機関の拡大など納付環境の拡充を図ると共に納付書の大きさを拡大するなど利便性を向上させていきます。	

施策6-2-11	適正な会計事務の実施	出納室
----------	------------	-----

目指す成果

適正な出納事務並びに厳格な会計審査が行われ、会計事務指導により伝票の不備件数の発生が抑制され、公金の安全かつ確実有利な運用がされており、納付し易い環境が整備されている。

成果指標

指標名	歳出伝票の不備件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
4.6% (25年度)	2.6%	2.3%	2.0%	1.7%
指標説明	不備の歳出伝票数／歳出伝票の総数			

主な事業

事業名	(拡充) 出納事業
◆現金、物品等の出納・保管、小切手の振り出し、決算の調整など適正な出納事務の執行と現金等の保管・管理の検査を行います。 ◆資金収支計画による適正な公金の出納及び安全かつ確実有利な公金の運用に努めます。 ◆納付の利便性向上のため、口座振替取扱金融機関の拡充を図ります。	
事業名	(継続) 会計審査事業
支出負担行為票、支出命令票等を厳格に審査し、正確で迅速な収入・支払事務を行います。 また、財務規則に基づき適正な会計事務が行われるよう指導を行います。	
事業名	(継続) 県税等取扱事業
千葉県から委託されている県収入証紙の売捌きや県税収入について、その取扱と県への報告及び納付を行います。	

施策6-2-12	統計の充実	企画政策課
----------	-------	-------

目指す成果

正確かつ円滑な統計調査が実施されているとともに、的確な情報提供が行われている。

成果指標

指標名	各種統計調査票提出率			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
91% (25年度)	100%	100%	100%	100%
指標説明	工業統計・国の基幹統計の提出率			

主な事業

事業名	(継続)統計調査事業
統計調査がスムーズに行われるよう、対象者への事前の周知をはじめ、調査員への調査に関する指導の徹底を図ります。	

政策 6-3 公正で透明性の高い 行政運営を推進します

現状と課題

◆町民と行政との信頼関係を高めるためには、行政は、地方分権・地域主権の進展に即応し、法令等に則した公正な行政運営を行うことはもとより、個人情報の保護に配慮しつつ、町民と情報を共有し、透明性の高い行政運営を行っていくことが必要です。

そのためには、それらを実現するためのツールである情報公開制度や会議公開制度、個人情報保護制度などについて町民の関心を高めていくことが求められています。また、職員は、法令等を十分理解し、法務能力を向上させていくことが求められています。

施策の体系

政策6-3 公正で透明性の高い行政運営を推進します

施策6-3-1 監査の充実

施策6-3-2 選挙事務の執行

施策6-3-3 不当要求等の防止

施策6-3-4 平和行政の推進

施策6-3-5 固定資産の適正評価

施策6-3-6 法令を遵守した事務執行

施策6-3-7 行政文書等の適正な管理

施策6-3-8 情報公開と個人情報保護の適正な運用

施策6-3-9 円滑な議会運営の支援

施策の内容

施策6-3-1	監査の充実	総務課
---------	-------	-----

目指す成果

町の財務に関する執行及び事務事業の管理が適法、適正かつ効率的に行われているか審査され、町民の税金等が適正に使われている。

成果指標

指標名	定例監査における監査対象件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
7件 (25年度)	7件	7件	7件	7件
指標説明	地方自治法の規定により実施する定例監査（毎年10月実施）について、重点的に監査の対象とする事務事業等の数			

主な事業

事業名	（継続）監査事業
町の財務に関する執行及び事務事業の管理が適法、適正かつ効率的に行われているかどうかについて、各種の監査等を実施します。	

施策6-3-2	選挙事務の執行	総務課
---------	---------	-----

目指す成果

公平・公正な選挙執行と情報提供により、町政と選挙への信頼と関心が高まっている。また、投票環境が整備され迅速で投票しやすい状態となっている。

成果指標

指標名	選挙執行に係るミス件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	各種選挙における管理執行の手続きにおいて、選挙の自由公正を著しく欠くような事案の件数			

主な事業

事業名	(継続) 選挙管理事業
公職選挙法に基づき、適正に選挙人名簿を管理します。また各種選挙において、公平・公正な選挙の管理執行及び情報提供を行い、投票しやすい環境を整備します。	

施策6-3-3	不当要求等の防止	総務課
---------	----------	-----

目指す成果

暴力、威圧的な行為また法令等に違反した行為が無くなり、スムーズな行政事務や平穏な町民生活が送れている。

成果指標

指標名	不当要求による重大な問題発生件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	不当要求に起因して、町民や町に重大な不利益を及ぼした事案の件数			

主な事業

事業名	(継続) 不当要求等防止事業
◆行政を対象とした暴力や不当要求に対し、町職員が的確に対応できるよう、事例収集、情報提供のほか研修等への参加を推進します。 ◆町民に対し暴力団等による不当要求等を防止するための情報を提供します。	

施策6-3-4	平和行政の推進	総務課
---------	---------	-----

目指す成果

町民が平和の尊さについて理解し、平和な社会が形成されている。

成果指標

指標名	情報提供回数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
3回 (25年度)	3回	3回	3回	3回
指標説明	町広報誌やホームページへの情報掲載回数			

主な事業

事業名	(継続) 自衛官募集推進事業
自衛官募集に関する情報を、町民に提供します。	
事業名	(継続) 領土問題・非核平和事業
北方領土等の領土問題及び核兵器廃絶と恒久平和に対する町民の理解と関心を深めるために、広報活動を実施します。	

施策6-3-5	固定資産の適正評価	総務課
---------	-----------	-----

目指す成果

固定資産の価格に関する不服について、公正な判断ができる体制になっている。

成果指標

指標名	審査決定件数に対して、裁判所に対して取り消しの提起を行い、取り消された件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	固定資産の価格に対する不服申し立てに係る審査結果について、裁判所へ提起され、裁判所が審査結果を取り消す決定をした件数			

主な事業

事業名	(継続) 固定資産評価審査事業
固定資産課税台帳に登録された価格に対し、不服申し立てがあった場合に、その価格が適正かどうかを審査し公正な判断を行います。	

施策6-3-6	法令を遵守した事務執行	総務課・出納室
---------	-------------	---------

目指す成果

町が行う各種政策、施策等が、法令等に違反することなく効果的に実施されている。

成果指標

指標名	法制上の手続の不備による重大な問題の発生件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	当該年度において、不十分な法令解釈や例規等の不備などに起因して、町民や町に重大な不利益を及ぼした事案及び議会等公の場において著しい法的不備を指摘された事案の件数			

主な事業

事業名	(拡充) 法令執務能力向上推進事業
各課の事務事業について法令等との整合性が確保されるよう努めるとともに、各課等が作成した例規等や議案の審査を行います。また、職員研修などを通じて職員の法制執務能力の向上を図ります。	
事業名	(継続) 議案審査・調整事業
法令等との整合性が確保された適正な議案を作成するため、法令や判例、解説書、過去の事例等を参考に、各課等が作成した議案の審査や調整を行います。	
事業名	(継続) 行政手続等適正化事業
行政における各種手続の公正性や透明性を確保するため、行政手続法及び栄町行政手続条例並びに行政不服審査法の趣旨を遵守した適正な手続が行われるよう、各課等に対し、行政手続などに関する助言や指導を行います。	
事業名	(継続) 例規システム及び法令書等管理事業
最新の法令、例規等に基づいた適正な事務事業の執行を確保するため、町例規集の加除編集及びホームページへの搭載、法令や事例などを掲載した業務参考図書の加除等を管理し、職員に最新の法規資料を提供します。	
事業名	(拡充) 会計事務適正管理事業
公正な会計事務を行うため、公金等適正管理マニュアルを見直すとともに、マニュアルに基づく適正な事務の執行を指導します。	

施策6-3-7	行政文書等の適正な管理	総務課
---------	-------------	-----

目指す成果

行政文書等が適正に管理され、町的意思決定や町民等との意思疎通が的確に行われている。

成果指標

指標名	行政文書等の不適切な取扱いによる重大な問題の発生件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	当該年度において、行政文書の不適切な取扱いや公印の不適正使用などに起因して、町民や町に重大な不利益を及ぼした事案の件数			

主な事業

事業名	(継続) 行政文書管理事業
行政文書の受領及び收受、作成、施行並びに保存が適正に行われるよう、各課等に対し、行政文書の管理に関する助言や指導などを行います。	
事業名	(継続) 公印管理事業
公印の適正な取扱いを確保するため、公印台帳を整備するとともに、各課等が作成した行政文書への公印押印の必要性を審査し、承認するなどにより、公印を適正に管理します。	

施策6-3-8	情報公開と個人情報保護の適正な運用	総務課
---------	-------------------	-----

目指す成果

町民が必要な情報を的確に入手でき、町政を信頼し、町政への関心が高まっている。

成果指標

指標名	行政情報の公開又は町の個人情報の取扱いに関する異議・苦情等の件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
0件 (25年度)	0件	0件	0件	0件
指標説明	当該年度において、不適切な行政文書の非公開又は町の不適切な個人情報の取扱いに対して異議・苦情等が寄せられた事案の件数			

主な事業

事業名	(継続) 個人情報保護制度運用事業
個人情報保護制度の適正な運用を図るため、町民が、権利として、町が保有する自己に関する個人情報の適正な取扱いをコントロールできるよう、各課等に対し、個人情報の保護に関する助言や指導などを行います。	
事業名	(継続) 情報公開制度運用事業
情報公開制度の適正な運用を図るため、町民が、権利として、町政情報を容易かつ的確に入手できるよう、町民の相談に応じて適切な情報提供を行うとともに、各課等に対し、行政文書の公開に関する助言や指導などを行います。	
事業名	(継続) 会議公開制度運用事業
会議公開制度の適正な運用を図るため、町民が、附属機関等の会議における審議過程を理解できるよう、各課等に対し、附属機関等の会議の公開に関する助言や指導などを行います。	
事業名	(継続) 行政資料情報提供事業
町が保有する行政資料を町民が自由に閲覧し活用できるよう、行政資料室の管理運営を行います。	

施策6-3-9	円滑な議会運営の支援	議会事務局
---------	------------	-------

目指す成果

議事機関としての議会の会議が、法令等に基づき円滑に運営されている。また、議会の政策立案機能及び行政運営に対する監視機能が強化されると共に、議会情報が町民に適時・適切に提供され、町民の町政及び議会活動に対する理解や関心が高まっている。

成果指標

指標名	議会ホームページへのアクセス件数			
現状値	27年度	28年度	29年度	30年度
6,201件 (25年度)	6,300件	6,350件	6,360件	6,370件
指標説明	栄町議会ホームページへのアクセス数			

主な事業

事業名	(継続) 議会運営事業
円滑な会議の運営により議会の機能が十分に発揮できるよう、会議（本会議・委員会）運営全般に係る事務を適正に処理すると共に議事進行を支援します。	
事業名	(継続) 議員活動支援事業
議長の公務補助をはじめ、議員研修の実施や他市町の先進事例など必要な情報を積極的に提供するなど、議員の活動を支援します。	
事業名	(拡充) 議会情報公表事業
町政及び議会活動への理解や関心が高まるよう、録画映像を含めた会議内容並びに会議結果等の議会情報全般について、議会ホームページや町広報紙等を活用し適宜・適切な提供及び公表を行います。	

資料編

資料 1**栄町議会の議決すべき事件を定める条例**

平成 23 年 9 月 26 日
栄 町 条 例 第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき条例で定める議会の議決すべき事件は、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 栄町政策審議会設置条例

平成23年9月26日
栄町条例第12号

(設置)

第1条 総合計画等の策定及び推進、簡素で効率的な町政を実現するための行政改革（第3条第2号において「行政改革」という。）の推進その他の町政に関する重要事項について調査審議するため、栄町政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画等」とは、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に基づき栄町の行政全般に係る政策又は施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画並びに栄町の個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画をいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合計画等の策定に関する事項
- (2) 行政改革の推進を図るための大綱の策定に関する事項
- (3) 総合計画等又は前号の大綱に基づく政策又は施策の推進及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町政に関する重要事項

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、地方公共団体の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(栄町総合計画審議会設置条例及び栄町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 栄町総合計画審議会設置条例（昭和43年栄町条例第15号）

(2) 栄町行政改革推進委員会設置条例（昭和60年栄町条例第20号）

(経過措置)

3 この条例の施行前に栄町総合計画審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について栄町総合計画審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「総合計画審議会会長」を「政策審議会会長」に、「総合計画審議会委員」を「政策審議会委員」に改め、同表中行政改革推進委員会会長の項及び行政改革推進委員会委員の項を削る。

資料3	栄町政策審議会委員
-----	-----------

小 林 弘 和	会 長	渋 田 智重子	委 員
徳 永 巖	副会長	高 橋 康 夫	委 員
飯 野 真 子	委 員	塚 田 湧 長	委 員
石 井 滋	委 員	中 澤 一 夫	委 員
石 塚 秀 徳	委 員	八田羽 和 枝	委 員
大 野 久 男	委 員	林 原 陽 子	委 員
勝 田 幸 司	委 員	藤 田 義 友	委 員
川 上 栄 一	委 員		

資料4	諮問書及び答申書
-----	----------

栄 企 第 6 2 号
栄町政策審議会 様

栄町第4次総合計画基本構想の変更（案）及び後期基本計画（案）
について（諮問）

このことについて、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により諮問します。

平成27年2月10日

栄町長 岡田 正市

記

1 諮問趣旨

（1）基本構想の改正について

栄町第4次総合計画基本構想につきましては、将来像を「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」と定め、平成24年度を初年度とし、平成30年度を目標年次として将来像の実現にむけて様々な施策を推進しております。

そのような中、後期基本計画を策定するにあたっては、町の活性化により、人口減少に歯止めをかけることが、最大の懸案事項となっています。

また、栄町の都市計画の基本となる栄町都市計画マスタープランを町の活性化や定住・移住の促進を始め、良好な居住環境の形成や地域産業の活性化を促す土地利用の展開などために、現在策定していますが、マスタープランの内容を基本構想の土地利用構想とすべく、現在の基本構想の「土地利用構想」を変更することといたしましたので、その案について、審議をお願いするものです。

（2）後期基本計画について

基本計画につきましては、基本構想期間の7年間について、前期を平成24年度から平成26年度までの3年、後期を平成27年度から平成30年度までの4年と定めております。

そこで、平成27年度からの後期基本計画の案について、審議をお願いするものです。

2 諮問事項

（1）栄町第4次総合計画基本構想の変更（案）について

（2）栄町第4次総合計画後期基本計画（案）について

栄 政 審 第 1 号
平成27年2月26日

栄町長 岡田正市 様

栄 町 政 策 審 議 会
会 長 小 林 弘 和

栄町第4次総合計画基本構想の変更（案）について（答申）

平成27年2月10日付け栄企第62号で諮問のありました栄町第4次総合計画基本構想の変更（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は適切なものと認めます。

栄 政 審 第 2 号
平成27年3月20日

栄町長 岡 田 正 市 様

栄 町 政 策 審 議 会
会 長 徳 永 巖

栄町第4次総合計画後期基本計画の変更（案）について（答申）

平成27年2月10日付け栄企第62号で諮問のありました栄町第4次総合計画後期基本計画（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は適切なものと認めます。

資料5	後期基本計画策定経緯
-----	------------

平成26年

4月	前期基本計画の評価
9月	計画改定の方針決定
10月 1日 ～31日	広報さかえにて、後期基本計画策定に関する意見募集
11月 9日	住民からの意見調整会議（第1回）
11月18日	関連計画、新規・拡充事業打合せ（第1回）
11月19日	住民からの意見調整会議（第2回） 計画概要打合せ
11月20日	関連計画、新規・拡充事業打合せ（第2回）
11月25日	議会（全員協議会）で計画概要説明
12月15日	関連計画、新規・拡充事業打合せ（第3回）
12月16日	関連計画、新規・拡充事業打合せ（第4回）
12月19日	政策審議会（第1回）

平成27年

1月 9日	施策の内容打合せ（第1回）
1月14日	施策の内容打合せ（第2回）
1月15日	施策の内容打合せ（第3回）
1月16日	施策の内容打合せ（第4回）
1月19日	現状と課題打合せ（第1回）
1月21日	現状と課題打合せ（第2回）
1月23日	重点プロジェクト打合せ
2月 5日	パブリックコメント打合せ
2月 9日	計画（案）のパブリックコメント ～23日
2月24日	議会（全員協議会）で計画（案）の報告
2月26日	政策審議会（第2回）計画の諮問
3月20日	政策審議会（第3回）計画の答申

栄町第4次総合計画 後期基本計画

(平成27年3月)

発行／栄町

編集／栄町企画政策課

〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

TEL 0476-33-7701